

令和7年度 第2回岡山県日本型直接支払等推進委員会 次第

日時：令和7年11月26日(水) 9:30～12:30
場所：ピュアリティまきび 2階 千鳥の間

1 開 会

2 挨 捶

3 協議事項

(1) 農業振興地域整備基本方針の変更について

(2) 中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興加算の目標設定について

(3) 中山間地域等直接支払制度の市町村取組事例について

4 その他伝達事項

5 閉 会

岡山県日本型直接支払等推進委員会 名簿

令和7年11月26日 (水)

ピュアリティまきび 2階 千鳥

所 属	役 職	氏 名	備考
委 員	(株)バイトマーク (シニア野菜ソムリエ)	代 表	江草 聰美
	岡山大学大学院 環境生命自然科学研究科 (工学部)	教 授	九鬼 康彰
	山陽新聞論説委員会	委 員	小松原 竜司
	岡山県商工会連合会	会 長	田村 正敏
	岡山大学大学院 環境生命自然科学研究科 (農学部)	准教授	駄田井 久
	(一財)岡山経済研究所	主任研究員	西村 宰
	(一社)岡山県婦人協議会	副会長	久宗 旬子
	元 県職員 (普及指導員)		藤井 聖子 欠席

(敬称略 五十音順)

岡 山 県	農村振興課 (事務局)	課 長	金平 啓二	
	農地調整班 (農業振興地域制度)	総括参事	森 貴子	
		主事	光嶋 祥高	
	中山間地域農業推進班 (中山間地域等直接支払)	総括副参事	難波 明代	
		副参事	伊藤 啓泰	

傍聴要領

岡山県日本型直接支払等推進委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻 15 分前までに、会場受付で 氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意 し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

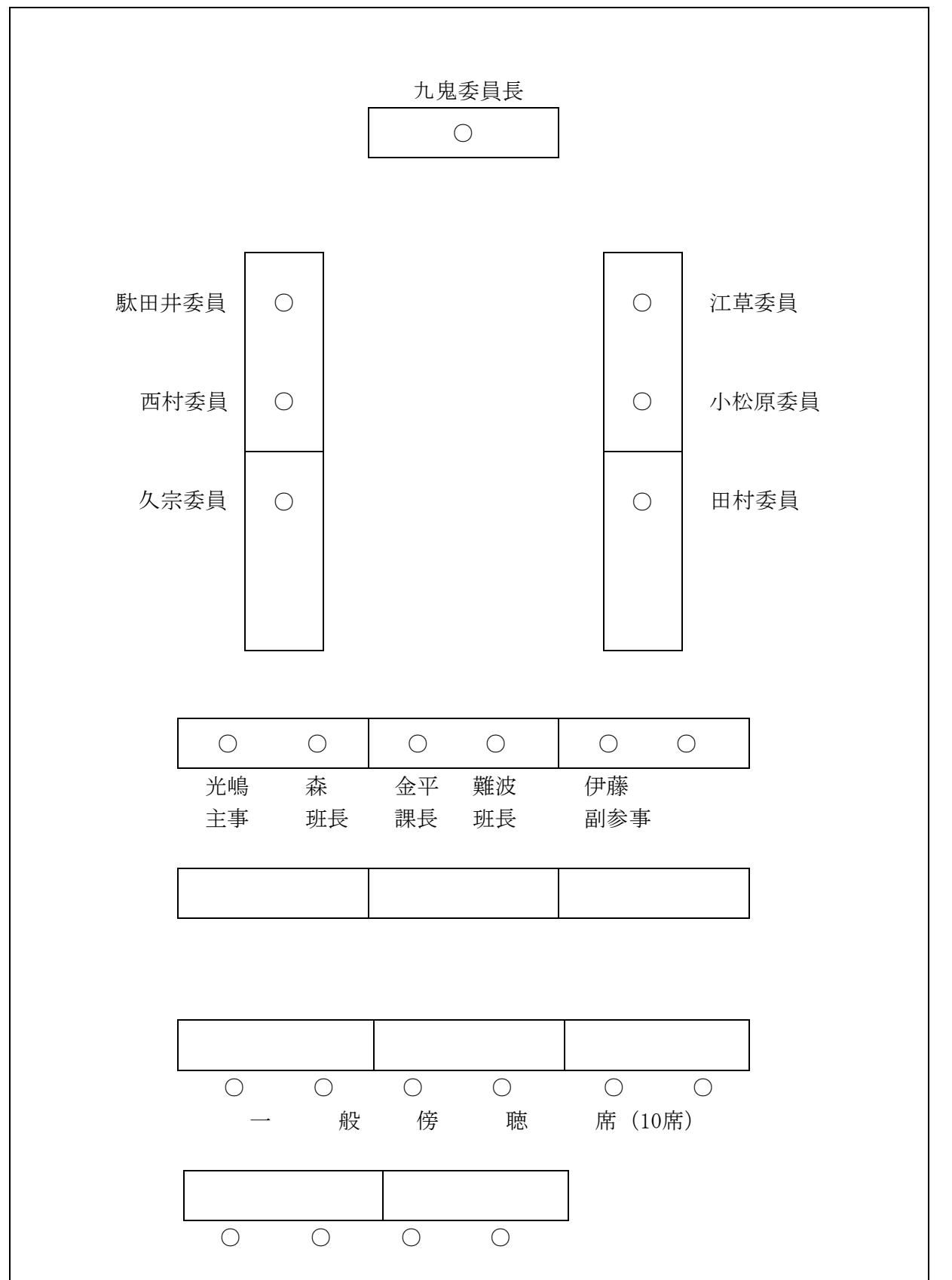
3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と 可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

令和7年度第2回岡山県日本型直接支払等推進委員会 配席図

令和7年11月26日 9:30~12:30
ピュアリティまきび 千鳥



資料No. 1

令和7年度 第2回
岡山県日本型直接支払等推進委員会

農業振興地域整備基本方針の変更について

令和7年11月

岡山県農林水産部

農業振興地域整備基本方針の変更について

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（国基本指針）」が変更されたことを受け、「岡山県農業振興地域整備基本方針（県基本方針）」を変更することとしており、このたび、素案がまとまつたので岡山県日本型支払推進委員会委員に意見等を求める。

1 県基本方針の変更のポイント

(1) 確保すべき農用地の面積目標

54.3千ha（令和5年）⇒ 約51.1千ha（令和17年）

※国が示した設定基準に基づき算定

- ・これまでのすう勢が継続した場合などの減少 △5.6千ha
- ・施策効果による増加 2.4千ha

(2) 農用地等の確保のための取組として、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化の推進等による農地の保全などを新たに位置付ける。

(3) 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項について、指定予定地域の規模等の見直しを行う。

2 県基本方針（変更）の素案の概要

別紙のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月19日 パブリックコメント募集

～12月18日

令和7年11月～12月 市町村、学識経験者等への意見照会

令和8年1月 意見を踏まえた県基本方針（案）の農林水産委員会報告

令和8年1月 国への協議

令和8年3月 県基本方針の変更

農業振興地域整備基本方針（変更）の素案の概要

(注) 下線部分が変更箇所

第1章 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

第1 基本的考え方

1 県面積目標

R 5 : 54. 3 千ha → R 17 : 約 51. 1 千ha

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

- 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化の推進等による農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。
- 地域計画と連携しつつ、スマート農業技術の導入や農地の大区画化、水田の畠地化の推進、農業水利施設の長寿命化など、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。
- 農地転用を伴う農用地区域からの除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本とし、より適切かつ厳格な運用を図る。

第2 農業上の土地利用の基本的方向

- 南部農業地帯、中北部農業地帯に分け、農業及び農業的土地利用の推進について、地域に応じた農地の効率的な利用を図る。

第2章 農業振興地域の位置及び規模

- 指定予定地域 地域数：27地域、総面積：531, 578ha

第3章 基本的事項

第1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

1 整備及び開発の方向

- 農業生産基盤の整備を推進するとともに、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。

2 農業地帯別の構想

- 南部農業地帯においては、水田の大区画化や排水施設、暗渠排水などの農業生産基盤の整備を推進する。
- 中北部農業地帯においては、農業生産活動の継続のために地形条件等に沿った農地や農道、農業用排水路の整備を進める。

3 広域整備の構想

- 市町村農業振興地域整備計画と連携を保ちつつ、広域的な整備を推進する。

第2 農用地等の保全に関する事項

1 保全の方向

- 荒廃農地の発生防止と再生・利用に努めるとともに、地域住民を含めた多様な主体の参画によって、保全・管理を図る。

2 保全のための事業

- ・ 各種農地防災事業や農業生産基盤整備事業を実施し、農用地等を保全する。

3 保全のための活動

- ・ 農地利用の集積を基本に、地域に応じた対策を講じるとともに、中山間地域等直接支払制度の活用による持続的な保全活動を進める。

第3 農業経営の規模拡大及び農用地等の総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模拡大等の促進の方向

- ・ 地域計画の実現に向け、農地中間管理事業等の各種施策を活用して、担い手への農地利用の集積・集約化を進める。

2 農業地帯別の構想

- ・ 南部農業地帯においては担い手への農地利用の集約化等により個別経営の規模拡大を進めるとともに、中北部農業地帯においては集落組織の育成や法人化の推進を図る。

- ・ 主要な営農類型：水稻・麦複合など19類型

第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作目、農業地帯別の構想

- ・ 重点作目別に消費者ニーズに対応した高品質・高付加価値化を進めるための体制等の整備を図るとともに、南部農業地帯及び中北部農業地帯別に作目ごとの施設等の整備を進める。

2 広域整備の構想

- ・ 農協の広域化に伴う既存の米麦施設の再編・能力増強や、野菜の広域連携出荷に向けた選果・出荷体制の整備などを推進する。

第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 施設の整備の方向

- ・ 県立青少年農林文化センター三徳園、農業大学校、中国四国酪農大学校等において実践的かつ体系的な研修の実施に当たり必要な施設等を整備する。

2 育成及び確保のための活動

- ・ 青年等就農資金等の各種農業制度資金の活用、優良農地の集積、就農情報の提供と研修制度を活用した就農支援等を進める。

第6 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 安定的な就業の促進の目標

- ・ 多様な担い手の確保を図るとともに、兼業農家の安定的就業環境を確保する。

2 就業機会の確保のための構想

- ・ 6次産業化や地域特産品の活用、地域の実情を踏まえた産業の計画的導入等により就業機会を確保する。

第7 良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

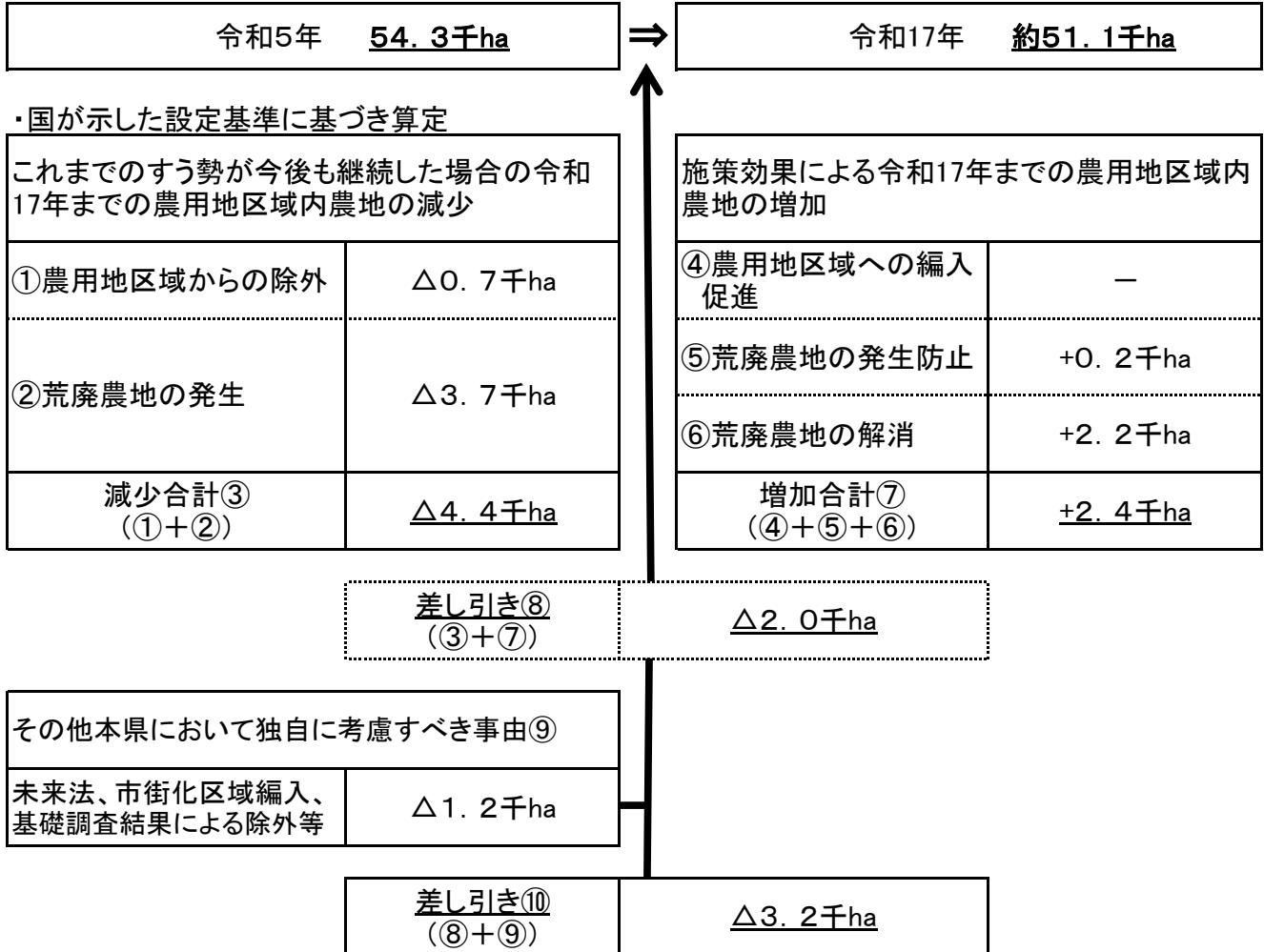
- ・ 誰もが住みたい農村づくりを目指して、生活環境施設の整備を推進する。

2 生活環境施設の整備の構想

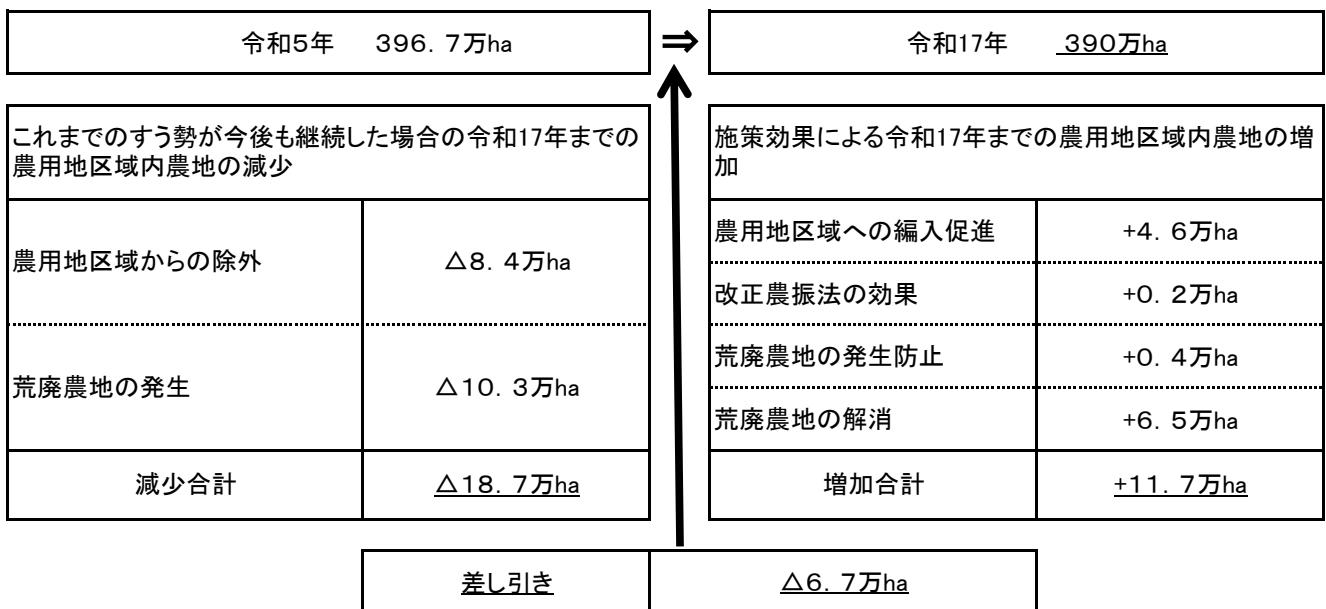
- ・ 適正かつ効率的な施設の配置や、景観等の地域資源を活用した施設整備を進め、住民が豊かで潤いのある生活を享受できる施設を整備する。

県基本方針における面積目標の算定

【岡山県】



【参考：国】



《注》 ラウンドの関係により数値が合わない場合がある。

昭和 44(1969)年度策定
昭和 50(1975)年度変更
昭和 60(1985)年度変更
平成 14(2002)年度変更
平成 20(2008)年度変更
平成 22(2010)年度変更
平成 27(2015)年度変更
令和 3(2021)年度変更
令和 7(2025)年度変更

岡山県農業振興地域整備基本方針(素案)

令和 7(2025)年 11 月

(注) 下線部分が変更箇所

岡 山 県

目 次

第1章 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	
第1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
1. 県面積目標	1
2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	1
第2 農業上の土地利用の基本的方向	3
1. 南部農業地帯	3
2. 中北部農業地帯	4
第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	6
第3章 基本的事項	
第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	9
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2. 農業地帯別の構想	9
3. 広域整備の構想	10
第2 農用地等の保全に関する事項	11
1. 農用地等の保全の方向	11
2. 農用地等の保全のための事業	11
3. 農用地等の保全のための活動	11
第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業 上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	13
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業 上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	13
2. 農業地帯別の構想	13
第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	16
1. 重点作目別の構想	16
2. 農業地帯別の構想	17
3. 広域整備の構想	19
第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	20
1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	20
2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	20
第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する 事項	21
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2. 農村地域における就業機会の確保のための構想	21
第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を 確保するための施設の整備に関する事項	22
1. 生活環境施設の整備の必要性	22
2. 生活環境施設の整備の構想	22

第1章 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

第1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

1. 県面積目標

本県の耕地面積は、昭和36(1961)年をピークとして減少を続け、令和5(2023)年現在は62千ヘクタールであり、過去のすう勢が今後も継続した場合は減少傾向が続くものと見通される。

農地は農業生産の基盤であり、食料自給率の向上と、安全で安心な食料の安定供給の確保を図る観点から、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の農地を、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが必要かつ重要である。

また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

以上の状況を踏まえ、各種施策の積極的な推進により、必要な農地の確保及びその有効利用に努めるとともに、特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等を可能な限り保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るものとする。

令和17(2035)年の農用地区域内において確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積の目標（県面積目標）については、基準年となる令和5(2023)年現在で54.3千ヘクタールであるが、優良な農地の確保とその有効利用に向け、農業振興地域制度の適切な運用と次に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を積極的に推進することにより、令和17(2035)年には約51.1千ヘクタールの確保を目指すものとする。

2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

(1) 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定される地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等による農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

(2) 農業生産基盤の整備及び保全

農業生産基盤整備事業等の農業経営の基盤強化の促進に必要な施策は、原則として農業振興地域の農用地区域を対象として行うものとし、地域計画と連携しつつ、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備、食料需要等も踏まえた水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を推進する。

また、農業水利施設については、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、計画的な保全管理を推進する。

これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適當

と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(3) 非農業的 土地需要への対応

やむを得ず非農業的 土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本とし、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用や、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積・集約化に支障が生じないことなど、より適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

なお、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定により実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(5) 農業振興地域整備計画の策定・変更

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域制度を適正に運用し、編入要件を満たす農地を編入するとともに、特に、転用目的が非農業である除外に際しては、厳格化された農地転用の許可基準に従って、転用の抑制に努める。また、手続については、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(6) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内における農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(7) 公用施設又は公用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第1条の2第3項に規定される地方公共団体の責務に鑑み、可能な限り早期の段階で法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(8) 推進体制の確立等

法第4条に定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更、法第8条及び第9条に定める農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、必要に応じ幅広く関係団体等の意見を求めるものとする。

第2 農業上の土地利用の基本的方向

1. 南部農業地帯

本地帯は、瀬戸内海に面した県の南部一帯であり、吉井川、旭川、高梁川の県内三大河川の下流域に広がる平野部を中心に、内海の島しょ部、県中北部の丘陵部にまたがる地帯で、総面積は県土のおおむね4割を占めている。温暖寡雨の典型的な瀬戸内式気候で、沖積層、花崗岩等が分布している。耕地は、肥沃な水田を中心とする広大な平野部、その北部の丘陵部には樹園地、畑が広がり、中北部地帯に比べ概して農業立地条件に恵まれており、収益性も高い。

この地帯に含まれるほとんどの市町は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域が指定され、市街化区域と市街化調整区域の区分や用途地域等の決定がなされており、さらに全ての市町で農業振興地域の指定を受け、計画的な土地利用を図っている。

人口はほとんどの市町で減少傾向にあり、高齢化が進行し少子化が定着する中では、増加は見込み難い。今後は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化、産業の振興などの施策の積極的な展開をすることにより、中心市街地や地域の拠点の周辺への人口の集積傾向が続くものと予測される。

また、県南新産業都市区域、吉備高原地域テクノポリス開発計画地域、備後工業整備特別地域等に指定され、県外からの企業誘致や地場企業の高度化などへの取組を積極的に図ってきた地域である。産業形態としては、本県産業の先導的役割を果たしている水島工業地帯を中心とする基礎素材型産業が主体であり、中北部地帯に比べ商工業の集積度が高い。また、瀬戸大橋、山陽自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、岡山空港等の整備に伴い、「人・もの・情報」が行き交う交流拠点としての優位性を一段と高めている。

今後、広域交通網の整備や水島港など港湾の機能強化など、交通・物流基盤の強化が進められることにより、西日本の交通の結節点としての優位性を生かした企業誘致や起業化の促進等が図られ、さらに発展するものと予測されている。

こうした社会経済情勢により、県内産業の均衡のとれた振興を図るため、今後増加が見込まれる産業用地等については、秩序ある土地利用のもとで、農業的土地利用と非農業的土地利用との十分な調整を行い、優良な農地の維持・保全に努めるものとする。

農業及び農業的土地利用の推進方向

ア 吉井川、旭川、高梁川の下流沿岸流域に広がる沖積平坦部の水田は、良好な土地条件と優れた団地性を有するとともに、基幹用排水施設が整備され、集団的な農地として利用し得る条件を備えている。今後はさらに農地の大区画化や汎用化の整備等を進め、集団的な農地として水稻のほか、大豆、麦、野菜等の栽培を推進することによって、効率的な利用を図る。

また、岡山市、倉敷市等の市街地周辺では都市近郊的立地条件を生かした野菜、花き等集約的で高収益な園芸農業を展開することで農地の効率的な利用を図る。

イ 瀬戸内海沿岸の干拓地の水田や畑は、肥沃な土壤と優れた団地性を備え、かつ、基幹用排水施設の整備が実施され、優良な農地としての土地条件が整っている。水田は、汎用化のための用排水分離や暗渠排水を進め、集団的な農地として水稻のほか、大豆、麦、野菜、飼料作物等の栽培を推進することにより、効率的な利用を図る。

ウ 瀬戸内海沿岸の丘陵地の農地は、緩やかな傾斜を有し、露地野菜、果樹、花きの栽培を中心に利用されている。一部地域ではかんがい施設の整備が実施されているものの、農地の水源はため池が主体であることから、干ばつの被害を受けやすいため、今後とも、ため池改修等を推進することにより、農地の効率的な利用を図る。

エ 岡山平野の北部丘陵地帯の農地は、古くから樹園地として利用されており、一部地域ではかんがい施設の整備が実施されていることから、今後も果樹栽培を中心に農業上の

利用を確保する。

- オ 吉備高原の南部地域は、ほ場整備が実施された水田に加え、かんがい施設が整備された畠地が比較的多い集団的な農地で、水稻のほか、野菜、果樹等が栽培されている。今後とも、農道整備を推進するとともに、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。
- カ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。
- キ 丘陵部の山林原野等については、今後、肉用牛の通年方式による放牧や草地の再生・利用を含めた開発を実施し畜産の振興を図る。

2. 中北部農業地帯

本地帯は、県下の三大河川により細分化された上流地域に位置し、中部丘陵地帯から中国山地南麓地域にかけ変化に富んだ地形を形成しており、総面積は県土のおおむね6割を占めている。中部は概して温暖寡雨で花崗岩、石英粗面岩等が分布し、北部は、日本海式気候に近い積雪寒冷地帯であり、花崗岩、秩父古生層等が分布している。

また、耕地は吉備高原、津山盆地、美作台地、蒜山高原等のなだらかな広がりを持つ地域を主体として河川、山林など複雑な地形の中に分散しているが、地形的制約から南部地帯より畠地の構成比の高い地域が多い地帯である。

土地利用については、全ての市町村で農業振興地域の指定を受け、さらに7市町においては、都市計画法第8条第1項で定める用途地域の指定がなされ、計画的な利用を図っている。

この地帯は、農林業が基幹産業であるが、中国横断自動車道岡山米子線や中国縦貫自動車道等広域交通網の整備により関西圏への近接性が高まり、この立地条件を生かして、県外からの企業誘致を積極的に推進している。

人口は減少傾向にあり、過疎化、高齢化が進行している。過去のすう勢からすると今後もこの傾向は続くものと予測されるが、今後、広域交通網の整備が進められ、地場産業の技術力の向上にも波及効果のある県外からの企業誘致や既存企業の活性化や起業化、公的産業団地等を核とした商工業の振興等が見込まれ、将来の発展性が期待される地域である。

こうした社会経済情勢により、今後の農村における土地利用は、広域交通網や内陸工業団地等の整備に伴う商工業の振興等に対して、地域の特性を踏まえ、長期的視点に立って農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を通じた調整を図り、農業、農村の活性化に努めるものとする。

農業及び農業的土地利用の推進方向

- ア 吉備高原の北部地域は、ほ場整備が実施された水田やかんがい施設が整備された畠地が比較的多く、集団的な農地として整備されており、水稻、野菜、果樹等が栽培されている。しかし起伏が多い複雑な地形であり、集団的な農地としての利用を一段と高めるために、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。
- イ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。
- ウ 吉井川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、ほ場整備等の水利条件の整備が実施されており、集団的な農地となっている。今後とも水田の汎用化等により一層大豆、飼料作物等を栽培し、効率的な利用を図る。
- エ 旭川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、比較的団地性を有し、一部地域では、ほ場整備が実施され、水田の汎用化等が図られている。その他の農業生産基盤整備が進んでいない地域では、新たな基盤整備の推進や新規作物の導入を進め、農地のより一層

の効率的な利用を図る。

- オ 北東部の緩傾斜丘陵地帯で農地造成によって整備された優良な畑では、果樹、畜産等の団地化に努めてきたが、担い手の高齢化等により荒廃農地が発生してきている。今後はこれらの地域においては、農業生産基盤の再整備を実施するとともに新規作物の導入を進め、農地のより一層の効率的な利用を図る。
- カ 中国山地の比較的団地性を有している水田は、ほ場整備等が実施され、水稻のほか、水田の汎用等による大豆や花き等新規作物の導入を通じて、農地の効率的な利用を図る。特に、山間部にある棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を推進する。
- キ 中国山地で農地造成によって整備された集団性の高い優良な畑は、夏季冷涼な気象条件を生かすとともに、野菜などの輪作体系の確立等により、効率的な利用を図る。
- ク 山間地域の山林原野等については、採草放牧地の造成や肉用牛の夏山冬里方式等の放牧により効果的な利用を図る。
- ケ 蒜山高原はなだらかな高原地帯であり、水田は、ほ場整備等も実施され、水稻のほか、野菜、飼料用作物等の作付けも盛んであることから、今後とも効率的な利用を図る。また、畠地や草地については、野菜と飼料作物との輪作を支援することにより効率的な利用を図るとともに、ぶどうを新たな品目として推進する。

第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

本県における農業振興地域として指定することを相当とする地域（以下「指定予定地域」という。）の位置及び規模はおおむね下表のとおりとする。

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模		備考
			総面積	〔農用地面積〕	
南部農業地帯	岡山地域 (岡山市)	岡山市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区、流通業務地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>ha</u> <u>60,137</u>	<u>ha</u> <u>(16,295)</u>	
	倉敷地域 (倉敷市)	倉敷市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>19,237</u>	<u>(4,142)</u>	
	玉野地域 (玉野市)	玉野市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	6,588	<u>(1,142)</u>	
	笠岡地域 (笠岡市)	笠岡市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	10,594	<u>(2,426)</u>	
	井原地域 (井原市)	井原市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域等を除いた区域	23,174	<u>(2,739)</u>	
	総社地域 (総社市)	総社市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	19,806	<u>(2,573)</u>	
	備前地域 (備前市)	備前市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>20,133</u>	<u>(815)</u>	
	瀬戸内地域 (瀬戸内市)	瀬戸内のうち、港湾法に基づき定めた臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>11,209</u>	<u>(2,953)</u>	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模		備考
			総面積	(農用地面積)	
南部農業地帯	赤磐地域 (赤磐市)	赤磐市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	<i>ha</i> <u>17,942</u>	<i>ha</i> <u>(2,942)</u>	
	浅口地域 (浅口市)	浅口市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	5,431	<u>(1,207)</u>	
	和気地域 (和気町)	和気町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	11,708	<u>(1,266)</u>	
	早島地域 (早島町)	早島町のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び流通業務地区等を除いた区域	<u>371</u>	<u>(143)</u>	
	里庄地域 (里庄町)	里庄町全域	1,223	<u>(253)</u>	
	矢掛地域 (矢掛町)	矢掛町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	8,836	<u>(1,428)</u>	
	吉備中央地域 (吉備中央町)	吉備中央町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>23,998</u>	<u>(2,566)</u>	
地帶計		(15市町 15地域)	<u>(240,387)</u>	<u>(42,890)</u>	
中北部農業地帯	津山地域 (津山市)	津山市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>34,299</u>	<u>(6,168)</u>	
	高梁地域 (高梁市)	高梁市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	48,600	<u>(4,573)</u>	
	新見地域 (新見市)	新見市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	65,715	<u>(4,889)</u>	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模		備考
			総面積	(農用地面積)	
中北部農業地帯	真庭地域(真庭市)	真庭市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha 48,327	ha <u>(7,060)</u>	
	美作地域(美作市)	美作市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	31,520	<u>(3,996)</u>	
	新庄村地域(新庄村)	新庄村のうち、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除いた区域	2,717	(416)	
	鏡野地域(鏡野町)	鏡野町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	23,152	<u>(2,631)</u>	
	勝央地域(勝央町)	勝央町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域を除いた区域	5,033	<u>(1,586)</u>	
	奈義地域(奈義町)	奈義町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	3,321	<u>(1,052)</u>	
	西粟倉地域(西粟倉村)	西粟倉村のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	1,281	<u>(158)</u>	
	久米南地域(久米南町)	久米南町のうち、規模の大きな森林を除いた区域	7,564	<u>(1,352)</u>	
	美咲地域(美咲町)	美咲町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	19,662	<u>(2,143)</u>	
地 帯 計		(12 市町村 12 地域)	(291,191)	<u>(36,024)</u>	
県 計		(27 市町村 27 地域)	(531,578)	<u>(78,914)</u>	

(注) 農用地面積は、農業振興地域内にある農地と採草放牧地の合計面積で、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査に基づく令和5(2023)年12月31日現在の数値 農用地面積は、ha未満を四捨五入しており、計が合わないことがある。

第3章 基本的事項

第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

食料の安定供給の確保や持続的な農業の展開のためには、農業生産の基盤である農地や農業水利施設等の改善が重要である。そのためには、地域の合意形成を図るとともに、環境との調和や生物多様性の保全に配慮しながら、地域の特性を生かしたきめ細かな農業生産基盤整備を推進する必要がある。

(1) 農業生産基盤整備の対象区域

原則として農用地区域を対象に農業生産に必要な農業用水の確保や農地の整備とともに農道の整備を実施する。

(2) 本県の農業の特性を踏まえた農業生産基盤整備事業の推進

南は瀬戸内海から北は中国山地に展開する多様な農業経営を支援するため、環境との調和や生物多様性の保全に配慮し、地形条件・自然条件など地域特性を生かした農業生産基盤整備を推進する。また、今後は、高度成長期に造成した土地改良施設が耐用年数を迎えることから、施設の適切な維持管理と更新が重要となってくることから、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。

2. 農業地帯別の構想

(1) 南部農業地帯

ア 田の整備

平地農業地域においては、担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、生産性の更なる向上や農地の有効利用を図るため、水田の大区画化や大豆、麦、野菜等への生産転換を促進する排水施設や暗渠排水などの農業生産基盤の整備を推進する。また、整備においては、新技術や省力・低コスト技術の導入、ＩＣＴ技術を活用した用水管理や営農、水利情報の提供体制の構築などに積極的に取り組む。

イ 畑及び樹園地の整備

冬季温暖な瀬戸内海沿岸に展開する畠作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかんがい施設や暗渠排水等の整備を推進する。

ウ 草地・飼料畠の整備

土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畠の整備を推進する。

(2) 中北部農業地帯

ア 田の整備

平地農業地域では、担い手の確保や集落営農の推進を図るため、担い手への農地利用の集積・集約化や水田の大区画化・汎用化などの優良な営農条件の確保に向けた生産基盤整備を進める。

また、中山間地域では過疎化・高齢化等により著しく集落機能が低下しており、農業生産活動の継続のために地形条件や地域ニーズ等に沿った農地や農道、農業用排水路の整備を進める。棚田地域については、水源の涵養や自然環境の保全に加え、良好な景観の形成等の多面的機能が十分發揮できるよう、農業生産活動の推進や棚田の保全を図る。

イ 畑及び樹園地の整備

夏季冷涼な中国山地を中心に展開する畠作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかん

がい施設や暗渠排水等の整備を推進する。

ウ 草地・飼料畑及び放牧用施設の整備等

土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑の整備による飼料の増産に努める。特に中山間地域では、山林原野等の放牧利用を図るため、放牧用施設等の整備を推進する。

3. 広域整備の構想

地域の実情、経済的条件等から市町村の区域を越えて事業を推進することが農業水利施設の保全、農地の大区画化や汎用化の推進、農道の整備・保全等において効果的である場合は、市町村農業振興地域整備計画と有機的な連携を保ちつつ、広域的な農業生産基盤整備を推進する。

(1) 農業水利施設の保全

農業用水の安定供給と施設の維持管理の負担軽減を図るため、国営及び県営の事業により整備された基幹的農業水利施設について、営農の実態を考慮した上で、生産性の向上、管理の省力化、農業経営の合理化と近代化を目的とした整備を推進する。

(2) 農地の大区画化や汎用化の推進

農業の生産性を向上させるため、農地の大区画化や汎用化を積極的に推進する。また、取組に当たっては、地域の特性に応じた土地利用型農業や高付加価値型農業の展開を目指す。

(3) 農道の整備・保全

広域農業主産地を形成する地域の流通機構の改善、高生産性農業の推進、農業の近代化等のため、市町村と連携して、基幹的な農道の整備と既存農道の保全対策を実施する。

第2 農用地等の保全に関する事項

1. 農用地等の保全の方向

農業は、農用地を活用し、安定的に農産物を供給するとともに、農業生産活動等を通して生じる県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その機能の適切な発揮が期待されている。しかし、本県においても、担い手の減少や高齢化とも相まって依然として新たな荒廃農地が発生しており、農業生産活動の継続によりその発生を防止するとともに、荒廃農地の解消に向けて再生・利用と保全管理に努め、多面的機能の増進と農業生産力の維持・向上を図る必要がある。

中山間地域等の生産条件の不利な地域では、その不利性を克服し、荒廃農地の発生を防止するために、集落協定に基づく持続的な保全活動への支援と土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発と農業生産基盤の整備を推進し、多面的機能の適切な発揮に資する必要がある。

一方、本県では災害が比較的に少ないものの、大雨や台風等による災害に対して農用地の維持・保全を図るために、今後とも、ため池や排水施設の整備、地すべり防止対策等を計画的に推進する必要がある。

また、農用地の維持・保全を図る上で重要な農業用水等の適切な保全・管理は、農村地域では過疎化、高齢化、混住化等に伴う集落機能の低下により困難となっている。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画によって、保全・管理を図っていく必要がある。

2. 農用地等の保全のための事業

県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、農用地等は、農業生産活動を通して生じる多面的機能を有しており、安心して暮らせる安全な農村づくりと美しく魅力ある県土づくりを推進するため、各種農地防災事業や農業生産基盤整備事業を実施し、これら農用地等を保全する必要がある。

(1) 農用地等の土壤浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

災害を受けやすい農地や農業用施設を守るために、危険な箇所や老朽化し機能低下した施設の点検に努めるとともに、緊急を要するものから重点的、計画的に整備を推進する。

農業用水の安定供給と県土の保全に資するため池については、自然生態系を保全しつつ整備を推進するとともに、県南地域においては、周辺の都市化の進行に伴う立地条件の変化による湛水被害を防止するため、排水機や樋門などの排水施設の整備を推進する。

(2) 農業生産基盤整備事業等による荒廃農地の整備・復旧

荒廃農地は、農地の区画整理を行うほ場整備区域に編入し、周辺農地と一体的に整備・復旧を図る。

3. 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の解消と適切な保全管理の支援

農地の保全・有効利用対策としては、荒廃農地の発生の防止及び再生・利用と保全管理を中心とした解消を図ることとし、市町村と農業委員会は、荒廃農地の実態を把握し、再生と利用に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

支援策として、認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化を基本に、新規就農者の確保・育成、定年帰農者や作業受託組織への支援、農業協同組合や企業等による営農、都市住民による市民農園等の利活用、和牛の放牧、景観作物の導入など地域や個々の条件に即した対策を講じる。

(2) 地域共同活動、環境保全型農業への支援

多面的機能支払制度等を活用し、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による、農地・農業用水等の適切な保全・管理に資する基礎的な活動と生産資源の向上に

資する施設の長寿命化などの活動や農村環境の向上に資する活動、地球温暖化防止等に効果の高い環境保全型農業への取組を支援する。

(3) 意欲ある多様な農業者への農地利用の集積・集約化の促進

農業従事者の減少や高齢化により担い手が減少傾向にある中で、農地を有効に活用し、農業生産の拡大を図っていくため、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地利用の集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する。

(4) 集落協定に基づく中山間地域等の持続的な保全活動

中山間地域等の農村では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、県民にとって経済的損失が生じることが懸念されている。

このため、多面的機能の良好な発揮を図るため、生産条件の不利を補正するための支援を行う中山間地域等直接支払制度の活用により、農業生産活動を通して多面的機能を確保するとともに、荒廃農地の発生の防止及び解消を含め、農地の保全・有効利用を促進する。

(5) 景観農業振興地域整備計画の活用

市町村による景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を支援し、農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保と農山村地域に特有な景観の保全・創出を図る。

第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

目標すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画の実現に向け、農地中間管理事業等の各種施策を活用して、担い手への農地利用の集積・集約化を進める。

(1) 関係機関との連携

市町村、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と十分に連携して地域農業の将来像である地域計画の実現を積極的に支援する。また、農業関係試験研究機関、農業普及指導センター等による指導体制を整備するとともに、「岡山県農業経営・就農支援センター」等と相互に十分な連携を図り、農業経営基盤の強化を促進する。

(2) 農地中間管理事業等の活用

地域計画の実現に向けては、担い手の規模拡大を推進するため農地中間管理事業等の積極的な活用を市町村や地域へ働きかけ、農地利用の集積・集約化を推進する。

2. 農業地帯別の構想

干拓地に代表される平坦地等の広がりのある南部地域においては、農地の利用調整を通じた担い手への集積・集約化などにより個人経営の規模拡大を進める。

このうち、特に、所得が一定以上の経営等については、必要に応じて、法人形態への移行を誘導する。

中北部の中山間地域においては、担い手不足が顕著であるため、集落等を単位とした生産組織の育成や法人化の推進を図るとともに、高収益・高付加価値作物の積極的な導入による複合経営で所得向上を誘導する。

また、中北部に多い畜産を基幹とする経営では、スマート技術の導入等により飼養管理の省力化や労働生産性の向上を推進するとともに、耕畜連携による飼料作物の生産などにより、飼料生産基盤の充実に努め、飼料自給率の高い経営を目指す。

さらに、園芸を中心とした畑作地域においては、県振興品目・品種の導入により、所得向上を目指すように誘導するとともに、担い手への遊休園地の継承を推進し、産地の維持拡大を図る。

なお、これらの取組によっても担い手の確保が見込めず、荒廃農地の発生防止・解消が困難な地域においては、従来の担い手に加えて、新たに農業への参入が期待される企業等の多様な主体が地域農業の担い手となる体制を構築し、農地の有効利用を図る。

(1) 主要な営農類型

<モデル策定の前提条件>

所得目標及び労働時間：主たる従事者1人当たりの年間農業所得目標はおおむね500万円とし、年間総労働時間は1,800時間程度とする。

生産方式：おおむね10年後を目標として、実現可能な栽培飼養技術による適正で合理的な体系とする。

適応地域：地域の特性を生かした営農を確立するため、気候、標高、地形等から県内を
①岡山平野、②吉備高原、③津山盆地、④中国山地の4地域に区分し、営農類型ごとに適応地域を設定する。

番号	営農類型	作物	経営規模	適応地域
1	水稻・麦複合	水稻 二条大麦	30.0ha 40.0ha	岡山
2	水稻・麦・作業受託複合	水稻 小麦 水稻作業受託	20.0ha 12.0ha 10.0ha	吉備・津山
3	水稻・大豆複合	水稻 大豆 大豆収穫作業受託	20.0ha 12.0ha 8.0ha	全域
4	水稻・WCS用稻	水稻 WCS用稻	20.0ha 12.0ha	全域
5	水稻・飼料用米	水稻 飼料用米	20.0ha 12.0ha	全域
6	果樹専作	もも	1.0ha	岡山・吉備・津山
7	果樹専作	ぶどう (アレキ・シャインマスカット 紫苑)	0.6ha	岡山
8	果樹専作	ぶどう (ヒオネ・シャインマスカット)	0.9ha	岡山・吉備・津山
9	果樹専作	ぶどう (ヒオネ・オーロラブーラック・ シャインマスカット)	0.7ha	吉備・津山・中国
10	野菜専作	なす	0.2ha	岡山
11	野菜専作	トマト	0.4ha	吉備・中国
12	野菜専作	いちご	0.25ha	岡山・吉備・津山
13	野菜専作	はくさい・キャベツ	3.0ha	全域
14	花き専作	りんどう	0.6ha	吉備・津山・中国
15	花き専作	スイートピー	0.3ha	岡山
16	酪農専作	乳用牛 (ホルスタイン)	50頭	全域
17	酪農専作	乳用牛 (ジャージー)	80頭	中国
18	肉用牛専作	肉用牛 (繁殖・黒毛和種)	70頭	全域
19	肉用牛専作	肉用牛 (肥育・黒毛和種)	200頭	全域

(注) 適応地域の区分 岡山：岡山平野、吉備：吉備高原、津山：津山盆地、中国：中国山地

出典：令和5(2023)年6月「21世紀おかやま農業経営基本方針」

(2) 目標経営規模

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりおおむね500万円）を確保することができるものとする。

(3) 農地利用の集積・集約化の推進

担い手への農地利用の集積・集約化の目標を達成するため、市町村、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関が連携して地域計画を中心とした地域の話し合いをコーディネートすることにより、担い手への農地利用の集積・集約化を効率的・効果的に推進する。

なお、その推進に当たっては、農業委員会ネットワーク機構、岡山県農業協同組合中央会、岡山県土地改良事業団体連合会等と連携を図りながら、農地中間管理機構を中核的な事業体として活用する。

また、規模拡大を図る認定農業者等に対する低利融資制度の実施等により大規模経営体の育成や活動を支援する。

(4) 農地の効率的な利用の促進

生産性の向上を図るために、区画整理、用排水路等の基盤整備を実施するとともに、ももやぶどうなど園芸産地の育成などを進め、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用によるほ場の集約化や、農地流動化の促進による先進的経営の規模拡大を図る。

なお、地域だけでは農地としての維持が困難な場合には、NPO法人（民間非営利組織）やボランティア団体、農業協同組合、企業等の営農活動を支援するとともに、都市住民等が利用する市民農園など、農地の多面的利用についても提案していく。

(5) 農業生産組織の活動の促進

各種事業を効率的に活用するなど農業生産組織の活動を促進し、農業経営の規模拡大や総合的な農地の利用促進を図る。

第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

農業の近代化のための施設の整備について、南部、中北部各農業地帯の重点作目別の方向性を示すとともに、広域的に整備が必要な施設についての構想を示す。

なお、施設の整備、更新に当たっては、省エネルギー設備等の導入を検討するなど、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減にも配慮する。

1. 重点作目別の構想

(1) 水稲

消費者が求める付加価値の高い米、業務用米など、用途に応じた需要量を把握し、生産者への情報提供を通じて、主食用米や飼料用米等の適正な規模の作付けを推進する。また、法人化や担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大、省力・低コスト技術やICT等のスマート農業技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。

このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

(2) 麦類

水稻や大豆との二毛作として大規模経営体や集落営農組織へ積極的に推進し、土地利用率の向上による所得の確保を図るとともに、施肥技術の改善や基本技術の励行等により、実需者ニーズに即した高品質麦の安定生産を進める。また、担い手への農地利用の集積・集約化や作業受託等による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、高性能機械やスマート農業技術の導入を進め、生産の効率化とコスト低減を図る。大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図るとともに、施設がない地域においては広域的な出荷体制を整備する。

(3) 大豆

水田の利用率向上につながる重要な作物であることから、集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、省力機械化体系の技術開発や施設整備、スマート農業技術の導入、排水対策、土づくりの徹底、基本技術の励行により、収量・品質の向上を図る。

また、出荷調製施設の整備等による産地供給力の強化を図る。

(4) 野菜

県産野菜の主要品目である冬春なすや夏秋トマト、いちご等は、高品質な野菜として市場から評価されており、ブランドが確立されている。また、キャベツやたまねぎ等の加工・業務用野菜の需要増加にともない、法人等での生産が拡大している。

このため、県産野菜のブランド力の強化や生産拡大を加速させるため、ハウス等の生産施設の整備、生産効率の向上を図るスマート農業技術等の推進により、産地の体质強化と供給力強化を図り、儲かる野菜農業を推進する。

(5) 果樹

本県の気象条件と、高度な技術により生み出される果実は、最高級品として扱われており、国内外から生産量の拡大や出荷期間の延長が求められている。

そうした市場ニーズに応えるため、面積拡大と生産性の向上を進め、一層の供給力強化を図り、儲かる農業を推進するとともに、関西圏・首都圏・海外へのPR戦略を積極的に展開し、販路を拡大していくことで、将来につながる攻めの果物振興を推進する。

(6) 花き

花の生産と消費の現状は、国内の花き産業が縮小傾向にあることから、新たな需要の創造などにより、安定的な生産・販売の展開が求められている。

このため、多様化する消費者ニーズに対応した高品質花きの安定生産を図るほか、オリジナル品種を核とした優良種苗供給体制の整備を進める。さらに、施設化を進めるととも

に省力化技術を導入し、一層高品質な花きを安定供給できる産地体制を整備し、活力ある花き産業を展開する。

(7) 畜産

ア 乳用牛

良質な牛乳・乳製品を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地の効率的な利用や耕畜連携による飼料作物の生産を推進し、飼料自給率の高い経営を目指すとともに、効率的で安定的な酪農経営の維持発展を図るため、環境に配慮しながら近代化施設を整備する。

イ 肉用牛

品質に優れた牛肉を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地や採草放牧地の効率的な利用等により飼料生産基盤の充実を図るとともに、環境に配慮しながら低コスト牛舎等の施設整備を推進する。

ウ 豚

生産性の高い企業的経営を育成するため、衛生面や環境面に配慮しながら、優良種豚の導入による肉質の向上と斉一化をはじめ、省力的な飼養管理による低コスト生産等を推進する。

エ 採卵鶏

需要に見合う生産を基本として効率的・衛生的な飼養管理により生産性と品質の向上に努める。

オ 肉用鶏

安全で高品質な鶏肉の供給を基本として効率的・衛生的な飼養管理により生産性と品質の向上に努める。

2. 農業地帯別の構想

(1) 南部農業地帯

ア 水稲

需要に応じた売れる米づくりと、新規需要米等の作付けによる収益力強化を基本とし、業務用途が多い「アケボノ」等は、規模拡大によるコスト低減と多収穫技術など収量向上を追求し、コスト競争力を高める。また、担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大や法人化、スマート農業技術等を活用した省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。

このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

イ 麦類

効率的な土地利用型農業と需要に応じた生産拡大を図るため、需要に対応した麦種生産及び収量の安定化と品質向上を推進する。また、大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

ウ 大豆

集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、低コスト化、収量・品質の向上のため、基本技術の励行と省力化技術に係る機械・施設の整備を図る。

エ 野菜

瀬戸内の温暖な気候を生かし、なす・いちご等の施設野菜やはくさい・キャベツ等の露地野菜の生産が盛んに行われており、施設野菜ではハウス内の環境を作物の生育状況に合わせて調節する環境制御技術の導入を推進し、露地野菜では作業の機械化や排水対

策等を実施し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。

オ 果樹

(ア)もも

岡山オリジナル品種を中心に、高品質な「岡山白桃」として長期間安定出荷できる産地育成と、気象変動に対応した防風ネットの設置等施設整備を含めた生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による供給力強化を進める。

(イ)ぶどう

高まる市場のニーズに応えるべく、さらなる高品質安定生産を推進し、供給力強化を図る。特に南部では、温暖な気象条件を生かした施設栽培の導入を推進し、早期出荷による農業所得の向上を図る。

カ 花き

温暖な瀬戸内の自然条件を生かし、冬から春の作型を中心とした、スイートピーなどの消費者ニーズに対応した品目の産地拡大を図る。また、気象変動に対応するため施設と組み合わせた環境制御による安定供給技術や省エネルギー対策技術を導入し、一層高品質な花きの安定供給を図る。

キ 畜産

安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、土地条件の制約が比較的小ない地域では大規模な企業的経営を展開することとし、環境に配慮しながら飼料生産基盤の確保や耕畜連携の推進による資源循環型の畜産経営を促進する。

(2) 中北部農業地帯

ア 水稲

主力品種である「あきたこまち」「コシヒカリ」「きぬむすめ」は、おいしさやこだわりを追求した生産とともに新規需要米や高収益作物の作付けによる収益力強化を図る。

また、担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大や法人化、スマート農業技術等を活用した省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。担い手確保が困難な地域等においては集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、経営の多角化を進める。

このため、規模拡大に応じた共同利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

イ 麦類

近年生産が拡大し、加工品開発などの地産地消の取組が進んでおり、需要に応じた生産を進める。また、乾燥調製施設の広域的な運営体制の整備を図る。

ウ 大豆

実需者ニーズに対応した安定生産を進め、優良系統（黒大豆）による品質の安定化、省力機械化体系の技術確立と普及、出荷調製施設の整備等を図る。

エ 野菜

夏季冷涼な気候を生かし、トマト、きゅうり、アスパラガス等の生産が盛んに行われており、ハウス等の生産施設や省力化機械等の導入を推進し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。

オ 果樹

(ア)もも

岡山オリジナル品種を中心に、高品質な「岡山白桃」として長期間安定出荷できる産地育成と、気象変動に対応した防風ネットの設置等施設整備を含めた生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による

供給力強化を進める。

(イ) ぶどう

高まる市場のニーズに応えるべく、さらなる高品質安定生産を推進し、供給力強化を図る。特に中北部では、夏季冷涼な気象条件を活かした簡易被覆栽培の一層の拡大を推進し、併せて省力、高品質生産のための機械導入を進める。

カ 花き

夏季冷涼な準高冷地や中山間地域の気象条件に合った、りんどうなどの特色ある花きを導入し、産地規模拡大に取り組むとともに、集出荷の効率化や省力機器・技術の導入により、高品質な花きの安定供給を図る。

キ そば

地場消費や加工品開発を促進し、流通対策の強化による販路開拓を推進する。

ク 畜産

安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、中山間地域など土地条件の制約が大きい地域では、家族経営を中心として地域特性に応じた他作物との複合経営を展開し、付加価値の高い畜産経営を実現するなど効率的で安定的な畜産経営の維持発展を図る。

3. 広域整備の構想

(1) 米麦大規模乾燥調製貯蔵施設の整備

米麦の乾燥調製コストの低減、流通の合理化、ロットの拡大、品質の均質化等を図るために、農業協同組合の広域化に伴う既存施設の再編、能力増強や広域的連携による効率的な利用を推進する。

(2) 野菜広域流通拠点施設

出荷ロットの拡大と流通合理化を図るため、広域連携出荷に向けた選果及び出荷体制の整備を推進する。

(3) 青果物情報ネットワークの強化

产地・出荷団体・市場間を連結した市況情報、販売実績、全国情報、営農情報等を提供する青果物情報提供システムを活用し、青果物の有利販売に結び付ける。

(4) 畜産物共同処理施設

流通コストの低減と合理的な価格形成に資するため、既存の生乳処理加工施設及び产地食肉加工施設の適正な管理と運営を推進する。また、広域堆肥処理センターの機能強化を図り、良質堆肥の利活用を推進する。

第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

担い手育成の拠点施設として整備した県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）では、就農に向けた実践的な研修や安定的な経営・法人化に向けた研修等を行っているほか、就農や農業経営の相談窓口を常設している。

また、農業大学校や公益財団法人中国四国酪農大学校では、実践的な技術習得教育を実施し、将来の担い手を育成している。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

新たに農業を目指す者の確保や認定農業者の育成を推進するため、三徳園の研修施設や研修内容の充実を図る。

また、農業大学校、中国四国酪農大学校では就農に向けた教育プログラムの充実を図るほか、各産地では、就農や安定的な経営に向けた実践的かつ体系的な技術・知識の習得を支援できるよう、関係機関が連携して施設や体制を整備する。

2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 認定新規就農者、認定農業者の育成及び確保

青年等就農計画、農業経営改善計画の作成支援や株式会社日本政策金融公庫の青年等就農資金等の各種農業制度資金の活用などの目標達成に向けた支援を行うことで、次代を担う力強い担い手の育成及び確保を図る。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

他産業従事者並みの所得水準を達成するためには、優良農地の集積・集約化等生産基盤の確保による規模拡大や生産コストの低減等に取り組む必要があることから、農地中間管理事業の活用により、優良農地の円滑な取得を推進する。

(3) 就農情報の提供と研修制度を活用した就農支援

本県への就農希望者に県農業の魅力や就農支援制度などを就農相談会等を通じ幅広く発信するとともに、関係機関・関係団体と協働で実施する技術習得研修等を活用し、就農希望者の円滑な就農と定着を進める。

(4) 農業高校との連携

担い手施策に関する情報の共有化や育成目標等についての意見交換を行い、農業高校と連携した担い手の確保に努める。また、農業高校の生徒が理解と親しみを持って農業に取り組み、将来県農業を支える人材として活躍できるよう、栽培実習への支援や、先進農家との交流などの取組を進める。

第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県においては、総販売農家数の多くは兼業農家であり、他産業に従事する兼業農家の安定的な就業促進対策が課題となっている。

このため、地域の特性に応じ、農業生産基盤の整備や農山漁村活性化施設の整備、農地中間管理機構による農地利用の集積・集約化を促進し、認定農業者の育成や企業等の農業参入の促進による多様な担い手の確保・育成等を図るとともに、商業や工業などの地場産業の振興等によって、兼業農家が地元で安定的に働く就業環境を確保することにより、都市等への流出防止に努める。

2. 農村地域における就業機会の確保のための構想

1の目標を踏まえ、次の取組を通じて農村地域における就業機会の確保を図る。

(1) 農林水産物加工・販売施設の整備（高付加価値）

農林水産物をさらに付加価値の高い商品に加工し、販売する農業の6次産業化を進め、雇用の場の確保を図る。

(2) 地域特産品の活用による安定的な就業の促進

商業や工業など他産業と連携し、県産農林水産物を利用した新たな商品の開発や販路拡大に取り組む農商工連携を推進し、新たな地場産業の創出と雇用の確保を図ることにより、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

(3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく産業の計画的導入

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等に基づき、農村への地域の実情を踏まえた産業の計画的な導入を図り、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

(4) 観光面と連携した農業の推進

豊かな自然環境や美しい景観など農山村が有する魅力を生かし、農家民宿や直売所の活用の促進を通じた農山村と都市との交流を幅広く継続的に行い、観光面と連携した新たな地域産業の展開による就業機会の拡大を図る。

第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1. 生活環境施設の整備の必要性

(1) 農村地域における生活環境施設の整備の状況

農村地域においては、兼業化・混住化が進行する中で、住民の職業選択や生活意識はますます多様化し、また、高齢化や過疎化による担い手不足が深刻となるなど、農業・農村を取り巻く状況は、より一層厳しくなっていることから、今後も生活の拠点である農村集落においても良好な生活環境を確保するため、生活環境施設の整備を進める必要がある。

(2) 生活環境施設の整備の基本方向

これまでに整備された各種施設の有効利用やその施設を生かすためのソフト面の充実に努めながら、新たに整備する施設においては、その地域の歴史・伝統文化資源等を考慮しつつ、地域住民の意見を取り入れながら生活の質的な向上を図るために、移住・定住を促進する視点からも誰もが住みたい農村づくりを目指す。

また、施設の整備に当たっては、適正な維持管理が行われるとともに、農用地の利用計画との調整を図り、優良農地の保全に留意する。

2. 生活環境施設の整備の構想

(1) 適正かつ効率的な施設の配置

整備の緊急性度の高い施設の整備については、適正な利用圏を設定した施設の配置と、利用見込み人口等を考慮した規模とする。また、利便性の観点から農道、一般道路等との関連性にも十分留意して配置、整備する。

(2) 農村地域の特性を生かした施設整備

自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用し、個性的で魅力ある地域づくりを進める施設とともに、農業者はもとより、地域住民にも良好な生活環境の確保を図り、都市住民にとっても憩いの場となるよう十分に配慮する。

(3) 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進

農業者はもとより、都市住民とのつながりとふれあいの中で、地域住民にとって、豊かで潤いのある日常生活を享受できる施設を整備するものとする。

岡山県農業振興地域整備基本方針 新旧対照表

資料 No. 1 - 4

変更(素案)	現行
昭和 44(1969)年度策定	昭和 44(1969)年度策定
昭和 50(1975)年度変更	昭和 50(1975)年度変更
昭和 60(1985)年度変更	昭和 60(1985)年度変更
平成 14(2002)年度変更	平成 14(2002)年度変更
平成 20(2008)年度変更	平成 20(2008)年度変更
平成 22(2010)年度変更	平成 22(2010)年度変更
平成 27(2015)年度変更	平成 27(2015)年度変更
令和 3(2021)年度変更	令和 3(2021)年度変更
令和 7(2025)年度変更	令和 7(2025)年度変更
岡山県農業振興地域整備基本方針(素案)	岡山県農業振興地域整備基本方針
令和 7(2025)年 11 月	令和 3(2021)年 6 月
(注) 下線部分が変更箇所	
岡 山 県	岡 山 県

変更(素案)	現行
目 次	目 次
第1章 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	第1章 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保に関する事項
第1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方 1. 県面積目標 2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	第1 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保の基本的考え方 1. 確保すべき農用地等の面積の目標 2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進
第2 農業上の土地利用の基本的方向 1. 南部農業地帯 2. 中北部農業地帯	第2 農業上の土地利用の基本的方向 1. 南部農業地帯 2. 中北部農業地帯
第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 6	第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 6
第3章 基本的事項 第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向 2. 農業地帯別の構想 3. 広域整備の構想	第3章 基本的事項 第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向 2. 農業地帯別の構想 3. 広域整備の構想
第2 農用地等の保全に関する事項 1. 農用地等の保全の方向 2. 農用地等の保全のための事業 3. 農用地等の保全のための活動	第2 農用地等の保全に関する事項 1. 農用地等の保全の方向 2. 農用地等の保全のための事業 3. 農用地等の保全のための活動
第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業 上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 13	第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業 上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 13
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業 上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向 13	1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業 上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向 13
2. 農業地帯別の構想 13	2. 農業地帯別の構想 13
第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 16	第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 16
1. 重点作目別の構想 16	1. 重点作目別の構想 16

変更(素案)	現行
2. 農業地帯別の構想 17	2. 農業地帯別の構想 17
3. 広域整備の構想 19	3. 広域整備の構想 19
第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 20	第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 20
1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向 20	1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向 20
2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動 20	2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動 20
第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項 21	第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項 21
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 21	1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 21
2. 農村地域における就業機会の確保のための構想 21	2. 農村地域における就業機会の確保のための構想 21
第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 22	第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 22
1. 生活環境施設の整備の必要性 22	1. 生活環境施設の整備の必要性 22
2. 生活環境施設の整備の構想 22	2. 生活環境施設の整備の構想 22

変更(素案)	現行
<p>第1章 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項</p> <p>第1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方</p> <p>1. 県面積目標</p> <p>本県の耕地面積は、昭和 36(1961)年をピークとして減少を続け、令和<u>5</u>(2023)年現在は<u>62</u>千ヘクタールであり、過去のすう勢が今後も継続した場合は減少傾向が続くものと見通される。</p> <p>農地は農業生産の基盤であり、食料自給率の向上と、安全で安心な食料の安定供給の確保を図る観点から、<u>農業振興地域の整備に関する法律</u>（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）に基づき、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の農地を、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが必要かつ重要である。</p> <p>また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。</p> <p>以上の状況を踏まえ、各種施策の積極的な推進により、必要な農地の確保及びその有効利用に努めるとともに、特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等を可能な限り保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るものとする。</p> <p><u>令和 17(2035)年の農用地区域内において確保すべき農用地</u>（農用地区域内農地）の面積の目標（県面積目標）については、基準年となる令和<u>5</u>(2023)年現在で<u>54.3</u>千ヘクタールであるが、優良な農地の確保とその有効利用に向け、農業振興地域制度の適切な運用と次に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を積極的に推進することにより、令和<u>17</u>(2035)年には約<u>51.1</u>千</p>	<p>第1章 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保に関する事項</p> <p>第1 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保の基本的考え方</p> <p>1. 確保すべき農用地等の面積の目標</p> <p>本県の耕地面積は、昭和 36(1961)年をピークとして減少を続け、令和<u>元</u>(2019)年現在は<u>64.5</u>千ヘクタールであり、過去のすう勢が今後も継続した場合は減少傾向が続くものと見通される。</p> <p>農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料自給率の向上と、安全で安心な食料の安定供給の確保を図る観点から、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地を、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが必要かつ重要である。</p> <p>また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。</p> <p>以上の状況を踏まえ、各種施策の積極的な推進により、必要な農地の確保及びその有効利用に努めるとともに、特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等を可能な限り保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るものとする。</p> <p>確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、基準年となる令和<u>元</u>(2019)年現在で<u>55.3</u>千ヘクタールであるが、優良な農地の確保とその有効利用に向け、農業振興地域制度の適切な運用と次に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を積極的に推進することにより、令和<u>12</u>(2030)年には約<u>54</u>千ヘクタールの確保を目指すものとする。</p>

変更(素案)	現行
<p>ヘクタールの確保を目指すものとする。</p> <p>2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進</p> <p>農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。</p> <p>(1) 農地の保全・有効利用</p> <p>多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、<u>地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定される地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等による農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。</u></p> <p>(2) 農業生産基盤の整備及び保全</p> <p>農業生産基盤整備事業等の農業経営の基盤強化の促進に必要な施策は、原則として農業振興地域の農用地区域を対象として行うものとし、<u>地域計画と連携しつつ、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、草刈り・水管管理等の管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備、食料需要等も踏まえた水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を推進する。</u></p> <p><u>また、農業水利施設については、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、計画的な保全管理を推進する。</u></p> <p><u>これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。</u></p> <p>その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域</p>	<p>2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進</p> <p>農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。</p> <p>(1) 農地の保全・有効利用</p> <p>多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、<u>人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話し合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。</u></p> <p>(2) 農業生産基盤の整備</p> <p>農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農業振興地域の農用地区域を対象として行うものとし、<u>農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、I C T 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。</u></p>

変更(素案)	現行
<p>に編入するものとする。</p>	<p>に編入するものとする。</p>
<p>(3) 非農業的土地区画整理事業への対応</p>	<p>(3) 非農業的土地区画整理事業への対応</p>
<p>やむを得ず非農業的土地区画整理事業への対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本とし、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用や、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積・集約化に支障が生じないことなど、より適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。</p>	<p>やむを得ず非農業的土地区画整理事業への対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本とし、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用や、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積・集約化に支障が生じうことなど、より適切かつ厳格な運用を図ることとする。また、国及び地方公共団体による公用施設又は公共用施設の整備や市町村の振興に関する計画、都市計画等他の土地利用計画との調整を図る必要が生じた場合は、可能な限り早期の段階で農用地区域の変更要件を満たすよう調整を行い、農地の保全と計画的な土地利用の確保に努めるものとする。</p>
<p>なお、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行なうことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定により実施する基礎調査等に基づき行なうものとする。</p>	<p>なお、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第12条の2の規定により、おおむね5年ごとに実施する基礎調査等に基づき、計画を総合的に見直す等、地域整備計画の適正な管理に努めるものとする。</p>
<p>(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握</p>	<p>(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握</p>
<p>法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。</p>	<p>法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。</p>
<p>(5) 農業振興地域整備計画の策定・変更</p>	<p>(5) 農業振興地域整備計画の策定・変更</p>
<p>農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域制度を適正に運用し、編入要件を満たす農地を編入するとともに、特に、転用目的が非農業である除外に際しては、厳格化された農地転用の許可基準に従って、転用の抑制に努める。また、手続については、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機</p>	<p>農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域制度を適正に運用し、編入要件を満たす農地を編入するとともに、特に、転用目的が非農業である除外に際しては、厳格化された農地転用の許可基準に従って、転用の抑制に努める。また、手續については、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機</p>

変更(素案)	現行
<p>会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。</p> <p>(6) 交換分合制度の活用</p> <p>法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内における農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。</p> <p>農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。</p> <p>(7) 公用施設又は公用用施設の整備との調整</p> <p><u>国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公用用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第1条の2第3項に規定される地方公共団体の責務に鑑み、可能な限り早期の段階で法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。</u></p> <p>(8) 推進体制の確立等</p> <p>法第4条に定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更、法第8条及び第9条に定める農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、必要に応じ幅広く関係団体等の意見を求めるものとする。</p>	<p>会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。</p> <p>(6) 交換分合制度の活用</p> <p>法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内における農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。</p> <p>農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 推進体制の確立等</p> <p>法第4条に定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更、法第8条及び第9条に定める農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、必要に応じ幅広く関係団体等の意見を求めるものとする。</p>

変更(素案)	現行
<p>第2 農業上の土地利用の基本的方向</p> <p>1. 南部農業地帯</p> <p>本地帶は、瀬戸内海に面した県の南部一帯であり、吉井川、旭川、高梁川の県内三大河川の下流域に広がる平野部を中心に、内海の島しょ部、県中北部の丘陵部にまたがる地帶で、総面積は県土のおおむね4割を占めている。温暖寡雨の典型的な瀬戸内式気候で、沖積層、花崗岩等が分布している。耕地は、肥沃な水田を中心とする広大な平野部、その北部の丘陵部には樹園地、畑が広がり、中北部地帯に比べ概して農業立地条件に恵まれており、収益性も高い。</p> <p>この地帯に含まれるほとんどの市町は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域が指定され、市街化区域と市街化調整区域の区域区分や用途地域等の決定がなされており、さらに全ての市町で農業振興地域の指定を受け、計画的な土地利用を図っている。</p> <p>人口はほとんどの市町で減少傾向にあり、高齢化が進行し少子化が定着する中では、増加は見込み難い。今後は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化、産業の振興などの施策の積極的な展開をすることにより、中心市街地や地域の拠点の周辺への人口の集積傾向が続くものと予測される。</p> <p>また、県南新産業都市区域、吉備高原地域テクノポリス開発計画地域、備後工業整備特別地域等に指定され、県外からの企業誘致や地場企業の高度化などへの取組を積極的に図ってきた地域である。産業形態としては、本県産業の先導的役割を果たしている水島工業地帯を中心とする基礎素材型産業が主体であり、中北部地帯に比べ商工業の集積度が高い。また、瀬戸大橋、山陽自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、岡山空港等の整備に伴い、「人・もの・情報」が行き交う交流拠点としての優位性を一段と高めている。</p> <p>今後、広域交通網の整備や水島港など港湾の機能強化など、交通・物流基盤の強化が進められることにより、西日本の交通の結節点としての優位性を生かした企業誘致や起業化の促進等が図られ、さらに発展するものと予測されてい</p>	<p>第2 農業上の土地利用の基本的方向</p> <p>1. 南部農業地帯</p> <p>本地帶は、瀬戸内海に面した県の南部一帯であり、吉井川、旭川、高梁川の県内三大河川の下流域に広がる平野部を中心に、内海の島しょ部、県中北部の丘陵部にまたがる地帶で、総面積は県土のおおむね4割を占めている。温暖寡雨の典型的な瀬戸内式気候で、沖積層、花崗岩等が分布している。耕地は、肥沃な水田を中心とする広大な平野部、その北部の丘陵部には樹園地、畑が広がり、中北部地帯に比べ概して農業立地条件に恵まれており、収益性も高い。</p> <p>この地帯に含まれるほとんどの市町は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域が指定され、市街化区域と市街化調整区域の区域区分や用途地域等の決定がなされており、さらに全ての市町で農業振興地域の指定を受け、計画的な土地利用を図っている。</p> <p>人口はほとんどの市町で減少傾向にあり、高齢化が進行し少子化が定着する中では、増加は見込み難い。今後は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化、産業の振興などの施策の積極的な展開をすることにより、中心市街地や地域の拠点の周辺への人口の集積傾向が続くものと予測される。</p> <p>また、県南新産業都市区域、吉備高原地域テクノポリス開発計画地域、備後工業整備特別地域等に指定され、県外からの企業誘致や地場企業の高度化などへの取組を積極的に図ってきた地域である。産業形態としては、本県産業の先導的役割を果たしている水島工業地帯を中心とする基礎素材型産業が主体であり、中北部地帯に比べ商工業の集積度が高い。また、瀬戸大橋、山陽自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、岡山空港等の整備に伴い、「人・もの・情報」が行き交う交流拠点としての優位性を一段と高めている。</p> <p>今後、広域交通網の整備や水島港など港湾の機能強化など、交通・物流基盤の強化が進められることにより、西日本の交通の結節点としての優位性を生かした企業誘致や起業化の促進等が図られ、さらに発展するものと予測されてい</p>

変更(素案)	現行
<p>る。</p> <p>こうした社会経済情勢により、県内産業の均衡のとれた振興を図るために、今後増加が見込まれる産業用地等については、秩序ある土地利用のもとで、農業的土地利用と非農業的土地利用との十分な調整を行い、優良な農地の維持・保全に努めるものとする。</p>	
<p>農業及び農業的土地利用の推進方向</p>	
<p>ア 吉井川、旭川、高梁川の下流沿岸流域に広がる沖積平坦部の水田は、良好な土地条件と優れた团地性を有するとともに、基幹用排水施設が整備され、集団的な農地として利用し得る条件を備えている。今後はさらに農地の大区画化や汎用化の整備等を進め、集団的な農地として水稻のほか、大豆、麦、野菜等の栽培を推進することによって、効率的な利用を図る。</p> <p>また、岡山市、倉敷市等の市街地周辺では都市近郊的立地条件を生かした野菜、花き等集約的で高収益な園芸農業を展開することで農地の効率的な利用を図る。</p>	<p>こうした社会経済情勢により、県内産業の均衡のとれた振興を図るために、今後増加が見込まれる産業用地等については、秩序ある土地利用のもとで、農業的土地利用と非農業的土地利用との十分な調整を行い、優良な農地の維持・保全に努めるものとする。</p> <p>農業及び農業的土地利用の推進方向</p> <p>ア 吉井川、旭川、高梁川の下流沿岸流域に広がる沖積平坦部の水田は、良好な土地条件と優れた团地性を有するとともに、基幹用排水施設が整備され、集団的な農地として利用し得る条件を備えている。今後はさらに農地の大区画化や汎用化の整備等を進め、集団的な農地として水稻のほか、大豆、麦、野菜等の栽培を推進することによって、効率的な利用を図る。</p>
<p>イ 濑戸内海沿岸の干拓地の水田や畠は、肥沃な土壤と優れた团地性を備え、かつ、基幹用排水施設の整備が実施され、優良な農地としての土地条件が整っている。水田は、汎用化のための用排水分離や暗渠排水を進め、集団的な農地として水稻のほか、大豆、麦、野菜、飼料作物等の栽培を推進することにより、効率的な利用を図る。</p>	<p>イ 濑戸内海沿岸の干拓地の水田や畠は、肥沃な土壤と優れた团地性を備え、かつ、基幹用排水施設の整備が実施され、優良な農地としての土地条件が整っている。水田は、汎用化のための用排水分離や暗渠排水を進め、集団的な農地として水稻のほか、大豆、麦、野菜、飼料作物等の栽培を推進することにより、効率的な利用を図る。</p>
<p>ウ 濑戸内海沿岸の丘陵地の農地は、緩やかな傾斜を有し、露地野菜、果樹、花きの栽培を中心に利用されている。一部地域ではかんがい施設の整備が実施されているものの、農地の水源はため池が主体であることから、干ばつの被害を受けやすいため、今後とも、ため池改修等を推進することにより、農地の効率的な利用を図る。</p>	<p>ウ 濑戸内海沿岸の丘陵地の農地は、緩やかな傾斜を有し、露地野菜、果樹、花きの栽培を中心に利用されている。一部地域ではかんがい施設の整備が実施されているものの、農地の水源はため池が主体であることから、干ばつの被害を受けやすいため、今後とも、ため池改修等を推進することにより、農地の効率的な利用を図る。</p>
<p>エ 岡山平野の北部丘陵地帯の農地は、古くから樹園地として利用されており、一部地域ではかんがい施設の整備が実施されていることから、今後も</p>	<p>エ 岡山平野の北部丘陵地帯の農地は、古くから樹園地として利用されており、一部地域ではかんがい施設の整備が実施されていることから、今後も</p>

変更(素案)	現行
<p>果樹栽培を中心に農業上の利用を確保する。</p> <p>オ 吉備高原の南部地域は、ほ場整備が実施された水田に加え、かんがい施設が整備された畠地が比較的多い集団的な農地で、水稻のほか、野菜、果樹等が栽培されている。今後とも、農道整備を推進するとともに、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。</p> <p>カ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。</p> <p>キ 丘陵部の山林原野等については、今後、肉用牛の通年方式による放牧や草地の再生・利用を含めた開発を実施し畜産の振興を図る。</p>	<p>果樹栽培を中心に農業上の利用を確保する。</p> <p>オ 吉備高原の南部地域は、ほ場整備が実施された水田に加え、かんがい施設が整備された畠地が比較的多い集団的な農地で、水稻のほか、野菜、果樹等が栽培されている。今後とも、農道整備を推進するとともに、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。</p> <p>カ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。</p> <p>キ 丘陵部の山林原野等については、今後、肉用牛の通年方式による放牧や草地の再生・利用を含めた開発を実施し畜産の振興を図る。</p>
<h2>2. 中北部農業地帯</h2> <p>本地帯は、県下の三大河川により細分化された上流地域に位置し、中部丘陵地帯から中国山地南麓地域にかけ変化に富んだ地形を形成しており、総面積は県土のおおむね6割を占めている。中部は概して温暖寡雨で花崗岩、石英粗面岩等が分布し、北部は、日本海式気候に近い積雪寒冷地帯であり、花崗岩、秩父古生層等が分布している。</p> <p>また、耕地は吉備高原、津山盆地、美作台地、蒜山高原等のなだらかな広がりを持つ地域を主体として河川、山林など複雑な地形の中に分散しているが、地形的制約から南部地帯より畠地の構成比の高い地域が多い地帯である。</p> <p>土地利用については、全ての市町村で農業振興地域の指定を受け、さらに7市町においては、都市計画法第8条第1項で定める用途地域の指定がなされ、計画的な利用を図っている。</p> <p>この地帯は、農林業が基幹産業であるが、中国横断自動車道岡山米子線や中国縦貫自動車道等広域交通網の整備により関西圏への近接性が高まり、この立地条件を生かして、県外からの企業誘致を積極的に推進している。</p> <p>人口は減少傾向にあり、過疎化、高齢化が進行している。過去のすう勢から</p>	<h2>2. 中北部農業地帯</h2> <p>本地帯は、県下の三大河川により細分化された上流地域に位置し、中部丘陵地帯から中国山地南麓地域にかけ変化に富んだ地形を形成しており、総面積は県土のおおむね6割を占めている。中部は概して温暖寡雨で花崗岩、石英粗面岩等が分布し、北部は、日本海式気候に近い積雪寒冷地帯であり、花崗岩、秩父古生層等が分布している。</p> <p>また、耕地は吉備高原、津山盆地、美作台地、蒜山高原等のなだらかな広がりを持つ地域を主体として河川、山林など複雑な地形の中に分散しているが、地形的制約から南部地帯より畠地の構成比の高い地域が多い地帯である。</p> <p>土地利用については、全ての市町村で農業振興地域の指定を受け、さらに7市町においては、都市計画法第8条第1項で定める用途地域の指定がなされ、計画的な利用を図っている。</p> <p>この地帯は、農林業が基幹産業であるが、中国横断自動車道岡山米子線や中国縦貫自動車道等広域交通網の整備により関西圏への近接性が高まり、この立地条件を生かして、県外からの企業誘致を積極的に推進している。</p> <p>人口は減少傾向にあり、過疎化、高齢化が進行している。過去のすう勢から</p>

変更(素案)	現行
<p>すると今後もこの傾向は続くものと予測されるが、今後、広域交通網の整備が進められ、地場産業の技術力の向上にも波及効果のある県外からの企業誘致や既存企業の活性化や起業化、公的産業団地等を核とした商工業の振興等が見込まれ、将来の発展性が期待される地域である。</p>	<p>すると今後もこの傾向は続くものと予測されるが、今後、広域交通網の整備が進められ、地場産業の技術力の向上にも波及効果のある県外からの企業誘致や既存企業の活性化や起業化、公的産業団地等を核とした商工業の振興等が見込まれ、将来の発展性が期待される地域である。</p>
<p>こうした社会経済情勢により、今後の農村における土地利用は、広域交通網や内陸工業団地等の整備に伴う商工業の振興等に対して、地域の特性を踏まえ、長期的視点に立って農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を通じた調整を図り、農業、農村の活性化に努めるものとする。</p>	<p>こうした社会経済情勢により、今後の農村における土地利用は、広域交通網や内陸工業団地等の整備に伴う商工業の振興等に対して、地域の特性を踏まえ、長期的視点に立って農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を通じた調整を図り、農業、農村の活性化に努めるものとする。</p>
<p>農業及び農業的土地利用の推進方向</p> <p>ア 吉備高原の北部地域は、ほ場整備が実施された水田やかんがい施設が整備された畠地が比較的多く、集団的な農地として整備されており、水稻、野菜、果樹等が栽培されている。しかし起伏が多い複雑な地形であり、集団的な農地としての利用を一段と高めるために、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。</p> <p>イ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。</p> <p>ウ 吉井川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、ほ場整備等の水利条件の整備が実施されており、集団的な農地となっている。今後とも水田の汎用化等により一層大豆、飼料作物等を栽培し、効率的な利用を図る。</p> <p>エ 旭川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、比較的団地性を有し、一部地域では、ほ場整備が実施され、水田の汎用化等が図られている。その他の農業生産基盤整備が進んでいない地域では、新たな基盤整備の推進や新規作物の導入を進め、農地のより一層の効率的な利用を図る。</p> <p>オ 北東部の緩傾斜丘陵地帯で農地造成によって整備された優良な畠では、果樹、畜産等の団地化に努めてきたが、担い手の高齢化等により荒廃農地</p>	<p>農業及び農業的土地利用の推進方向</p> <p>ア 吉備高原の北部地域は、ほ場整備が実施された水田やかんがい施設が整備された畠地が比較的多く、集団的な農地として整備されており、水稻、野菜、果樹等が栽培されている。しかし起伏が多い複雑な地形であり、集団的な農地としての利用を一段と高めるために、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。</p> <p>イ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。</p> <p>ウ 吉井川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、ほ場整備等の水利条件の整備が実施されており、集団的な農地となっている。今後とも水田の汎用化等により一層大豆、飼料作物等を栽培し、効率的な利用を図る。</p> <p>エ 旭川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、比較的団地性を有し、一部地域では、ほ場整備が実施され、水田の汎用化等が図られている。その他の農業生産基盤整備が進んでいない地域では、新たな基盤整備の推進や新規作物の導入を進め、農地のより一層の効率的な利用を図る。</p> <p>オ 北東部の緩傾斜丘陵地帯で農地造成によって整備された優良な畠では、果樹、畜産等の団地化に努めてきたが、担い手の高齢化等により荒廃農地</p>

変更(素案)	現行
<p>が発生してきている。今後はこれらの地域においては、農業生産基盤の再整備を実施するとともに新規作物の導入を進め、農地のより一層の効率的な利用を図る。</p> <p>カ 中国山地の比較的団地性を有している水田は、ほ場整備等が実施され、水稻のほか、水田の汎用等による大豆や花き等新規作物の導入を通じて、農地の効率的な利用を図る。特に、山間部にある棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を推進する。</p> <p>キ 中国山地で農地造成によって整備された集団性の高い優良な畑は、夏季冷涼な気象条件を生かすとともに、野菜などの輪作体系の確立等により、効率的な利用を図る。</p> <p>ク 山間地域の山林原野等については、採草放牧地の造成や肉用牛の夏山冬里方式等の放牧により効果的な利用を図る。</p> <p>ケ 蒜山高原はなだらかな高原地帯であり、水田は、ほ場整備等も実施され、水稻のほか、野菜、飼料用作物等の作付けも盛んであることから、今後とも効率的な利用を図る。</p> <p>また、畠地や草地については、野菜と飼料作物との輪作を支援することにより効率的な利用を図るとともに、ぶどうを新たな品目として推進する。</p>	<p>が発生してきている。今後はこれらの地域においては、農業生産基盤の再整備を実施するとともに新規作物の導入を進め、農地のより一層の効率的な利用を図る。</p> <p>カ 中国山地の比較的団地性を有している水田は、ほ場整備等が実施され、水稻のほか、水田の汎用等による大豆や花き等新規作物の導入を通じて、農地の効率的な利用を図る。特に、山間部にある棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を推進する。</p> <p>キ 中国山地で農地造成によって整備された集団性の高い優良な畑は、夏季冷涼な気象条件を生かすとともに、野菜などの輪作体系の確立等により、効率的な利用を図る。</p> <p>ク 山間地域の山林原野等については、採草放牧地の造成や肉用牛の夏山冬里方式等の放牧により効果的な利用を図る。</p> <p>ケ 蒜山高原はなだらかな高原地帯であり、水田は、ほ場整備等も実施され、水稻のほか、野菜、飼料用作物等の作付けも盛んであることから、今後とも効率的な利用を図る。</p> <p>また、畠地や草地については、野菜と飼料作物との輪作を支援することにより効率的な利用を図るとともに、ぶどうを新たな品目として推進する。</p>

変更(素案)					現行						
第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項					第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項						
農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模		備考	農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模		備考
			総面積	(農用地面積)					総面積	(農用地面積)	
南部農業地帯	岡山地域(岡山市)	岡山市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区、流通業務地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha <u>60,137</u>	ha <u>(16,295)</u>			岡山地域(岡山市)	岡山市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区、流通業務地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha 60,163	ha <u>(16,248)</u>	
	倉敷地域(倉敷市)	倉敷市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha <u>19,237</u>	ha <u>(4,142)</u>			倉敷地域(倉敷市)	倉敷市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha 19,055	ha <u>(4,193)</u>	
	玉野地域(玉野市)	玉野市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	ha 6,588	ha <u>(1,142)</u>			玉野地域(玉野市)	玉野市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	ha 6,588	ha <u>(1,147)</u>	
	笠岡地域(笠岡市)	笠岡市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、	ha 10,594	ha <u>(2,426)</u>			笠岡地域(笠岡市)	笠岡市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、	ha 10,594	ha <u>(1,569)</u>	

変更(素案)						現行				
		臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域					臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域			
	井原地域 (井原市)	井原市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域等を除いた区域	23,174	<u>(2,739)</u>			井原地域 (井原市)	井原市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域等を除いた区域	23,174	<u>(2,766)</u>
	総社地域 (総社市)	総社市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	19,806	<u>(2,573)</u>			総社地域 (総社市)	総社市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	19,806	<u>(2,580)</u>
	備前地域 (備前市)	備前市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>20,133</u>	<u>(815)</u>			備前地域 (備前市)	備前市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	20,142	<u>(912)</u>
	瀬戸内地域 (瀬戸内市)	瀬戸内市のうち、港湾法に基づき定めた臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>11,209</u>	<u>(2,953)</u>			瀬戸内地域 (瀬戸内市)	瀬戸内市のうち、港湾法に基づき定めた臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	11,216	<u>(3,022)</u>

変更(素案)					現行					
農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模		備考	農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の規模		備考
			総面積	(農用地面積)				総面積	(農用地面積)	
南部農業地帯	赤磐地域(赤磐市)	赤磐市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha <u>17,942</u>	ha (2,942)			赤磐地域(赤磐市)	赤磐市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha 17,970	ha (3,022)
	浅口地域(浅口市)	浅口市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	5,431	(1,207)			浅口地域(浅口市)	浅口市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	5,431	(1,207)
	和気地域(和気町)	和気町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	11,708	(1,266)			和気地域(和気町)	和気町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	11,708	(1,282)
	早島地域(早島町)	早島町のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び流通業務地区等を除いた区域	371	(143)			早島地域(早島町)	早島町のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び流通業務地区等を除いた区域	391	(157)
	里庄地域(里庄町)	里庄町全域	1,223	(253)			里庄地域(里庄町)	里庄町全域	1,223	(264)

変更(素案)						現行					
	矢掛地域 (矢掛町)	矢掛町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	8,836	<u>(1,428)</u>			矢掛地域 (矢掛町)	矢掛町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	8,836	<u>(1,428)</u>	
	吉備中央 地 域 (吉備中央町)	吉備中央町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>23,998</u>	<u>(2,566)</u>			吉備中央 地 域 (吉備中央町)	吉備中央町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	23,993	<u>(2,567)</u>	
	地 帯 計	(15市町15地域)	<u>(240,387)</u>	<u>(42,890)</u>			地 帯 計	(15市町15地域)	(240,290)	<u>(42,364)</u>	
	中北部 農業地 帶	津山市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	<u>34,299</u>	<u>(6,168)</u>			中北部 農業地 帶	津山地域 (津山市)	津山市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	34,296	<u>(6,288)</u>
	高梁地域 (高梁市)	高梁市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	48,600	<u>(4,573)</u>			高梁地域 (高梁市)	高梁市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	48,600	<u>(3,999)</u>	
	新見地域 (新見市)	新見市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	65,715	<u>(4,889)</u>			新見地域 (新見市)	新見市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	65,715	<u>(4,972)</u>	

変更(素案)					現行					
農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模		備考	農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲		備考
			総面積	(農用地面積)				総面積	(農用地面積)	
中北部農業地帯	真庭地域(真庭市)	真庭市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha 48,327	ha <u>(7,060)</u>		中北部農業地帯	真庭地域(真庭市)	真庭市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha 48,327	ha <u>(7,093)</u>
	美作地域(美作市)	美作市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	31,520	<u>(3,996)</u>		美作地域(美作市)	美作市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	31,520	<u>(4,029)</u>	
	新庄村地域(新庄村)	新庄村のうち、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除いた区域	2,717	(416)		新庄村地域(新庄村)	新庄村のうち、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除いた区域	2,717	<u>(416)</u>	
	鏡野地域(鏡野町)	鏡野町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	23,152	<u>(2,631)</u>		鏡野地域(鏡野町)	鏡野町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	23,152	<u>(2,642)</u>	

変更(素案)						現行					
	勝央地域 (勝央町)	勝央町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域を除いた区域	5,033	(1,586)			勝央地域 (勝央町)	勝央町のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域を除いた区域	5,033	(1,595)	
	奈義地域 (奈義町)	奈義町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	3,321	(1,052)			奈義地域 (奈義町)	奈義町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	3,321	(1,053)	
	西粟倉地域 (西粟倉村)	西粟倉村のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	1,281	(158)			西粟倉地域 (西粟倉村)	西粟倉村のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	1,281	(156)	
	久米南地域 (久米南町)	久米南町のうち、規模の大きな森林を除いた区域	7,564	(1,352)			久米南地域 (久米南町)	久米南町のうち、規模の大きな森林を除いた区域	7,564	(1,375)	
	美咲地域 (美咲町)	美咲町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	19,662	(2,143)			美咲地域 (美咲町)	美咲町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	19,662	(2,067)	
	地 帯 計	(12 市町村 12 地域)	(291,191)	(36,024)			地 帯 計	(12 市町村 12 地域)	(291,188)	(35,683)	
県 計		(27 市町村 27 地域)	(531,578)	(78,914)			県 計	(27 市町村 27 地域)	(531,478)	(78,047)	

(注) 農用地面積は、農業振興地域内にある農地と採草放牧地の合計面積で、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査に基づく令和5年(2023)年12月31日現在の数値

農用地面積は、ha未満を四捨五入しており、計が合わないことがある。

(注) 農用地面積は、農業振興地域内にある農地と採草放牧地の合計面積で、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査に基づく令和元年12月31日現在の数値

農用地面積は、ha未満を四捨五入しており、計が合わないことがある。

変更(素案)	現行
第3章 基本的事項	第3章 基本的事項
第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向
<p>食料の安定供給の確保や持続的な農業の展開のためには、農業生産の基盤である農地や農業水利施設等の改善が重要である。そのためには、地域の合意形成を図るとともに、環境との調和や生物多様性の保全に配慮しながら、地域の特性を生かしたきめ細かな農業生産基盤整備を推進する必要がある。</p>	<p>食料の安定供給の確保や持続的な農業の展開のためには、農業生産にとって基礎的な農地や農業水利施設等の改善が重要である。そのためには、地域の合意形成を図るとともに、環境との調和や生物多様性の保全に配慮しながら、地域の特性を生かしたきめ細かな農業生産基盤整備を推進する必要がある。</p>
(1) 農業生産基盤整備の対象区域	(1) 農業生産基盤整備の対象区域
<p>原則として農用地区域を対象に農業生産に必要な農業用水の確保や農地の整備とともに農道の整備を実施する。</p>	<p>原則として農用地区域を対象に農業生産に必要な農業用水の確保や農地の整備とともに農道の整備を実施する。</p>
(2) 本県の農業の特性を踏まえた農業生産基盤整備事業の推進	(2) 本県の農業の特性を踏まえた農業生産基盤整備事業の推進
<p>南は瀬戸内海から北は中国山地に展開する多様な農業経営を支援するため、環境との調和や生物多様性の保全に配慮し、地形条件・自然条件など地域特性を生かした農業生産基盤整備を推進する。また、今後は、高度成長期に造成した土地改良施設が耐用年数を迎えることから、施設の適切な維持管理と更新が重要となってくることから、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。</p>	<p>南は瀬戸内海から北は中国山地に展開する多様な農業経営を支援するため、環境との調和や生物多様性の保全に配慮し、地形条件・自然条件など地域特性を生かした農業生産基盤整備を推進する。また、今後は、高度成長期に造成した土地改良施設が耐用年数を迎えることから、施設の適切な維持管理と更新が重要となってくることから、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。</p>
2. 農業地帯別の構想	2. 農業地帯別の構想
(1) 南部農業地帯	(1) 南部農業地帯
ア 田の整備	ア 田の整備
<p>平地農業地域においては、担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、生産性の更なる向上や農地の有効利用を図るため、水田の大区画化や大豆、麦、野菜等への生産転換を促進する排水施設や暗渠排水などの農業生産基盤の整備を推進する。また、整備においては、新技術や省</p>	<p>平地農業地域においては、担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、生産性の更なる向上や農地の有効利用を図るため、水田の大区画化や大豆、麦、野菜等への生産転換を促進する排水施設や暗渠排水などの農業生産基盤の整備を推進する。また、整備においては、新技術や省</p>

変更(素案)	現行
<p>力・低コスト技術の導入、I C T技術を活用した用水管理や営農、水利情報の提供体制の構築などに積極的に取り組む。</p> <p>イ 畑及び樹園地の整備 冬季温暖な瀬戸内海沿岸に展開する畑作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかんがい施設や暗渠排水等の整備を推進する。</p> <p>ウ 草地・飼料畑の整備 土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑の整備を推進する。</p> <p>(2) 中北部農業地帯</p> <p>ア 田の整備 平地農業地域では、担い手の確保や集落営農の推進を図るため、担い手への農地利用の集積・集約化や水田の大区画化・汎用化などの優良な営農条件の確保に向けた生産基盤整備を進める。 また、中山間地域では過疎化・高齢化等により著しく集落機能が低下しており、農業生産活動の継続のために地形条件や地域ニーズ等に沿った農地や農道、農業用排水路の整備を進める。棚田地域については、水源の涵(かん)養や自然環境の保全に加え、良好な景観の形成等の多面的機能が十分発揮できるよう、農業生産活動の推進や棚田の保全を図る。</p> <p>イ 畑及び樹園地の整備 夏季冷涼な中国山地を中心に展開する畑作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかんがい施設や暗渠排水等の整備を推進する。</p> <p>ウ 草地・飼料畑及び放牧用施設の整備等 土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑の整備による飼料の増産に努める。特に中山間地域では、山林原野等の放牧利用を図るため、放牧用施設等の整備を推進す</p>	<p>力・低コスト技術の導入、I C T技術を活用した用水管理や営農、水利情報の提供体制の構築などに積極的に取り組む。</p> <p>イ 畑及び樹園地の整備 冬季温暖な瀬戸内海沿岸に展開する畑作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかんがい施設や暗渠排水等の整備を推進する。</p> <p>ウ 草地・飼料畑の整備 土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑の整備を推進する。</p> <p>(2) 中北部農業地帯</p> <p>ア 田の整備 平地農業地域では、担い手の確保や集落営農の推進を図るため、担い手への農地利用の集積・集約化や水田の大区画化・汎用化などの優良な営農条件の確保に向けた生産基盤整備を進める。 また、中山間地域では過疎化・高齢化等により著しく集落機能が低下しており、農業生産活動の継続のために地形条件や地域ニーズ等に沿った農地や農道、農業用排水路の整備を進める。棚田地域については、水源の涵(かん)養や自然環境の保全に加え、良好な景観の形成等の多面的機能が十分発揮できるよう、農業生産活動の推進や棚田の保全を図る。</p> <p>イ 畑及び樹園地の整備 夏季冷涼な中国山地を中心に展開する畑作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかんがい施設や暗渠排水等の整備を推進する。</p> <p>ウ 草地・飼料畑及び放牧用施設の整備等 土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑の整備による飼料の増産に努める。特に中山間地域では、山林原野等の放牧利用を図るため、放牧用施設等の整備を推進す</p>

変更(素案)	現行
<p>る。</p>	<p>る。</p>
<h3>3. 広域整備の構想</h3>	<h3>3. 広域整備の構想</h3>
<p>地域の実情、経済的条件等から市町村の区域を越えて事業を推進することが農業水利施設の保全、農地の大区画化や汎用化の推進、農道の整備・保全等において効果的である場合は、市町村農業振興地域整備計画と有機的な連携を保ちつつ、広域的な農業生産基盤整備を推進する。</p>	<p>地域の実情、経済的条件等から市町村の区域を越えて事業を推進することが農業水利施設の保全、農地の大区画化や汎用化の推進、農道の整備・保全等において効果的である場合は、市町村農業振興地域整備計画と有機的な連携を保ちつつ、広域的な農業生産基盤整備を推進する。</p>
<h4>(1) 農業水利施設の保全</h4>	<h4>(1) 農業水利施設の保全</h4>
<p>農業用水の安定供給と施設の維持管理の負担軽減を図るために、国営及び県営の事業により整備された基幹的農業水利施設について、営農の実態を考慮した上で、生産性の向上、管理の省力化、農業経営の合理化と近代化を目的とした整備を推進する。</p>	<p>農業用水の安定供給と施設の維持管理の負担軽減を図るために、国営及び県営の事業により整備された基幹的農業水利施設について、営農の実態を考慮した上で、生産性の向上、管理の省力化、農業経営の合理化と近代化を目的とした整備を推進する。</p>
<h4>(2) 農地の大区画化や汎用化の推進</h4>	<h4>(2) 農地の大区画化や汎用化の推進</h4>
<p>農業の生産性を向上させるため、農地の大区画化や汎用化を積極的に推進する。また、取組に当たっては、地域の特性に応じた土地利用型農業や高附加值型農業の展開を目指す。</p>	<p>農業の生産性を向上させるため、農地の大区画化や汎用化を積極的に推進する。また、取組に当たっては、地域の特性に応じた土地利用型農業や高附加值型農業の展開を目指す。</p>
<h4>(3) 農道の整備・保全</h4>	<h4>(3) 農道の整備・保全</h4>
<p>広域農業主産地を形成する地域の流通機構の改善、高生産性農業の推進、農業の近代化等のため、市町村と連携して、基幹的な農道の整備と既存農道の保全対策を実施する。</p>	<p>広域農業主産地を形成する地域の流通機構の改善、高生産性農業の推進、農業の近代化等のため、市町村と連携して、基幹的な農道の整備と既存農道の保全対策を実施する。</p>
<h2>第2 農用地等の保全に関する事項</h2>	<h2>第2 農用地等の保全に関する事項</h2>
<h3>1. 農用地等の保全の方向</h3>	<h3>1. 農用地等の保全の方向</h3>
<p>農業は、農用地を活用し、安定的に農産物を供給するとともに、農業生産活動等を通して生じる県土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その機能の適切な発揮が期待されて</p>	<p>農業は、農用地を活用し、安定的に農産物を供給するとともに、農業生産活動等を通して生じる県土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その機能の適切な発揮が期待されて</p>

変更(素案)	現行
<p>いる。しかし、本県においても、担い手の減少や高齢化とも相まって依然として新たな荒廃農地が発生しており、農業生産活動の継続によりその発生を防止するとともに、荒廃農地の解消に向けて再生・利用と保全管理に努め、多面的機能の増進と農業生産力の維持・向上を図る必要がある。</p>	<p>いる。しかし、本県においても、担い手の減少や高齢化とも相まって依然として新たな荒廃農地が発生しており、農業生産活動の継続によりその発生を防止するとともに、荒廃農地の解消に向けて再生・利用と保全管理に努め、多面的機能の増進と農業生産力の維持・向上を図る必要がある。</p>
<p>中山間地域等の生産条件の不利な地域では、その不利性を克服し、荒廃農地の発生を防止するために、集落協定に基づく持続的な保全活動への支援と土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発と農業生産基盤の整備を推進し、多面的機能の適切な発揮に資する必要がある。</p>	<p>中山間地域等の生産条件の不利な地域では、その不利性を克服し、荒廃農地の発生を防止するために、集落協定に基づく持続的な保全活動への支援と土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発と農業生産基盤の整備を推進し、多面的機能の適切な発揮に資する必要がある。</p>
<p>一方、本県では災害が比較的に少ないものの、大雨や台風等による災害に対して農用地の維持・保全を図るためにには、今後とも、ため池や排水施設の整備、地すべり防止対策等を計画的に推進する必要がある。</p>	<p>一方、本県では災害が比較的に少ないものの、大雨や台風等による災害に対して農用地の維持・保全を図るためにには、今後とも、ため池や排水施設の整備、地すべり防止対策等を計画的に推進する必要がある。</p>
<p>また、農用地の維持・保全を図る上で重要な農業用水等の適切な保全・管理は、農村地域では過疎化、高齢化、混住化等に伴う集落機能の低下により困難となっている。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画によって、保全・管理を図っていく必要がある。</p>	<p>また、農用地の維持・保全を図る上で重要な農業用水等の適切な保全・管理は、農村地域では過疎化、高齢化、混住化等に伴う集落機能の低下により困難となっている。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画によって、保全・管理を図っていく必要がある。</p>
<h2>2. 農用地等の保全のための事業</h2>	<h2>2. 農用地等の保全のための事業</h2>
<p>県土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全など、農用地等は、農業生産活動を通して生じる多面的機能を有しており、安心して暮らせる安全な農村づくりと美しく魅力ある県土づくりを推進するため、各種農地防災事業や農業生産基盤整備事業を実施し、これら農用地等を保全する必要がある。</p>	<p>県土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全など、農用地等は、農業生産活動を通して生じる多面的機能を有しており、安心して暮らせる安全な農村づくりと美しく魅力ある県土づくりを推進するため、各種農地防災事業や農業生産基盤整備事業を実施し、これら農用地等を保全する必要がある。</p>
<h3>(1) 農用地等の土壤浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業</h3>	<h3>(1) 農用地等の土壤浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業</h3>
<p>災害を受けやすい農地や農業用施設を守るために、危険な箇所や老朽化し機能低下した施設の点検に努めるとともに、緊急を要するものから重点的、計画的に整備を推進する。</p>	<p>災害を受けやすい農地や農業用施設を守るために、危険な箇所や老朽化し機能低下した施設の点検に努めるとともに、緊急を要するものから重点的、計画的に整備を推進する。</p>
<p>農業用水の安定供給と県土の保全に資するため池については、自然生態系を保全しつつ整備を推進するとともに、県南地域においては、周辺の都市化</p>	<p>農業用水の安定供給と県土の保全に資するため池については、自然生態系を保全しつつ整備を推進するとともに、県南地域においては、周辺の都市化</p>

変更(素案)	現行
<p>の進行に伴う立地条件の変化による湛水被害を防止するため、排水機や樋門などの排水施設の整備を推進する。</p>	<p>の進行に伴う立地条件の変化による湛水被害を防止するため、排水機や樋門などの排水施設の整備を推進する。</p>
<p>(2) 農業生産基盤整備事業等による荒廃農地の整備・復旧</p> <p>荒廃農地は、農地の区画整理を行うほ場整備区域に編入し、周辺農地と一体的に整備・復旧を図る。</p>	<p>(2) 農業生産基盤整備事業等による荒廃農地の整備・復旧</p> <p>荒廃農地は、農地の区画整理を行うほ場整備区域に編入し、周辺農地と一体的に整備・復旧を図る。</p>
<h3>3. 農用地等の保全のための活動</h3>	<h3>3. 農用地等の保全のための活動</h3>
<p>(1) 荒廃農地の解消と適切な保全管理の支援</p> <p>農地の保全・有効利用対策としては、荒廃農地の発生の防止及び再生・利用と保全管理を中心とした解消を図ることとし、市町村と農業委員会は、荒廃農地の実態を把握し、再生と利用に努め、農地の保全・有効利用を促進する。</p> <p>支援策として、認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化を基本に、新規就農者の確保・育成、定年帰農者や作業受託組織への支援、<u>農業協同組合</u>や企業等による営農、都市住民による市民農園等の利活用、和牛の放牧、景観作物の導入など地域や個々の条件に即した対策を講じる。</p>	<p>(1) 荒廃農地の解消と適切な保全管理の支援</p> <p>農地の保全・有効利用対策としては、荒廃農地の発生の防止及び再生・利用と保全管理を中心とした解消を図ることとし、市町村と農業委員会は、荒廃農地の実態を把握し、再生と利用に努め、農地の保全・有効利用を促進する。</p> <p>支援策として、認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化を基本に、新規就農者の確保・育成、定年帰農者や作業受託組織への支援、<u>農協</u>や企業等による営農、都市住民による市民農園等の利活用、和牛の放牧、景観作物の導入など地域や個々の条件に即した対策を講じる。</p>
<p>(2) 地域共同活動、環境保全型農業への支援</p> <p>多面的機能支払制度等を活用し、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による、農地・農業用水等の適切な保全・管理に資する基礎的な活動と生産資源の向上に資する施設の長寿命化などの活動や農村環境の向上に資する活動、地球温暖化防止等に効果の高い環境保全型農業への取組を支援する。</p>	<p>(2) 地域共同活動、環境保全型農業への支援</p> <p>多面的機能支払制度等を活用し、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による、農地・農業用水等の適切な保全・管理に資する基礎的な活動と生産資源の向上に資する施設の長寿命化などの活動や農村環境の向上に資する活動、地球温暖化防止等に効果の高い環境保全型農業への取組を支援する。</p>
<p>(3) 意欲ある多様な農業者への農地利用の集積・集約化の促進</p> <p>農業従事者の減少や高齢化により担い手が減少傾向にある中で、農地を有効に活用し、農業生産の拡大を図っていくため、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地利用の集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する。</p>	<p>(3) 意欲ある多様な農業者への農地利用の集積・集約化の促進</p> <p>農業従事者の減少や高齢化により担い手が減少傾向にある中で、農地を有効に活用し、農業生産の拡大を図っていくため、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地利用の集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する。</p>

変更(素案)	現行
<p>(4) 集落協定に基づく中山間地域等の持続的な保全活動</p> <p>中山間地域等の農村では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、県民にとって経済的損失が生じることが懸念されている。</p> <p>このため、多面的機能の良好な發揮を図るため、生産条件の不利を補正するための支援を行う中山間地域等直接支払制度の活用により、農業生産活動を通して多面的機能を確保するとともに、荒廃農地の発生の防止及び解消を含め、農地の保全・有効利用を促進する。</p>	<p>(4) 集落協定に基づく中山間地域等の持続的な保全活動</p> <p>中山間地域等の農村では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、県民にとって経済的損失が生じることが懸念されている。</p> <p>このため、多面的機能の良好な發揮を図るため、生産条件の不利を補正するための支援を行う中山間地域等直接支払制度の活用により、農業生産活動を通して多面的機能を確保するとともに、荒廃農地の発生の防止及び解消を含め、農地の保全・有効利用を促進する。</p>
<p>(5) 景観農業振興地域整備計画の活用</p> <p>市町村による景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を<u>支援</u>し、農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保と農山村地域に特有な景観の保全・創出を図る。</p>	<p>(5) 景観農業振興地域整備計画の活用</p> <p>市町村による景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を<u>推進</u>し、農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保と農山村地域に特有な景観の保全・創出を図る。</p>
<p>第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項</p> <p>1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向</p> <p><u>目標すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画の実現</u>に向け、農地中間管理事業等の各種施策を活用して、担い手への農地利用の集積・集約化を進める。</p>	<p>第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項</p> <p>1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向</p> <p><u>集落や地域での徹底的な話し合い</u>により、人と農地の問題を解決するための<u>人・農地プランの実質化</u>を関係機関が連携して支援するとともに、その実現に向け、農地中間管理事業等の各種施策を活用して、担い手への農地利用の集積・集約化を進める。</p>
<p>(1) 関係機関との連携</p> <p>市町村、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と十分に連携して地域農業の将来像である<u>地域計画の実現</u>を積極的に支援する。また、農業関係試験研究機関、農業普及指導センター等による指導体制を整備するととも</p>	<p>(1) 関係機関との連携</p> <p>市町村、農地中間管理機構、農協等の関係機関と十分に連携して地域農業の将来像である<u>人・農地プランの実質化</u>を積極的に支援する。また、農業関係試験研究機関、農業普及指導センター等による指導体制を整備するととも</p>

変更(素案)	現行
<p>に、「岡山県農業経営・就農支援センター」等と相互に十分な連携を図り、農業経営基盤の強化を促進する。</p>	<p>に、「岡山県担い手育成総合支援協議会」等と相互に十分な連携を図り、農業経営基盤の強化を促進する。</p>
<p>(2) 農地中間管理事業等の活用</p> <p><u>地域計画の実現</u>に向けては、担い手の規模拡大を推進するため農地中間管理事業等の積極的な活用を市町村や地域へ働きかけ、農地利用の集積・集約化を推進する。</p>	<p>(2) 農地中間管理事業等の活用</p> <p><u>人・農地プランの実質化</u>に向けては、担い手の規模拡大を推進するため農地中間管理事業等の積極的な活用を市町村や地域へ働きかけ、農地利用の集積・集約化を推進する。</p>
<h2>2. 農業地帯別の構想</h2>	<h2>2. 農業地帯別の構想</h2>
<p>干拓地に代表される平坦地等の広がりのある<u>南部地域</u>においては、農地の利用調整を通じた担い手への集積・集約化などにより個別経営の規模拡大を進める。</p>	<p><u>南部を中心とした干拓地</u>に代表される平坦地等の広がりのある地域においては、農地の利用調整を通じて担い手への集約化などにより個別経営の規模拡大を進める。</p>
<p>このうち、特に、<u>所得が一定以上の経営等</u>については、必要に応じて、法人形態への移行を誘導する。</p>	<p>このうち、特に、<u>管理の熟度が向上した経営</u>については、必要に応じて、法人形態 <u>(一戸一法人)</u>への移行を誘導する。</p>
<p>中北部の中山間地域においては、担い手不足が顕著であるため、集落等を単位とした生産組織の育成や法人化の推進を図るとともに、高収益・高付加価値作物の積極的な導入による複合経営で所得向上を誘導する。</p>	<p>中北部の中山間地域においては、担い手不足が顕著であるため、集落等を単位とした生産組織の育成や法人化の推進を図るとともに、高収益・高付加価値作物の積極的な導入による複合経営で所得向上を誘導する。</p>
<p>また、中北部に多い畜産を基幹とする経営では、スマート技術の導入等により飼養管理の省力化や労働生産性の向上を推進するとともに、耕畜連携による飼料作物の生産などにより、飼料生産基盤の充実に努め、飼料自給率の高い経営を目指す。</p>	<p>また、中北部に多い畜産を基幹とする経営では、スマート技術の導入等により飼養管理の省力化や労働生産性の向上を推進するとともに、耕畜連携による飼料作物の生産などにより、飼料生産基盤の充実に努め、飼料自給率の高い経営を目指す。</p>
<p>さらに、園芸を中心とした畑作地域においては、県振興品目・品種の導入により、所得向上を目指すように誘導するとともに、<u>担い手への遊休園地の継承</u>を推進し、産地の維持拡大を図る。</p>	<p>さらに、園芸を中心とした畑作地域においては、県振興品目・品種の導入により、所得向上を目指すように誘導するとともに、<u>離農者の園地は積極的に担い手や新規就農者への流動化</u>を推進し、産地の維持拡大を図る。</p>
<p>なお、これらの取組によっても担い手の確保が見込めず、荒廃農地の発生防止・解消が困難な地域においては、従来の担い手に加えて、新たに農業への参入が期待される企業等の多様な主体が地域農業の担い手となる体制を構築し、農地の有効利用を図る。</p>	<p>なお、これらの取組によっても担い手の確保が見込めず、荒廃農地の発生防止・解消が困難な地域においては、従来の担い手に加えて、新たに農業への参入が期待される企業等の多様な主体が地域農業の担い手となる体制を構築し、農地の有効利用を図る。</p>

変更(素案)					現行				
番号	営農類型	作目	経営規模	適応地域	番号	営農類型	作目	経営規模	適応地域
1	水稻・麦複合	水稻 二条大麦	30.0ha 40.0ha	岡山	1	水稻・麦複合	水稻 二条大麦	30.0ha 40.0ha	岡山
2	水稻・麦・作業受託複合	水稻 小麦 水稻作業受託	20.0ha 12.0ha 10.0ha	吉備・津山	2	水稻・麦・作業受託複合	水稻 小麦 水稻作業受託	20.0ha 12.0ha 10.0ha	吉備・津山
3	水稻・大豆複合	水稻 大豆 大豆収穫作業受託	20.0ha 12.0ha 8.0ha	全域	3	水稻・大豆複合	水稻 大豆 大豆収穫作業受託	20.0ha 12.0ha 8.0ha	全域
4	水稻・WCS用稻	水稻 WCS用稻	20.0ha 12.0ha	全域	4	水稻・WCS用稻	水稻 WCS用稻	20.0ha 12.0ha	全域
5	水稻・飼料用米	水稻 飼料用米	20.0ha 12.0ha	全域	5	水稻・飼料用米	水稻 飼料用米	20.0ha 12.0ha	全域
6	果樹専作	もも	1.0ha	岡山・吉備・津山	6	果樹専作	もも	1.0ha	岡山・吉備・津山
7	果樹専作	ぶどう(アレキ・シャインマスカット)	0.6ha	岡山	7	果樹専作	ぶどう(アレキ・シャインマスカット)	0.6ha	岡山

変更(素案)					現行				
		カット 紫苑)					カット 紫苑)		
8	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・シャイノマスカット)	0.9ha	岡山・吉備・津山	8	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・シャイノマスカット)	0.9ha	岡山・吉備・津山
9	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・オーロラブーラック・シャインマスカット)	0.7ha	吉備・津山・中国	9	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・オーロラブーラック・シャインマスカット)	0.7ha	吉備・津山・中国
10	野菜専作	なす	0.2ha	岡山	10	野菜専作	なす	0.2ha	岡山
11	野菜専作	トマト	0.4ha	吉備・中国	11	野菜専作	トマト	0.4ha	吉備・中国
12	野菜専作	いちご	0.25ha	岡山・吉備・津山	12	野菜専作	いちご	0.25ha	岡山・吉備・津山
13	野菜専作	はくさい・キャベツ	3.0ha	全域	13	野菜専作	はくさい・キャベツ	3.0ha	全域
14	花き専作	りんどう	0.6ha	吉備・津山・中国	14	花き専作	りんどう	0.6ha	吉備・津山・中国
15	花き専作	スイートピー	0.3ha	岡山	15	花き専作	スイートピー	0.3ha	岡山
16	酪農専作	乳用牛 (ホルスタイン)	50頭	全域	16	酪農専作	乳用牛 (ホルスタイン)	50頭	全域
17	酪農専作	乳用牛 (ジャージー)	80頭	中国	17	酪農専作	乳用牛 (ジャージー)	80頭	中国
18	肉用牛専作	肉用牛 (繁殖・黒毛和種)	70頭	全域	18	肉用牛専作	肉用牛 (繁殖・黒毛和種)	70頭	全域
19	肉用牛専作	肉用牛 (肥育・黒毛和種)	200頭	全域	19	肉用牛専作	肉用牛 (肥育・黒毛和種)	200頭	全域

(注) 適応地域の区分 岡山：岡山平野、吉備：吉備高原、津山：津山盆地、中国：中国山地

出典：令和5(2023)年6月「21世紀おかやま農業経営基本方針」

(注) 適応地域の区分 岡山：岡山平野、吉備：吉備高原、津山：津山盆地、中国：中国山地

出典：令和3(2021)年3月「21世紀おかやま農業経営基本方針」

変更(素案)	現行
<p>(2) 目標経営規模</p> <p>農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりおおむね500万円）を確保することができるものとする。</p>	<p>(2) 目標経営規模</p> <p>農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりおおむね500万円）を確保することができるものとする。</p>
<p>(3) 農地利用の集積・集約化の推進</p> <p>担い手への農地利用の集積・集約化の目標を達成するため、市町村、農業委員会、<u>農業協同組合</u>、農地中間管理機構等の関係機関が連携して<u>地域計画</u>を中心とした地域の話し合いをコーディネートすることにより、担い手への農地利用の集積・集約化を効率的・効果的に推進する。</p>	<p>(3) 農地利用の集積・集約化の推進</p> <p>担い手への農地利用の集積・集約化の目標を達成するため、市町村、農業委員会、<u>農協</u>、農地中間管理機構等の関係機関が連携して<u>人・農地プラン</u>を中心とした地域の話し合いをコーディネートすることにより、担い手への農地利用の集積・集約化を効率的・効果的に推進する。</p>
<p>なお、その推進に当たっては、農業委員会ネットワーク機構、岡山県農業協同組合中央会、岡山県土地改良事業団体連合会等と連携を図りながら、農地中間管理機構を中核的な事業体として活用する。</p>	<p>なお、その推進に当たっては、農業委員会ネットワーク機構、岡山県農業協同組合中央会、岡山県土地改良事業団体連合会等と連携を図りながら、農地中間管理機構を中核的な事業体として活用する。</p>
<p>また、規模拡大を図る認定農業者等に対する低利融資制度の実施等により大規模経営体の育成や活動を支援する。</p>	<p>また、規模拡大を図る認定農業者等に対する低利融資制度の実施等により大規模経営体の育成や活動を支援する。</p>
<p>(4) 農地の効率的な利用の促進</p> <p>生産性の向上を図るために、区画整理、用排水路等の基盤整備を実施するとともに、ももやぶどうなど園芸産地の育成などを進め、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用によるほ場の集約化や、農地流動化の促進による先進的経営の規模拡大を図る。</p>	<p>(4) 農地の効率的な利用の促進</p> <p>生産性の向上を図るために、区画整理、用排水路等の基盤整備を実施するとともに、ももやぶどうなど園芸産地の育成などを進め、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用によるほ場の集約化や、農地流動化の促進による先進的経営の規模拡大を図る。</p>
<p>なお、地域だけでは農地としての維持が困難な場合には、N P O法人(民間非営利組織)やボランティア団体、<u>農業協同組合</u>、企業等の営農活動を支援するとともに、都市住民等が利用する市民農園など、農地の多面的利用についても提案していく。</p>	<p>なお、地域だけでは農地としての維持が困難な場合には、N P O法人やボランティア団体、<u>農協</u>、企業等の営農活動を支援するとともに、都市住民等が利用する市民農園など、農地の多面的利用についても提案していく。</p>
<p>(5) 農業生産組織の活動の促進</p> <p>各種事業を効率的に活用するなど農業生産組織の活動を促進し、農業経営</p>	<p>(5) 農業生産組織の活動の促進</p> <p>各種事業を効率的に活用するなど農業生産組織の活動を促進し、農業経営</p>

変更(素案)	現行
<p>の規模拡大や総合的な農地の利用促進を図る。</p>	<p>の規模拡大や総合的な農地の利用促進を図る。</p>
<p>第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項</p>	<p>第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項</p>
<p>農業の近代化のための施設の整備について、南部、中北部各農業地帯の重点作目別の方針性を示すとともに、広域的に整備が必要な施設についての構想を示す。</p> <p>なお、施設の整備、更新に当たっては、省エネルギー設備等の導入を検討するなど、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減にも配慮する。</p>	<p>農業の近代化のための施設の整備について、南部、中北部各農業地帯の重点作目別の方針性を示すとともに、広域的に整備が必要な施設についての構想を示す。</p> <p>なお、施設の整備、更新に当たっては、省エネルギー設備等の導入を検討するなど、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減にも配慮する。</p>
<p>1. 重点作目別の構想</p>	<p>1. 重点作目別の構想</p>
<p>(1) 水稲</p>	<p>(1) 水稲</p>
<p>消費者が求める付加価値の高い米、業務用米など、用途に応じた需要量を把握し、生産者への情報提供を通じて、主食用米や飼料用米等の適正な規模の作付けを推進する。また、法人化や担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大、省力・低コスト技術やICT等のスマート農業技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。</p> <p>このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。</p>	<p>消費者が求める付加価値の高い米、業務用米など、用途に応じた需要量を把握し、生産者への情報提供を通じて、主食用米や飼料用米等の適正な規模の作付けを推進する。また、法人化や担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大、省力・低コスト技術やICT等のスマート農業技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。</p> <p>このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。</p>
<p>(2) 麦類</p>	<p>(2) 麦類</p>
<p>水稻や大豆との二毛作として大規模経営体や集落営農組織へ積極的に推進し、土地利用率の向上による所得の確保を図るとともに、施肥技術の改善や基本技術の励行等により、実需者ニーズに即した高品質麦の安定生産を進める。また、担い手への農地利用の集積・集約化や作業受託等による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、高性能機械やスマート農業技術の導入を進</p>	<p>水稻や大豆との二毛作として大規模経営体や集落営農組織へ積極的に推進し、土地利用率の向上による所得の確保を図るとともに、施肥技術の改善や基本技術の励行等により、実需者ニーズに即した高品質麦の安定生産を進める。また、担い手への農地利用の集積・集約化や作業受託等による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、高性能機械やスマート農業技術の導入を進</p>

変更(素案)	現行
<p>め、生産の効率化とコスト低減を図る。大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図るとともに、施設がない地域においては広域的な出荷体制を整備する。</p>	<p>め、生産の効率化とコスト低減を図る。大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図るとともに、施設がない地域においては広域的な出荷体制を整備する。</p>
(3) 大豆	(3) 大豆
<p>水田の利用率向上につながる重要な作物であることから、集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、省力機械化体系の技術開発や施設整備、スマート農業技術の導入、排水対策、土づくりの徹底、基本技術の励行により、収量・品質の向上を図る。また、出荷調製施設の整備等による産地供給力の強化を図る。</p>	<p>水田の利用率向上につながる重要な作物であることから、集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、省力機械化体系の技術開発や施設整備、スマート農業技術の導入、排水対策、土づくりの徹底、基本技術の励行により、収量・品質の向上を図る。また、出荷調製施設の整備等による産地供給力の強化を図る。</p>
(4) 野菜	(4) 野菜
<p>県産野菜の主要品目である冬春なすや夏秋トマト、いちご等は、高品質な野菜として市場から評価されており、ブランドが確立されている。また、キヤベツやたまねぎ等の加工・業務用野菜の需要増加にともない、法人等での生産が拡大している。</p>	<p>県産野菜の主要品目である冬春なすや夏秋トマト、いちご等は、高品質な野菜として市場から評価されており、ブランドが確立されている。また、キヤベツやたまねぎ等の加工・業務用野菜の需要増加にともない、法人等での生産が拡大している。</p>
<p>このため、県産野菜のブランド力の強化や生産拡大を加速させるため、ハウス等の生産施設の整備、生産効率の向上を図るスマート農業技術等の推進により、産地の体質強化と供給力強化を図り、儲かる野菜農業を推進する。</p>	<p>このため、県産野菜のブランド力の強化や生産拡大を加速させるため、ハウス等の生産施設の整備、生産効率の向上を図るスマート農業技術等の推進により、産地の体質強化と供給力強化を図り、儲かる野菜農業を推進する。</p>
(5) 果樹	(5) 果樹
<p>本県の気象条件と、高度な技術により生み出される果実は、最高級品として扱われており、国内外から生産量の拡大や出荷期間の延長が求められている。</p>	<p>本県の気象条件と、高度な技術により生み出される果実は、最高級品として扱われており、国内外から生産量の拡大や出荷期間の延長が求められている。</p>
<p>こうした市場ニーズに応えるため、面積拡大と生産性の向上を進め、一層の供給力強化を図り、儲かる農業を推進するとともに、関西圏・首都圏・海外へのPR戦略を積極的に展開し、販路を拡大していくことで、将来につながる攻めの果物振興を推進する。</p>	<p>こうした市場ニーズに応えるため、面積拡大と生産性の向上を進め、一層の供給力強化を図り、儲かる農業を推進するとともに、関西圏・首都圏・海外へのPR戦略を積極的に展開し、販路を拡大していくことで、将来につながる攻めの果物振興を推進する。</p>
(6) 花き	(6) 花き

変更(素案)	現行
<p>花の生産と消費の現状は、国内の花き産業が縮小傾向にあることから、新たな需要の創造などにより、安定的な生産・販売の展開が求められている。このため、多様化する消費者ニーズに対応した高品質花きの安定生産を図るほか、オリジナル品種を核とした優良種苗供給体制の整備を進める。さらに、施設化を進めるとともに省力化技術を導入し、一層高品質な花きを安定供給できる産地体制を整備し、活力ある花き産業を展開する。</p>	<p>花の生産と消費の現状は、国内の花き産業が縮小傾向にあることから、新たな需要の創造などにより、安定的な生産・販売の展開が求められている。このため、多様化する消費者ニーズに対応した高品質花きの安定生産を図るほか、オリジナル品種を核とした優良種苗供給体制の整備を進める。さらに、施設化を進めるとともに省力化技術を導入し、一層高品質な花きを安定供給できる産地体制を整備し、活力ある花き産業を展開する。</p>
(7) 畜産	
ア 乳用牛	
<p>良質な牛乳・乳製品を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地の効率的な利用や耕畜連携による飼料作物の生産を推進し、飼料自給率の高い経営を目指すとともに、効率的で安定的な酪農経営の維持発展を図るため、環境に配慮しながら近代化施設を整備する。</p>	<p>良質な牛乳・乳製品を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農及び肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地の効率的な利用や耕畜連携による飼料作物の生産を推進し、飼料自給率の高い経営を目指すとともに、効率的で安定的な酪農経営の維持発展を図るため、環境に配慮しながら近代化施設を整備する。</p>
イ 肉用牛	
<p>品質に優れた牛肉を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地や採草放牧地の効率的な利用等により飼料生産基盤の充実を図るとともに、環境に配慮しながら低コスト牛舎等の施設整備を推進する。</p>	<p>品質に優れた牛肉を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農及び肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地や採草放牧地の効率的な利用等により飼料生産基盤の充実を図るとともに、環境に配慮しながら低コスト牛舎等の施設整備を推進する。</p>
ウ 豚	
<p>生産性の高い企業的経営を育成するため、衛生面や環境面に配慮しながら、優良種豚の導入による肉質の向上と齊一化をはじめ、省力的な飼養管理による低コスト生産等を推進する。</p>	<p>生産性の高い企業的経営を育成するため、衛生面や環境面に配慮しながら、優良種豚の導入による肉質の向上と齊一化をはじめ、省力的な飼養管理による低コスト生産等を推進する。</p>
エ 採卵鶏	
<p>需要に見合う生産を基本として効率的・衛生的な飼養管理により生産性と品質の向上に努める。</p>	<p>需要に見合う生産を基本として効率的・衛生的な飼養管理により生産性と品質の向上に努める。</p>
オ 肉用鶏	
<p>安全で高品質な鶏肉の供給を基本として効率的・衛生的な飼養管理によ</p>	<p>安全で高品質な鶏肉の供給を基本として効率的・衛生的な飼養管理によ</p>

変更(素案)	現行
り生産性と品質の向上に努める。	り生産性と品質の向上に努める。
2. 農業地帯別の構想	2. 農業地帯別の構想
(1) 南部農業地帯	(1) 南部農業地帯
ア 水稻	ア 水稻
需要に応じた売れる米づくりと、新規需要米等の作付けによる収益力強化を基本とし、業務用途が多い「アケボノ」等は、規模拡大によるコスト低減と多収穫技術など収量向上を追求し、コスト競争力を高める。また、担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大や法人化、スマート農業技術等を活用した省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。	需要に応じた売れる米づくりと、新規需要米等の作付けによる収益力強化を基本とし、業務用途が多い「アケボノ」等は、規模拡大によるコスト低減と多収穫技術など収量向上を追求し、コスト競争力を高める。また、担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大や法人化、スマート農業技術等を活用した省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。
このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。	このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。
イ 麦類	イ 麦類
効率的な土地利用型農業と需要に応じた生産拡大を図るため、需要に対応した麦種生産及び収量の安定化と品質向上を推進する。また、大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。	効率的な土地利用型農業と需要に応じた生産拡大を図るため、需要に対応した麦種生産及び収量の安定化と品質向上を推進する。また、大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。
ウ 大豆	ウ 大豆
集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、低コスト化、収量・品質の向上のため、基本技術の励行と省力化技術に係る機械・施設の整備を図る。	集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、低コスト化、収量・品質の向上のため、基本技術の励行と省力化技術に係る機械・施設の整備を図る。
エ 野菜	エ 野菜
瀬戸内の温暖な気候を生かし、なす・いちご等の施設野菜やはくさい・キャベツ等の露地野菜の生産が盛んに行われており、施設野菜ではハウス	瀬戸内の温暖な気候を生かし、なす・いちご等の施設野菜やはくさい・キャベツ等の露地野菜の生産が盛んに行われており、施設野菜ではハウス

変更(素案)	現行
<p>内の環境を作物の生育状況に合わせて調節する環境制御技術の導入を推進し、露地野菜では作業の機械化や排水対策等を実施し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。</p>	<p>内の環境を作物の生育状況に合わせて調節する環境制御技術の導入を推進し、露地野菜では作業の機械化や排水対策等を実施し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。</p>
<p>オ 果樹</p>	<p>オ 果樹</p>
<p>(ア) もも</p>	<p>(ア) もも</p>
<p>岡山オリジナル品種を中心に、高品質な「岡山白桃」として長期間安定出荷できる産地育成と、気象変動に対応した防風ネットの設置等施設整備を含めた生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による供給力強化を進める。</p>	<p><u>もも</u>では、岡山オリジナル品種を中心に、高品質な「岡山白桃」として長期間安定出荷できる産地育成と、気象変動に対応した防風ネットの設置等施設整備を含めた生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による供給力強化を進める。</p>
<p>(イ) ぶどう</p>	<p>(イ) ぶどう</p>
<p>高まる市場のニーズに応えるべく、さらなる高品質安定生産を推進し、供給力強化を図る。特に南部では、温暖な気象条件を生かした施設栽培の導入を推進し、早期出荷による農業所得の向上を図る。</p>	<p><u>ぶどう</u>では、高まる市場のニーズに応えるべく、さらなる高品質安定生産を推進し、供給力強化を図る。特に南部では、温暖な気象条件を生かした施設栽培の導入を推進し、早期出荷による農業所得の向上を図る。</p>
<p>カ 花き</p>	<p>カ 花き</p>
<p>温暖な瀬戸内の自然条件を生かし、冬から春の作型を中心とした、スイートピーなどの消費者ニーズに対応した品目の産地拡大を図る。また、気象変動に対応するため施設と組み合わせた環境制御による安定供給技術や省エネルギー対策技術を導入し、一層高品質な花きの安定供給を図る。</p>	<p>温暖な瀬戸内の自然条件を生かし、冬から春の作型を中心とした、スイートピーなどの消費者ニーズに対応した品目の産地拡大を図る。また、気象変動に対応するため施設と組み合わせた環境制御による安定供給技術や省エネルギー対策技術を導入し、一層高品質な花きの安定供給を図る。</p>
<p>キ 畜産</p>	<p>キ 畜産</p>
<p>安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、土地条件の制約が比較的少ない地域では大規模な企業的経営を展開することとし、環境に配慮しながら飼料生産基盤の確保や耕畜連携の推進による資源循環型の畜産経営を促進する。</p>	<p>安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、土地条件の制約が比較的少ない地域では大規模な企業的経営を展開することとし、環境に配慮しながら飼料生産基盤の確保や耕畜連携の推進による資源循環型の畜産経営を促進する。</p>
<p>(2) 中北部農業地帯</p>	<p>(2) 中北部農業地帯</p>
<p>ア 水稻</p>	<p>ア 水稻</p>
<p>主力品種である「あきたこまち」「コシヒカリ」「きぬむすめ」は、おい</p>	<p>主力品種である「あきたこまち」「コシヒカリ」「きぬむすめ」は、おい</p>

変更(素案)	現行
<p>しさやこだわりを追求した生産とともに新規需要米や高収益作物の作付けによる収益力強化を図る。</p> <p>また、担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大や法人化、スマート農業技術等を活用した省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。担い手確保が困難な地域等においては集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、経営の多角化を進める。</p>	<p>しさやこだわりを追求した生産とともに新規需要米や高収益作物の作付けによる収益力強化を図る。また、担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大や法人化、スマート農業技術等を活用した省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。担い手確保が困難な地域等においては集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、経営の多角化を進める。</p>
<p>このため、規模拡大に応じた共同利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。</p>	<p>このため、規模拡大に応じた共同利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。</p>
<p>イ 麦類</p> <p>近年生産が拡大し、加工品開発などの地産地消の取組が進んでおり、需要に応じた生産を進める。また、乾燥調製施設の広域的な運営体制の整備を図る。</p>	<p>イ 麦類</p> <p>近年生産が拡大し、加工品開発などの地産地消の取組が進んでおり、需要に応じた生産を進める。また、乾燥調製施設の広域的な運営体制の整備を図る。</p>
<p>ウ 大豆</p> <p>実需者ニーズに対応した安定生産を進め、優良系統（黒大豆）による品質の安定化、省力機械化体系の技術確立と普及、出荷調製施設の整備等を図る。</p>	<p>ウ 大豆</p> <p>実需者ニーズに対応した安定生産を進め、優良系統（黒大豆）による品質の安定化、省力機械化体系の技術確立と普及、出荷調製施設の整備等を図る。</p>
<p>エ 野菜</p> <p>夏季冷涼な気候を生かし、トマト、きゅうり、アスパラガス等の生産が盛んに行われており、ハウス等の生産施設や省力化機械等の導入を推進し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。</p>	<p>エ 野菜</p> <p>夏季冷涼な気候を生かし、トマト、きゅうり、アスパラガス等の生産が盛んに行われており、ハウス等の生産施設や省力化機械等の導入を推進し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。</p>
<p>オ 果樹</p> <p>(ア)もも</p> <p>岡山オリジナル品種を中心に、高品質な「岡山白桃」として長期間安定出荷できる産地育成と、気象変動に対応した防風ネットの設置等施設</p>	<p>オ 果樹</p> <p>(ア)もも</p> <p>ももでは、岡山オリジナル品種を中心に、高品質な「岡山白桃」として長期間安定出荷できる産地育成と、気象変動に対応した防風ネットの</p>

変更(素案)	現行
<p>整備を含めた生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による供給力強化を進める。</p>	<p>設置等施設整備を含めた生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による供給力強化を進める。</p>
<p>(イ) ぶどう</p>	<p>(イ) ぶどう</p>
<p>高まる市場のニーズに応えるべく、さらなる高品質安定生産を推進し、供給力強化を図る。特に中北部では、夏季冷涼な気象条件を活かした簡易被覆栽培の一層の拡大を推進し、併せて省力、高品質生産のための機械導入を進める。</p>	<p><u>ぶどう</u>では、高まる市場のニーズに応えるべく、さらなる高品質安定生産を推進し、供給力強化を図る。特に中北部では、夏季冷涼な気象条件を活かした簡易被覆栽培の一層の拡大を推進し、併せて省力、高品質生産のための機械導入を進める。</p>
<p>カ 花き</p>	<p>カ 花き</p>
<p>夏季冷涼な準高冷地や中山間地域の気象条件に合った、りんどうなどの特色ある花きを導入し、産地規模拡大に取り組むとともに、集出荷の効率化や省力機器・技術の導入により、高品質な花きの安定供給を図る。</p>	<p>夏季冷涼な準高冷地や中山間地域の気象条件に合った、りんどうなどの特色ある花きを導入し、産地規模拡大に取り組むとともに、集出荷の効率化や省力機器・技術の導入により、高品質な花きの安定供給を図る。</p>
<p>キ そば</p>	<p>キ そば</p>
<p>地場消費や加工品開発を促進し、流通対策の強化による販路開拓を推進する。</p>	<p>地場消費や加工品開発を促進し、流通対策の強化による販路開拓を推進する。</p>
<p>ク 畜産</p>	<p>ク 畜産</p>
<p>安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、中山間地域など土地条件の制約が大きい地域では、家族経営を中心として地域特性に応じた他作物との複合経営を展開し、付加価値の高い畜産経営を実現するなど効率的で安定的な畜産経営の維持発展を図る。</p>	<p>安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、中山間地域など土地条件の制約が大きい地域では、家族経営を中心として地域特性に応じた他作物との複合経営を展開し、付加価値の高い畜産経営を実現するなど効率的で安定的な畜産経営の維持発展を図る。</p>
<h3>3. 広域整備の構想</h3>	<h3>3. 広域整備の構想</h3>
<p>(1) 米麦大規模乾燥調製貯蔵施設の整備</p>	<p>(1) 米麦大規模乾燥調製貯蔵施設の整備</p>
<p>米麦の乾燥調製コストの低減、流通の合理化、ロットの拡大、品質の均質化等を図るため、農業協同組合の広域化に伴う既存施設の再編、能力増強や広域的連携による効率的な利用を推進する。</p>	<p>米麦の乾燥調製コストの低減、流通の合理化、ロットの拡大、品質の均質化等を図るため、農協の広域化に伴う既存施設の再編、能力増強や広域的連携による効率的な利用を推進する。</p>
<p>(2) 野菜広域流通拠点施設</p>	<p>(2) 野菜広域流通拠点施設</p>
<p>出荷ロットの拡大と流通合理化を図るため、広域連携出荷に向けた選果及</p>	<p>出荷ロットの拡大と流通合理化を図るため、広域連携出荷に向けた選果及</p>

変更(素案)	現行
<p>び出荷体制の整備を推進する。</p> <p>(3) 青果物情報ネットワークの強化 産地・出荷団体・市場間を連結した市況情報、販売実績、全国情報、営農情報等を提供する青果物情報提供システムを活用し、青果物の有利販売に結び付ける。</p> <p>(4) 畜産物共同処理施設 流通コストの低減と合理的な価格形成に資するため、既存の生乳処理加工施設及び産地食肉加工施設の適正な管理と運営を推進する。また、広域堆肥処理センターの機能強化を図り、良質堆肥の利活用を推進する。</p>	<p>び出荷体制の整備を推進する。</p> <p>(3) 青果物情報ネットワークの強化 産地・出荷団体・市場間を連結した市況情報、販売実績、全国情報、営農情報等を提供する青果物情報提供システムを活用し、青果物の有利販売に結び付ける。</p> <p>(4) 畜産物共同処理施設 流通コストの低減と合理的な価格形成に資するため、既存の生乳処理加工施設及び産地食肉加工施設の適正な管理と運営を推進する。また、広域堆肥処理センターの機能強化を図り、良質堆肥の利活用を推進する。</p>

第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

担い手育成の拠点施設として整備した県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）では、就農に向けた実践的な研修や安定的な経営・法人化に向けた研修等を行っているほか、就農や農業経営の相談窓口を常設している。

また、農業大学校や公益財団法人中国四国酪農大学校では、実践的な技術習得教育を実施し、将来の担い手を育成している。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

新たに農業を目指す者の確保や認定農業者の育成を推進するため、三徳園の研修施設や研修内容の充実を図る。

また、農業大学校、中国四国酪農大学校では就農に向けた教育プログラムの充実を図るほか、各産地では、就農や安定的な経営に向けた実践的かつ体系的な技術・知識の習得を支援できるよう、関係機関が連携して施設や体制を整備する。

第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

担い手育成の拠点施設として整備した県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）では、就農に向けた実践的な研修や安定的な経営・法人化に向けた研修等を行っているほか、就農や農業経営の相談窓口を常設している。

また、農業大学校や公益財団法人中国四国酪農大学校では、実践的な技術習得教育を実施し、将来の担い手を育成している。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

新たに農業を目指す者の確保や認定農業者の育成を推進するため、三徳園の研修施設や研修内容の充実を図る。

また、農業大学校、中国四国酪農大学校では就農に向けた教育プログラムの充実を図るほか、各産地では、就農や安定的な経営に向けた実践的かつ体系的な技術・知識の習得を支援できるよう、関係機関が連携して施設や体制を整備する。

変更(素案)	現行
<p>2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動</p> <p>(1) 認定新規就農者、認定農業者の育成及び確保 青年等就農計画、農業経営改善計画の作成支援や株式会社日本政策金融公庫の青年等就農資金等の各種農業制度資金の活用などの目標達成に向けた支援を行うことで、次代を担う力強い担い手の育成及び確保を図る。</p> <p>(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得 他産業従事者並みの所得水準を達成するためには、優良農地の集積・集約化等生産基盤の確保による規模拡大や生産コストの低減等に取り組む必要があることから、農地中間管理事業の活用により、優良農地の円滑な取得を推進する。</p> <p>(3) 就農情報の提供と研修制度を活用した就農支援 本県への就農希望者に県農業の魅力や就農支援制度などを就農相談会等を通じ幅広く発信するとともに、関係機関・関係団体と協働で実施する技術習得研修等を活用し、就農希望者の円滑な就農と定着を進める。</p> <p>(4) 農業高校との連携 担い手施策に関する情報の共有化や育成目標等についての意見交換を行い、農業高校と連携した担い手の確保に努める。また、農業高校の生徒が理解と親しみを持って農業に取り組み、将来県農業を支える人材として活躍できるよう、栽培実習への支援や、先進農家との交流などの取組を進める。</p>	<p>2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動</p> <p>(1) 認定新規就農者、認定農業者の育成及び確保 青年等就農計画、農業経営改善計画の作成支援や株式会社日本政策金融公庫の青年等就農資金の活用などの目標達成に向けた支援を行うことで、次代を担う力強い担い手の育成及び確保を図る。</p> <p>(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得 他産業従事者並みの所得水準を達成するためには、優良農地の集積・集約化等生産基盤の確保による規模拡大や生産コストの低減等に取り組む必要があることから、農地中間管理事業の活用により、優良農地の円滑な取得を推進する。</p> <p>(3) 就農情報の提供と研修制度を活用した就農支援 本県への就農希望者に県農業の魅力や就農支援制度などを就農相談会等を通じ幅広く発信するとともに、関係機関・関係団体と協働で実施する技術習得研修等を活用し、就農希望者の円滑な就農と定着を進める。</p> <p>(4) 農業高校との連携 担い手施策に関する情報の共有化や育成目標等についての意見交換を行い、農業高校と連携した担い手の確保に努める。また、農業高校の生徒が理解と親しみを持って農業に取り組み、将来県農業を支える人材として活躍できるよう、栽培実習への支援や、先進農家との交流などの取組を進める。</p>
<p>第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項</p> <p>1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 本県においては、総販売農家数の多くは兼業農家であり、他産業に従事する兼業農家の安定的な就業促進対策が課題となっている。</p>	<p>第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項</p> <p>1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 本県においては、総販売農家数の多くは兼業農家であり、他産業に従事する兼業農家の安定的な就業促進対策が課題となっている。</p>

変更(素案)	現行
<p>このため、地域の特性に応じ、農業生産基盤の整備や農山漁村活性化施設の整備、農地中間管理機構による農地利用の集積・集約化を促進し、認定農業者の育成や企業等の農業参入の促進による多様な担い手の確保・育成等を図るとともに、商業や工業などの地場産業の振興等によって、兼業農家が地元で安定的に働く就業環境を確保することにより、都市等への流出防止に努める。</p>	<p>このため、地域の特性に応じ、農業生産基盤の整備や農山漁村活性化施設の整備、農地中間管理機構による農地利用の集積・集約化を促進し、認定農業者の育成や企業等の農業参入の促進による多様な担い手の確保・育成等を図るとともに、商業や工業などの地場産業の振興等によって、兼業農家が地元で安定的に働く就業環境を確保することにより、都市等への流出防止に努める。</p>
<p>2. 農村地域における就業機会の確保のための構想</p> <p>1 の目標を踏まえ、次の取組を通じて農村地域における就業機会の確保を図る。</p> <p>(1) 農林水産物加工・販売施設の整備（高付加価値） 農林水産物をさらに付加価値の高い商品に加工し、販売する農業の6次産業化を進め、雇用の場の確保を図る。</p> <p>(2) 地域特産品の活用による安定的な就業の促進 商業や工業など他産業と連携し、県産農林水産物を利用した新たな商品の開発や販路拡大に取り組む農商工連携を推進し、新たな地場産業の創出と雇用の確保を図ることにより、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。</p> <p>(3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく産業の計画的導入 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等に基づき、農村への地域の実情を踏まえた産業の計画的な導入を図り、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。</p> <p>(4) 観光面と連携した農業の推進 豊かな自然環境や美しい景観など農山村が有する魅力を生かし、農家民宿や直売所の活用の促進を通じた農山村と都市との交流を幅広く継続的に行い、観光面と連携した新たな地域産業の展開による就業機会の拡大を図る。</p>	<p>2. 農村地域における就業機会の確保のための構想</p> <p>1 の目標を踏まえ、次の取組を通じて農村地域における就業機会の確保を図る。</p> <p>(1) 農林水産物加工・販売施設の整備（高付加価値） 農林水産物をさらに付加価値の高い商品に加工し、販売する農業の6次産業化を進め、雇用の場の確保を図る。</p> <p>(2) 地域特産品の活用による安定的な就業の促進 商業や工業など他産業と連携し、県産農林水産物を利用した新たな商品の開発や販路拡大に取り組む農商工連携を推進し、新たな地場産業の創出と雇用の確保を図ることにより、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。</p> <p>(3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく産業の計画的導入 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等に基づき、農村への地域の実情を踏まえた産業の計画的な導入を図り、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。</p> <p>(4) 観光面と連携した農業の推進 豊かな自然環境や美しい景観など農山村が有する魅力を生かし、農家民宿や直売所の活用の促進を通じた農山村と都市との交流を幅広く継続的に行い、観光面と連携した新たな地域産業の展開による就業機会の拡大を図る。</p>

変更(素案)	現行
<p>第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項</p> <p>1. 生活環境施設の整備の必要性</p> <p>(1) 農村地域における生活環境施設の整備の状況</p> <p>農村地域においては、兼業化・混住化が進行する中で、住民の職業選択や生活意識はますます多様化し、また、高齢化や過疎化による担い手不足が深刻となるなど、農業・農村を取り巻く状況は、より一層厳しくなっていることから、今後も生活の拠点である農村集落においても良好な生活環境を確保するため、生活環境施設の整備を進める必要がある。</p> <p>(2) 生活環境施設の整備の基本方向</p> <p>これまでに整備された各種施設の有効利用やその施設を生かすためのソフト面の充実に努めながら、新たに整備する施設においては、その地域の歴史・伝統文化資源等を考慮しつつ、地域住民の意見を取り入れながら生活の質的な向上を図るため、移住・定住を促進する視点からも誰もが住みたい農村づくりを目指す。</p> <p>また、施設の整備に当たっては、適正な維持管理が行われるとともに、農用地の利用計画との調整を図り、優良農地の保全に留意する。</p> <p>2. 生活環境施設の整備の構想</p> <p>(1) 適正かつ効率的な施設の配置</p> <p>整備の緊急性度の高い施設の整備については、適正な利用圏を設定した施設の配置と、利用見込み人口等を考慮した規模とする。また、利便性の観点から農道、一般道路等との関連性にも十分留意して配置、整備する。</p> <p>(2) 農村地域の特性を生かした施設整備</p> <p>自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用し、個性的で魅力ある地域づくりを進める施設とともに、農業者はもとより、地域住民にも良好な</p>	<p>第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項</p> <p>1. 生活環境施設の整備の必要性</p> <p>(1) 農村地域における生活環境施設の整備の状況</p> <p>農村地域においては、兼業化・混住化が進行する中で、住民の職業選択や生活意識はますます多様化し、また、高齢化や過疎化による担い手不足が深刻となるなど、農業・農村を取り巻く状況は、より一層厳しくなっていることから、今後も生活の拠点である農村集落においても良好な生活環境を確保するため、生活環境施設の整備を進める必要がある。</p> <p>(2) 生活環境施設の整備の基本方向</p> <p>これまでに整備された各種施設の有効利用やその施設を生かすためのソフト面の充実に努めながら、新たに整備する施設においては、その地域の歴史・伝統文化資源等を考慮しつつ、地域住民の意見を取り入れながら生活の質的な向上を図るため、移住・定住を促進する視点からも誰もが住みたい農村づくりを目指す。</p> <p>また、施設の整備に当たっては、適正な維持管理が行われるとともに、農用地の利用計画との調整を図り、優良農地の保全に留意する。</p> <p>2. 生活環境施設の整備の構想</p> <p>(1) 適正かつ効率的な施設の配置</p> <p>整備の緊急性度の高い施設の整備については、適正な利用圏を設定した施設の配置と、利用見込み人口等を考慮した規模とする。また、利便性の観点から農道、一般道路等との関連性にも十分留意して配置、整備する。</p> <p>(2) 農村地域の特性を生かした施設整備</p> <p>自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用し、個性的で魅力ある地域づくりを進める施設とともに、農業者はもとより、地域住民にも良好な</p>

変更(素案)	現行
<p>生活環境の確保を図り、都市住民にとっても憩いの場となるよう十分に配慮する。</p> <p>(3) 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進</p> <p>農業者はもとより、都市住民とのつながりとふれあいの中で、地域住民にとって、豊かで潤いのある日常生活を享受できる施設を整備するものとする。</p>	<p>生活環境の確保を図り、都市住民にとっても憩いの場となるよう十分に配慮する。</p> <p>(3) 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進</p> <p>農業者はもとより、都市住民とのつながりとふれあいの中で、地域住民にとって、豊かで潤いのある日常生活を享受できる施設を整備するものとする。</p>

農業振興地域整備基本方針変更の基本的な考え方

1 基本的考え方

- (1) 農林水産省が「農業振興地域の整備等に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）」に基づき公表した「農用地等の確保等に関する基本指針（令和 7 年 6 月 27 日。以下「国基本指針」という。）」に準拠しながら、岡山県の施策の現況等を踏まえ、変更を行う。
- (2) 特に、「第 1 章 第 1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方（1 ページ）」については、国基本指針を踏まえた内容とする。

2 確保すべき農用地区域内の農地面積の目標（約 51.1 千 ha）算定の考え方

目標面積の算定は、国基本指針で示された算定方法に沿って行っており、具体的には次のとおり。

- ・令和 5 年の農用地区域内農地面積を基準として、
- ・これまでのすう勢（農用地区域からの除外及び農用地区域内の荒廃農地の発生）を踏まえつつ、
- ・新たな基本方針の期間（令和 17 年まで）の施策効果（農用地区域への編入促進、荒廃農地の発生防止、荒廃農地の解消）を織り込む。

① 「農用地区域からの除外（△0.7 千 ha）」について

- ・農地転用による農用地区域内農地の除外面積のすう勢により試算。試算に当たっては、令和 2 年から令和 5 年まで（4 年間）の農用地区域内農地の除外面積の平均が令和 17 年まで継続すると想定。

② 「荒廃農地の発生等（△3.7 千 ha）」について

- ・農用地区域内農地における荒廃農地の発生面積のすう勢により試算。試算に当たっては、令和 2 年から令和 5 年まで（4 年間）の農用地区域内農地における荒廃農地の新規発生面積の平均が令和 17 年まで継続すると想定。

④ 「農用地区域への編入促進（一）」について

- ・農用地区域以外（農振白地地域）の農地のうち、①20ha 以上の集団的農地、②10ha 以上 20ha 未満の集団的農地のうち基盤整備が実施されている農地、が農用地区域に編入されると見込む。（岡山県該当なし。）

⑤「荒廃農地の発生防止 (+0.2千ha)」について

- ・農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化により、荒廃農地の発生が防止されると想定。

本県では、「岡山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」において、令和17年に全農地の43%を担い手に集積する目標であることから、農用地区域内についても同様に43%を担い手に集積するとして、農用地区域内農地利用の集積・集約化が加速化される面積、農用地区域内農地における荒廃農地の発生率等により試算。

⑥「荒廃農地の解消 (+2.2千ha)」について

- ・農用地区域内農地における荒廃農地の解消面積のすう勢により試算。試算に当たっては、令和2年から令和5年まで(4年間)の農用地区域内農地における荒廃農地の解消面積の平均を荒廃農地のストック面積の増加率により補正した値が令和17年まで継続すると想定。

⑨「その他本県において独自に考慮すべき事由 (△1.2千ha)」について

- ・定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
- ・都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等

農用地等の確保等に関する基本指針

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条の3第1項の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第3条の2第6項の規定に基づき、公表する。

令和7年6月27日

農林水産大臣 小泉 進次郎

農用地等の確保等に関する基本指針

世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内においても、農地面積の減少、農業従事者の減少及び高齢化が進行していることなどから、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保のための対策を講ずる必要がある。

こうした中、農業生産の基盤である農地については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第5条第1項及び第28条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされており、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）においては、我が国の食料供給に関する目標として、食料自給率や農地面積に係る目標を設定するとともに、当該目標を達成するためのKPI（重要業績評価指標）として農用地区域内農地の面積の目標の達成状況を把握することとしたところである。

このため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

この基本指針は、法第3条の2に基づき、食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な考え方や農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標を示し、この考え方が、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に、さらには、農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に、的確に反映されるよう策定するものである。

第1 食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項

(1) 食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な考え方

国民に対する食料の安定供給に向けて、農業の持続的な発展を図るために、人・農地等の資源をフル活用することが重要である。中でも、農地は、一度潰廃すると復元させることが困難であるという性質を有することを踏まえ、農業振興地域制度の適切な運用を始めとする諸施策により、国内の農業生産に必要な農地を確保する必要がある。

(2) 国及び地方公共団体の役割に応じた農業振興地域制度の適切な運用

国は、我が国全体の農用地等が確保されるよう努める責務があることに鑑み、第3に規定する都道府県面積目標の達成状況調査等を通じて、農業振興地域制度が適切に運用されているかを把握した上で、地方公共団体に対して必要に応じて助言等を行うものとする。

一方で、農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、都道府県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。

したがって、都道府県及び市町村は、国との適切な役割分担の下、農用地等が確保されるよう努める責務があることに鑑み、本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

(3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

① 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等により農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

② 農業生産基盤の整備及び保全

地域計画と連携しつつ、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備、

国内の食料需要等も踏まえた水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を推進する。

また、農業水利施設について、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、戦略的な保全管理を推進する。

これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適當と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

③ 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行なうことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行なうものとする。

第2 農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標

第1の農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進に加え、農地転用許可制度の適切な運用等により、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積については、現状（令和5年396.7万ヘクタール）よりも7万ヘクタール減の390万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

第3 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項

農業振興地域整備基本方針において定める都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積の目標（以下「都道府県面積目標」という。）の設定に当たっては、次によるものとする。

① 目標年及び基準年

都道府県面積目標の目標年は令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とする。

② 目標値の算定基準

これまでのすう勢が今後（令和6年から令和17年まで）も同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地の面積が減少した場合の令和17年時点の農地面積に、第1の（2）及び（3）の施策効果を加味して設定する。

なお、具体的な設定の基準については、別添のとおりとする。

第4 農業振興地域の指定の基準に関する事項

都道府県知事は、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域につき、法第6条第2項各号に掲げる要件に基づき農業振興地域の指定を行うこととされているが、当該要件の適用については次の基準を満たすものとする。

なお、農業振興地域の指定は、市町村ごとに、その区域の全部又は一部について行うものとするが、次のア又はイの場合には、隣接した2以上の市町村の区域にわたるものであっても一の農業振興地域として指定することができるものとする。

ア 農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている場合

イ 農業生産及び農産物の集出荷等に必要な施設の設置及び管理運営等が一体的に行われている場合又は行われることが適当である場合

（1）農用地等として利用すべき相当規模の土地があること（法第6条第2項第1号関係）。

農業振興地域として指定しようとする地域内に、法第10条第3項各号に規定する土地の合計面積がおおむね200ヘクタール以上あること。

ただし、農業等の条件が不利な地域又は農業以外の土地利用が政策的に抑制される地域である次のアからコまでに掲げる地域を含む場合には、同項各号に規定する土地の合計面積がおおむね50ヘクタール以上あること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）の離島振興対策実施地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の対象地域

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）の振興山村

エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化調整区域

オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の対象地域

カ 半島振興法（昭和60年法律第63号）の半島振興対策実施地域

キ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の特定農山村地域

ク 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の対象地域

ケ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）の指定棚田地域

コ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の過疎地域

(2) 農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること(法第6条第2項第2号関係)。

農業振興地域に指定することを相当とする地域における農業就業人口や農業者の経営意欲、資本装備、技術の水準等農業経営に関する基本的な条件の現況と将来見通しを勘案し、農地の利用集積、効率的かつ安定的な農業経営の展開、農業生産性の向上等の農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

(3) 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること(法第6条第2項第3号関係)。

法第6条第3項において、都市計画法の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったものについては、農業振興地域の指定をしてはならないと規定されているが、その他当該土地が次のアからオまでに掲げる区域内の土地である場合は、その農業上の利用の確保を図ることが相当とは認められないこと。

ア 港湾法（昭和25年法律第218号）の臨港地区、港湾区域又は港湾隣接地域

イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園又は国定公園の特別保護地区

ウ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）の流通業務地区

エ 都市計画法の用途地域又は臨港地区

オ 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべきもの（法第10条第3項第5号に規定する土地が介在しているものを除く。）

第5 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

(1) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(2) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(3) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(4) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(5) 公用施設又は公用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第1条の2第3項に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(6) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、都道府県においては、都道府県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

(別添)

都道府県が定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準

1 算定式

- [令和17年の農用地区域内農地の面積の目標値]
- = [これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年時点の農用地区域内農地の面積]
+ [令和17年までの農用地区域への編入促進]
+ [令和17年までの荒廃農地の発生防止]
+ [令和17年までの荒廃農地の解消]
+ [令和17年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

2 設定基準

- (1) 令和17年の農用地区域内農地の面積のすう勢 ○○千ha (①-②)

- ① 令和5年（基準年）の農用地区域内農地の面積 ○○千ha
- ② これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年時点の農用地区域内農地の面積 ○○千ha
ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（令和2年から令和5年までのすう勢）
イ 荒廃農地の発生（令和2年から令和5年までのすう勢）

- (2) 農用地区域への編入促進 ○○千ha

- ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第10条第3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入
- ② 農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入

(3) 荒廃農地の発生防止

〇〇千ha

農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年までの荒廃農地の発生を防止

- ア 農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化
- イ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
- ウ その他の農業振興施策

(4) 荒廃農地の解消

〇〇千ha

遊休農地に関する措置の状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策による実績(令和2年から令和5年まで)を踏まえて解消

(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

〇〇千ha

- ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生の防止等
- ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
- ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等

資料No. 2_1

令和7年度 第2回
岡山県日本型直接支払等推進委員会

中山間地域等直接支払交付金の 棚田地域振興加算の目標設定について

令和7年11月

岡山県農林水産部

棚田地域振興活動加算の目標設定について

実施要領の運用により

- 棚田地域振興活動加算の達成目標は、棚田地域振興法における指定棚田地域振興活動計画の目標と整合を図る必要がある。
- 棚田地域振興活動加算の目標について、県の第三者委員会による確認・意見聴取を行う。となっています。

つきましては、次ページを参考に、①確認 ②意見 をお願ひいたします。

◆上山集落協定(美作市) … 1、2 ページ参照

◆後山（中筋道仙寺）・後山（入谷）集落協定（美作市）… 3、4 ページ参照

※上山、後山集落協定はR7から美作市中山間地域等広域連携組織に加入

◆大茅上集落協定（西粟倉村）… 5、6 ページ参照

◆下二ヶ川東集落協定（久米南町）… 7、8 ページ参照

◆里方北集落協定（久米南町）… 9、10 ページ参照

◆山手前集落協定（久米南町）… 11、12 ページ参照

◆北庄東集落協定（久米南町）… 13、14 ページ参照

資料の見方

① 大茅上集落協定(西粟倉村)

中山間直払基本情報

○所在地: 西粟倉村
○位置図:

○協定総面積: 4.7ha

○交付金額: 110万円
(個人部分63% 共同取組活動費37%)

○協定参加者: 農業者10人、非農業者0人

○協定開始: 平成12年度

○主要作物: 水稲

○地域の概要: 本協定は西粟倉村の最北端に位置しており、急傾斜地が大部分を占めている。当該地域では、棚田の機能を発揮するため、周辺の自然環境との調和を生じた景観形成に注力しており、関係人口を増やすことで、保全活動に努めている。

申請に係る棚田地域の区域: 西粟倉地域

背景及び現状
本地域は、人口の減少や高齢化が進んでいることから、後継者の確保が課題である。そのため、特に急傾斜を有する圃場では荒廃農地が散在し、原風景が失われかけている。

保全を図る棚田等

区域	西粟倉地域
名 称	西粟倉棚田
耕地面積	177ha
1/20以上の棚田	50ha
15度以上の斜面地	0ha

令和3年4月15日公示

指定棚田地域

令和3年6月14日認定 作成主体: 西粟倉村棚田地域振興協議会

1. 保全を図る棚田 「西粟倉棚田」
2. 指定棚田地域振興活動の目標 (抜粋)
(1) 棚田等の保全
○生産性・付加価値の向上
令和6年度までに、認定農業者を中心とした省力化機械の導入又は更新を4台行う。
(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
○良好な景観の形成
芝桜やアジサイなどを植栽している畦畔や農道を維持する。
(3) 棚田を核とした棚田地域の振興
○棚田を觀光資源とした地域振興
棚田と周辺の自然環境を一体化した農村型の觀光資源として、日帰りを中心とした観光客を受け入れる。
3. 計画期間 令和3年6月～令和7年3月



① 大茅上集落協定(西粟倉村)

取組期間: 令和3年度～令和6年度(4年間)

棚田地域振興活動加算

現状

- ア 棚田等の保全
○生産性・付加価値の向上
畦畔の草刈りについては、草刈機を使用した作業を行っている。

- イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
○良好な景観の形成
棚田の畦畔の一部に18,000株の芝桜を植栽している。

- ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
○棚田を觀光資源とした地域振興
棚田と周辺の自然環境を一体化した農村型の觀光資源の充実を図る。
体験メニュー 8件
努力目標 関係人口5,000人

目標達成に向むけた活動計画

- ア 棚田等の保全
○生産性・付加価値の向上
自走式モアを導入し、シーズン中、4回の刈り取りを実施する。

- イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
○良好な景観の形成
毎年、5～6月、9～11月に芝桜を植え付ける。



- ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
○棚田を觀光資源とした地域振興
棚田と周辺の自然環境を一体化した農村型の觀光資源の充実を図る。
体験メニュー 8件
努力目標 関係人口5,000人

達成目標

- ア 棚田等の保全
○生産性・付加価値の向上
自走式モアを導入し、シーズン中、4回の刈り取りを実施する。

- イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
○良好な景観の形成
棚田の畦畔に毎年1,000株の芝桜を追加で植え付け、良好な景観を形成する。



- ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
○棚田を觀光資源とした地域振興
棚田と周辺の自然環境を一体化した農村型の觀光資源の充実を図る。
体験メニュー 28件
努力目標 関係人口8,000人

棚田地域振興法で指定・認定 〔二〕 青枠内

依頼内容

※棚田地域振興法での指定地域は旧市町村単位で指定されるため、中山間直払の取組面積より大きい。青>赤

① 棚田地域振興法の活動計画で立てた目標と、中山間直払の棚田加算で立てた目標に整合性があるかの御確認をお願いします。

② 中山間直払の棚田加算で立てた目標について御意見をお願いします。

中山間地域等直接支払の集落協定 赤枠内

棚田地域振興活動加算の取組内容 赤丸内

○上山集落協定(美作市)

○上山集落は、移住者と地域住民が信頼関係を築き、荒廃した農地を復田中。都市農村交流イベントを通じ、棚田保全や農産物PRを進め、関係人口の増加や棚田米の販売促進に取り組む。

中山間直払基本情報

○所在地: 美作市河会

○位置図:



○協定締結面積: 14ha

(田:急傾斜12.5ha、緩傾斜1.5ha)

○交付金額: 435万円

(個人配分68% 共同取組活動費32%)

○協定参加者: 農業者15人、非農業者1人、NPO法人英田上山棚田団、一般社団法人上山集楽、MLAT合同会社

○協定開始: 平成12年度

○主要作物: 水稻

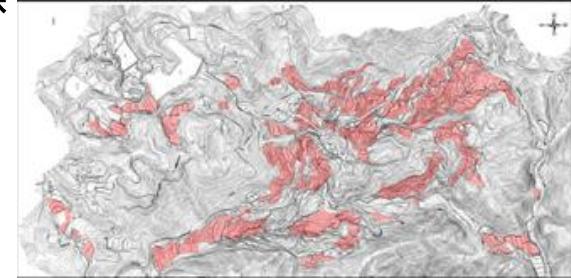
○地域の概要: 過疎高齢化により荒廃していた棚田のかつての景観を取り戻すべく、地域おこし協力隊などとの協力により再生に取り組み、中山間地の特色を生かした棚田米の生産・販売や、都市との交流に取り組んでいる。

指定棚田地域

令和2年4月19日公示

- 申請に係る棚田地域の区域: 旧河会地域
- 保全を図る棚田等

区 域	旧河会地域
名 称	上山棚田
耕地面積	57. 9ha
1/20以上の棚田	57. 9ha



指定棚田地域振興活動計画

令和7年11月7日認定 作成主体: 上山棚田地域振興協議会

- 保全を図る棚田 「上山棚田」

- 指定棚田地域振興活動の目標(抜粋)

(1) 棚田等の保全

○担い手の確保

上山棚田の保全に取り組む関係人口を250人から300人に増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の販売促進

棚田米の販売量を2.0tから2.5tに増加させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

上山棚田で農村交流体験イベント(御田植祭、収穫祭等)を年間6回開催し、年間1,000人の参加者を確保する。

- 計画期間 令和7年11月～令和12年3月

○上山集落協定(美作市)

取組期間:令和7年度～令和12年度(5年間)

棚田地域振興活動加算

現状

第5対策(令和2年度～令和6年度)の実績

ア 棚田等の保全

○担い手の確保

田植、稻刈りなどの農作業イベントや夏祭りや秋祭り(収穫祭)などを通じて、上山棚田の保全に取り組む関係人口を230人確保した。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の販売促進

棚田米を現在、約2.0t販売した。



ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

上山棚田で農村交流体験イベントを年6回以上実施し、年間約1,000人が参加した。

目標達成に向けた活動計画

ア 棚田等の保全

地域おこし協力隊制度等を活用しながら、現在行っている田植、稻刈りなどの農作業イベントや夏祭りや秋祭り(収穫祭)などを通じて上山棚田における棚田の保全や棚田における農業をPRし担い手の確保を推進する。



イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

棚田米のブランド化による販路拡大を図る。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

SNS等を活用した情報発信により、近隣地域だけでなく、イベントの参加者を確保する。



達成目標

取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標

ア 棚田等の保全

○担い手の確保

各種イベントを通じて、上山棚田における棚田の保全や棚田における農業をPRし、上山棚田の保全に取り組む関係人口を300人に増加させる。



イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の販売促進

棚田米のブランド化を図り、棚田米の販売量を2.5tに増加させる。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

上山棚田で農村交流体験イベント(御田植祭、収穫祭等)を年間6回開催し、年間1,000人の参加者を確保する。

○後山(中筋道仙寺)・後山(入谷)集落協定(美作市)

中山間直払基本情報

○所在地: 美作市後山

○位置図:



○協定締結面積:

後山(中筋道仙寺) 34ha

(田:急傾斜 32ha, 緩傾斜 2ha)

後山(入谷) 20ha

(田:急傾斜 20ha, 緩傾斜 0ha)

○交付金額: 後山(中筋道仙寺) 1,074万円

(個人配分 50% 共同取組活動費 50%)

後山(入谷) 644万円

(個人配分 50% 共同取組活動費 50%)

○協定参加者:

後山(中筋道仙寺)農業者55人

後山(入谷)農業者29人

○協定開始: 平成12年度

○主要作物: 米、もち米

○地域の概要: 本地域は、美作市北東部に位置し、県下最高峰の後山をはじめとする中国山地の麓にあり(標高約400~500m)、急峻な地形で棚田が多く点在している。

指定棚田地域

令和4年4月21日公示

1 申請に係る棚田地域の区域: 旧東粟倉村地域

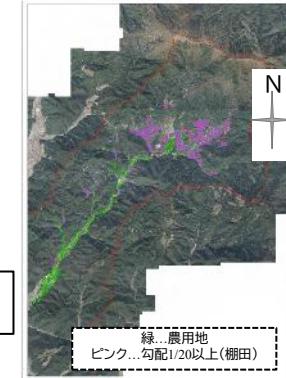
2 背景及び現状

本地域では、人口の減少(2011年1,310人→2021年975人)や、高齢化の進行(高齢化率2011年33.4%→2021年43.8%)により過疎高齢化の影響が顕著となっている。この状況から、地域の農業全般についても担い手不足や遊休地の拡大が懸念される。

3 保全を図る棚田等

区域	地域
名 称	東粟倉棚田
耕地面積	213ha
1/20以上の棚田	106ha
15度以上の段々畑	13ha

美作市
(旧東粟倉村)



指定棚田地域振興活動計画

令和7年11月7日認定 作成主体: 東粟倉棚田地域振興協議会

1 保全を図る棚田 「東粟倉棚田」

2 指定棚田地域振興活動の目標(抜粋)

(1) 棚田等の保全

・棚田保全に取り組む組織と関わりを持ち、1組織以上と連携を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・日名倉山中にある文化庁設定の「ふるさと文化財の森」の茅場について、年1回以上行う茅刈り、茅焼き等を通じて、良好な景観形成に努める。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・主食用米である「美作アルプス後山の棚田米」について、インターネット販売、ふるさと納税の返礼品化、都市農村交流促進施設での店頭販売促進のほか、消費者ニーズに合わせた新たな販売形態の研究開発や販路開拓を進める。

3 計画期間 令和7年11月～令和12年3月

○後山(中筋道仙寺)・後山(入谷)集落協定(美作市)

取組期間:令和7年度～令和11年度(5年間)

棚田地域振興活動加算

現状

第5対策(令和2年度～令和6年度)の実績

ア 棚田等の保全

令和6年度実績：集落協定で話し合いの場を設け、新規就農者1名を確保した。



イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
令和6年度実績：茅焼き(4月)、茅刈り(11月)の2回実施した。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

「美作アルプス後山の棚田米」を商品化し、一般販売を開始した。

目標達成に向けた活動計画

ア 棚田等の保全

後山地区および周辺地区の担い手へ農地集積を進めるとともに、担い手の負担軽減を図るために、非農家も含め、地域内の棚田保全活動に取り組む。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

共同活動として年一回以上茅場管理(茅焼き・茅刈り等)を行う。



ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

ブランド米「美作アルプス後山の棚田米」について、インターネット販売、ふるさと納税の返礼品化、都市農村交流促進施設での店頭販売促進を継続して行うほか、消費者ニーズに合わせた新たな販売形態の研究開発や販路開拓を進める。

達成目標

取組期間最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標

ア 棚田等の保全

棚田保全に取り組む組織と関わりを持ち、1組織以上と連携を図る。

※美作市中山間地域等広域連携組織による事務支援を想定

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

年一回以上茅場管理を通じて文化遺産である茅場を継承していく。



ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

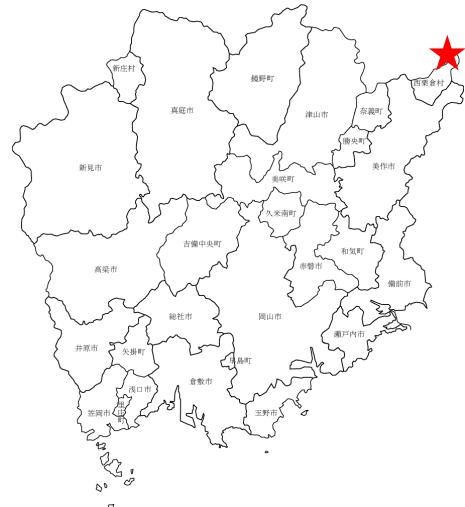
ブランド米である「美作アルプス後山の棚田米」について、消費者ニーズに合わせた商品開発を進め、併せて新規の取り扱い先を1件以上増やす。

○大茅上集落協定(西粟倉村)

中山間直払基本情報

○所在地:西粟倉村

○位置図:



○協定締結面積: **4.7ha**

(田:急傾斜4.5ha, 緩傾斜0.2ha)

○交付金額: 154万円

(個人配分49% 共同取組活動費51%)

○協定参加者: 農業者10人、非農業者0人

○協定開始: 平成12年度

○主要作物: 水稻

○地域の概要: 本協定は西粟倉村の最北端に位置しており、急傾斜地が大部分を占めている。当該地域では、棚田の機能を発揮するため、周辺の自然環境との調和を生かした景観形成に注力しており、関係人口を増やすことで、保全活動に努めている。

指定棚田地域

1 申請に係る棚田地域の区域: 西粟倉地域

令和3年4月15日公示

2 背景及び現状

本地域は、人口の減少や高齢化が進んでいることから、後継者の確保が喫緊の課題である。そのため、特に急傾斜を有する圃場では荒廃農地が散在し、原風景が失われかけている。

3 保全を図る棚田等

区 域	西粟倉地域
名 称	西粟倉棚田
耕地面積	177ha
1/20以上の棚田	50ha
15度以上の段々畑	0ha



指定棚田地域振興活動計画

令和7年11月7日認定 作成主体: 西粟倉棚田地域振興協議会

1 保全を図る棚田 「西粟倉棚田」

2 指定棚田地域振興活動の目標 (抜粋)

(1) 棚田等の保全

○生産性・付加価値の向上

令和11年度までに、地域で草刈りロボットを1台導入し、利用面積を0ha→2.5haに増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成

芝桜やアジサイなどを植栽している畦畔や農道を維持する

○伝統文化の継承

毎年10月に各地で行われている収穫祭を伝統文化行事として継続する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田を観光資源とした地域振興

棚田と周辺の自然環境を一体化した農村型の観光資源として、日帰りを中心とした観光客を受け入れる。

3 計画期間 令和7年11月～令和12年3月

大茅上集落協定(西粟倉村)

取組期間:令和7度～令和11年度(5年間)

棚田地域振興活動加算

現 状

第5対策(令和2年度～令和6年度)の実績

ア 棚田等の保全

○生産性・付加価値の向上

省力化機械を導入し、4.5haの棚田の畦畔を管理した。

後継者1名確保した。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成、伝統文化の継承

棚田の畦畔に毎年1,000株の芝桜を追加で植え付け、良好な景観を形成するとともに、芝桜祭を年1回開催した。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田を観光資源とした地域振興

棚田と周辺の自然環境を一体化した農村型の観光資源の充実を図る。

体験メニュー 28件作成した。
関係人口約7,000人が参加した。

目標達成に向けた活動計画

ア 棚田等の保全

○生産性・付加価値の向上

省力化機械を導入又は更新し、シーズン中、4回の草刈りを実施する。

○担い手の確保

地域おこし協力隊制度を活用して、現在の担い手をサポートしていくことで、負担軽減を行い、新たな担い手の発掘に努める。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成、伝統文化の継承

毎年、4月に芝桜祭を開催、5～6月、9～11月に芝桜を植え付ける。



芝桜植付



農園体験

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田を観光資源とした地域振興

第5期対策で作成した体験メニューを活用して、関係人口の確保を目指す。

達成目標

達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。

ア 棚田等の保全

○生産性・付加価値の向上

令和11年度までに、地域で草刈りロボットを1台導入し、利用面積を0ha→2.5haに増加させる。

棚田の保全に取り組む人数を10人から15人にする。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成、伝統文化の継承

棚田の畦畔に毎年1,000株の芝桜を植え替え、良好な景観を維持するとともに、芝桜祭を年1回開催する。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田を観光資源とした地域振興

棚田と周辺の自然環境を一体化した農村型の観光資源の充実を図る。

関係人口7,000人を維持する。

下二ヶ川東集落協定（久米南町）

中山間直払基本情報

○所在地:久米南町塩之内、下二ヶ

○位置図:



★下二ヶ川東集落協定

○協定締結面積: 17.9ha

(田:急傾斜12.4ha 緩傾斜3.3ha
畑:急傾斜1.1ha 緩傾斜1.1ha)

○交付金額: 438万円

(個人配分68% 共同取組活動費32%)

○協定参加者: 農業者30人

○協定開始: 平成12年度

○主要作物: 水稻

○地域の概要: 下二ヶ川東地区は、圃場整備がかなりできているが、地区全体が傾斜地にあり、棚田状となっている。平地と山林の間にある。

指定棚田地域

令和3年2月25日公示

1 申請に係る棚田地域の区域: 旧弓削町地域

2 背景及び現状 人口減少や高齢化によって担い手不足が進み、棚田が荒廃の危機に直面している。農業のみに着目した棚田の維持には限界があることを踏まえ、棚田地域振興協議会を設立し、棚田を核とした地域振興を通じ、集落全体で棚田を将来に継承していく。

3 保全を図る棚田等

区域	旧弓削町地域
名称	旧弓削町地域棚田
耕地面積	180.3ha
1/20以上の棚田	<u>117.2ha</u>
15度以上の段々畑	1.0ha



指定棚田地域振興活動計画

令和7年9月30日認定 作成主体: 久米南町棚田地域振興協議会

1 保全を図る棚田 「旧弓削町地域棚田」

2 指定棚田地域振興活動の目標(抜粋)

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

令和11年度まで、本協議会の構成団体が耕作している問責を維持し、耕作放棄地の増加を抑制し、遊休農地の解消に取り組む

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○伝統文化の継承

田植等の米作りや棚田での農業の歩みといった地域の農業の歴史を地域の子どもたちへ伝える活動を町全体で年1回以上行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和11年度までに都市農村交流として農作業体験等のイベントを町全体で年1回程度開催し、関係人口につなげる

3 計画期間 令和7年9月～令和12年3月

下二ヶ川東集落協定(久米南町)

取組期間:令和7年度～令和11年度(5年間)

棚田地域振興活動加算

現 状

第5対策(令和2年度～令和6年度)の実績

ア 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

◆令和6年度までの取組で、約50haの遊休農地から約32haまで減少させた。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ○伝統文化の継承

◆地域交流イベントは年1回開催した。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

◆人口減少、高齢化により地域行事、共同作業の維持がむずかしくなってきており、地域交流イベントにより、つながり関係人口2名を確保した。



※つながり関係人口とは、町外から定期的に農作業を行うため、町内へ通ってくれる人。

目標達成に向けた活動計画

ア 棚田の保全

○耕作放棄の防止・削減

◆遊休農地を少なくするため、自治会と連携し、中山間地域外の土地所有者に参加してもらい、遊休農地を整備する。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ○伝統文化の継承

◆解消予定の遊休農地を活用し、子どもでも気軽に参加できる農作業イベントを開催する。



ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

◆自治会と連携し、地域交流イベントなどの開催により協定参加者の子ども世代、孫世代を協定内に呼び込み、協定外居住者を協定共同取組参加者として定着させる。

達成目標

達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。

ア 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

◆協定地区内の約32haの遊休農地の内、10%にあたる約3.2haの遊休農地を解消させる。



イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○伝統文化の継承

◆協定内の子どもを対象とした、農作業体験イベントを年1回開催する。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

◆現在のつながり関係人口2名から5名に増加させる。

里方北集落協定(久米南町)

中山間直払基本情報

○所在地:久米南町里方

○位置図:



○協定締結面積:24.3ha

(田:急傾斜18.4ha、緩傾斜5.9ha)

○交付金額:636万円

(個人配分49%、共同取組活動費51%)

○協定参加者:農業者34人

○協定開始:平成12年度

○主要作物:水稻

○地域の概要:里方北地区は、平野部では宅地や農地が混在している。圃場整備も平地ではできているところが多い。西側が標高が高くなり、傾斜地となっている。

指定棚田地域

令和3年2月25日公示

- 申請に係る棚田地域の区域:旧稻岡南村地域
- 背景及び現状 人口減少や高齢化によって担い手不足が進み、棚田が荒廃の危機に直面している。農業のみに着目した棚田の維持には限界があることを踏まえ、棚田地域振興協議会を設立し、棚田を核とした地域振興を通じ、集落全体で棚田を将来に継承していく。
- 保全を図る棚田等

区域	旧稻岡南村地域
名称	旧稻岡南村地域棚田
耕地面積	213ha
1/20以上の棚田	162ha
15度以上の段々畑	0.7ha



指定棚田地域振興活動計画

令和7年9月30日認定 作成主体:久米南町棚田地域振興協議会

1 保全を図る棚田 「旧稻岡南村地域棚田」

2 指定棚田地域振興活動の目標(抜粋)

(1)棚田等の保全

○重要文化的景観の保全

つなぐ棚田遺産の認定を受けている棚田をはじめ、多くの棚田を適切に保全するため、景観地内の棚田耕作者や近隣住民が連携して、年2回以上の草刈りを実施することで、山や木々などの自然と共に織りなされた棚田の風景の保全を図る。

(2)棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○自然環境の保全・活用

令和11年度まで有害鳥獣の捕獲数を町全体で年平均500個体を維持する。

(3)棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和11年度までに阻止農村交流として農作業体験等のイベントを町全体で年1回以上程度開催し、関係人口につなげる。

3 計画期間 令和7年9月～令和12年3月

○里方北集落協定(久米南町)

取組期間:令和7年度～令和11年度(5年間)

棚田地域振興活動加算

現状

第5対策(令和2年度～令和6年度)の実績

ア 棚田等の保全

- ◆農地集積による生産効率向上
担い手への農地集積率を18%から22%に増加させた。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ◆良好な景観の形成
景観作物としてそば等の播種を3ha、交流イベントの一環として実施した。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興 ◆関係人口の創出・拡大による地域振興

農作業体験イベントを開催し、つながり関係人口1名の確保を行った。



※つながり関係人口とは、町外から定期的に農作業を行うため、町内へ通ってくれる人。

目標達成に向けた活動計画

ア 棚田等の保全

- 重要文化的景観の保全
- ◆第5期対策で導入した草刈機械を利用し、協定参加者や近隣住民と一体となって、急傾斜、超急傾斜の棚田畦畔の草刈りを定期的に行う。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- 自然環境の保全・活用
第5期対策時から引き続き①猪捕獲②生息地をなくすための放置林・竹藪対策③獵友会と連携しワイヤーメッシュ柵・檻の点検等有害鳥獣対策に取り組む。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- ◆里方にある農家レストラン、移住者の葡萄農園、元協力隊と大学の連携で空家活用。
こうした棚田の有効な人材と資源とつながり関係人口を増加させ、農業体験、村の伝統文化(祭り)にふれ移住定住等をすすめる。



達成目標

取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標

ア 棚田等の保全

- 重要文化的景観の保全
- ◆道・ため池・中山間管理地等の草刈りを実施し、棚田の文化的景観の保全し棚田の魅力を発信する。その為、年2回以上の草刈りを実施する。



イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- 自然環境の保全・活用
令和11年度までに、猪捕獲、年平均2頭以上を目指す

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

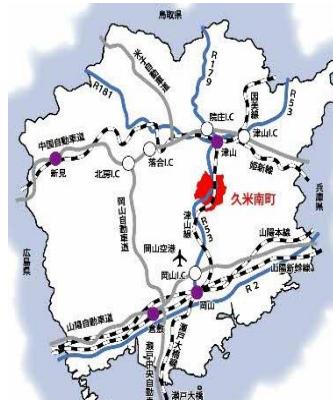
- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- ◆つながり関係人口の2名以上の確保

山手前集落協定(久米南町)

中山間直払基本情報

○所在地:久米南町山手

○位置図:



○協定締結面積: 71.8ha
(田:急傾斜11.9ha, 緩傾斜3.9ha
畑:緩傾斜56ha)

○交付金額: 778万円
(個人配分30% 共同取組活動費70%)

○協定参加者: 農業者59人

○協定開始: 平成12年度

○主要作物: ぶどう

○地域の概要: 山手地区は、町の東の標高200~300mの通称「美作台地」に位置している。ぶどうは県下有数の産地で、1戸当たりの平均経営規模も大きく、栽培面積の約6割をピオーネが占める。

指定棚田地域

令和3年2月25日公示

- 申請に係る棚田地域の区域: 旧神目村地域
- 背景及び現状 人口減少や高齢化によって担い手不足が進み、棚田が荒廃の危機に直面している。農業のみに着目した棚田の維持には限界があることを踏まえ、棚田地域振興協議会を設立し、棚田を核とした地域振興を通じ、集落全体で棚田を将来に継承していく。
- 保全を図る棚田等

区 域	旧神目村地域
名 称	旧神目村地域棚田
耕地面積	128ha
1/20以上の棚田	74ha
15度以上の段々畑	Oha



指定棚田地域振興活動計画

令和7年9月30日認定 作成主体: 久米南町棚田地域振興協議会

- 保全を図る棚田 「旧神目村地域棚田」

- 指定棚田地域振興活動の目標(抜粋)

- 棚田等の保全

- 耕作放棄の防止・削減

令和11年度まで、本協議会の構成団体が耕作している面積を維持し、耕作放棄地の増加を抑制し、遊休農地の解消に取り組む

- 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- 伝統文化の継承

田植等の米作りや棚田での農業の歩みといった地域の農業の歴史を地域の子どもたちへ伝える活動を町全体で年1回以上行う

- 棚田を核とした棚田地域の振興

- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
空き家バンク制度や地域おこし協力隊制度を活用し、移住定住をするめる。

- 計画期間 令和7年9月～令和12年3月

○山手前集落協定(久米南町)

取組期間:令和7年度～令和11年度(5年間)

棚田地域振興活動加算

現 状

第5対策(令和2年度～令和6年度)の実績

ア 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

◆協定地区内の遊休農地 27ha

・担い手の確保

◆新規就農者を計11経営体確保した。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○伝統文化の継承

◆親子農業教室の年1回の開催した。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

◆移住定住や関係人口を創出するため、空き家を1件改修して、入居できる状態にした。



目標達成に向けた活動計画

ア 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

◆公的基盤整備事業などを活用し、遊休農地田を高収益作物畑へ転換を行う。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○伝統文化の継承

◆協定参加者が主体となり、地域住民が組織した移住定住促進のための団体と連携しながら、親子で参加できる農業教室を開催する。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

◆引き続き、協定参加者で空き家の修繕や片付け等を実施するとともに、新規就農者が協定地区内に移住できる環境を整備する。

達成目標

達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。

ア 棚田等の保全

○農地集積による生産効率向上

◆令和11年度までに耕作放棄田9,000m²を基盤整備により高収益作物畑へ再生する。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○伝統文化の継承

◆親子農業教室を年2回開催する。



ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

◆2名以上の移住定住者を確保する

北庄東集落協定(久米南町)

中山間直払基本情報

○所在地:久米南町北庄

○位置図:



○協定締結面積:**23.1ha**

(田:急傾斜22.5ha, 畑:急傾斜0.6ha)

○交付金額:762万円

(個人配分60% 共同取組活動費40%)

○協定参加者:農業者26人

○協定開始:平成12年度

○主要作物:水稻

○地域の概要:北庄東地区は、農林水産省の「日本の棚田百選」に選ばれている北庄地区に位置している。水稻作の盛んな地域である。

指定棚田地域

令和3年2月25日公示

- 申請に係る棚田地域の区域:旧稻岡南村地域
- 背景及び現状 人口減少や高齢化によって担い手不足が進み、棚田が荒廃の危機に直面している。農業のみに着目した棚田の維持には限界があることを踏まえ、棚田地域振興協議会を設立し、棚田を核とした地域振興を通じ、集落全体で棚田を将来に継承していく。
- 保全を図る棚田等

区域	旧稻岡南村地域
名称	旧稻岡南村地域棚田
耕地面積	213ha
1/20以上の棚田	162ha
15度以上の段々畑	0.7ha



指定棚田地域振興活動計画

令和7年9月30日認定 作成主体:久米南町棚田地域振興協議会

- 保全を図る棚田 「旧稻岡南村地域棚田」

- 指定棚田地域振興活動の目標(抜粋)

(1) 棚田等の保全

○担い手の確保

令和11年度までに地域ぐるみで棚田に係る課題解決を図るため農村型地域運営組織を町全体で1組織以上育成する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○伝統文化の継承

田植等の米作りや棚田での農業の歩みといつて地域の農業の歴史を地域の子どもたちへ伝える活動を町全体で年1回以上行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田米等を活用した6次産業化の推進

令和11年度までに町内の特産品を原料とした新たな商品を町全体で1品目以上開発する。

- 計画期間 令和7年9月～令和12年3月

北庄東集落協定(久米南町)

取組期間:令和7年度～令和11年度(5年間)

棚田地域振興活動加算

現 状

第5対策(令和2年度～令和6年度)の実績

ア 棚田等の保全

○担い手の確保

◆地域活動組織も無く、人口減少や高齢化により、農業以外の地域活動についても維持が難しくなってきた。

1営農組織と連携した。

(作業受託、共同機械の利用)

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○伝統文化の継承

◆棚田の自然環境、農業生産を伝える農作業イベントの年1回の開催した。



ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田米等を活用した6次産業化の推進

◆黒大豆味噌の販売量150kg／年達成

目標達成に向けた活動計画

ア 棚田等の保全

○担い手の確保

◆自治会と協力し、現在の地域組織の見直しにより、現組織を地域運営組織として活動させる。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○伝統文化の継承

◆棚田の雰囲気や自然環境を肌で感じるイベントが主であったが、伝統的な田植や稻刈り等の実体験イベントを開催し、地域の農業の歴史を子どもたちへ伝えるイベントを開催する。



ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田米等を活用した6次産業化の推進

◆北庄東産の黒大豆を使用して味噌の加工及び販売を継続して行う。

達成目標

達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。

ア 棚田等の保全

○担い手の確保

◆農村型地域運営組織を1組織育成する

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○伝統文化の継承

◆伝統的な農作業の体験イベントを、田植、稻刈りの作業ごとに1回、年間2回開催する。



資料No. 2_2

令和7年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会

棚田地域振興の概要について

令和7年11月

岡山県農林水産部

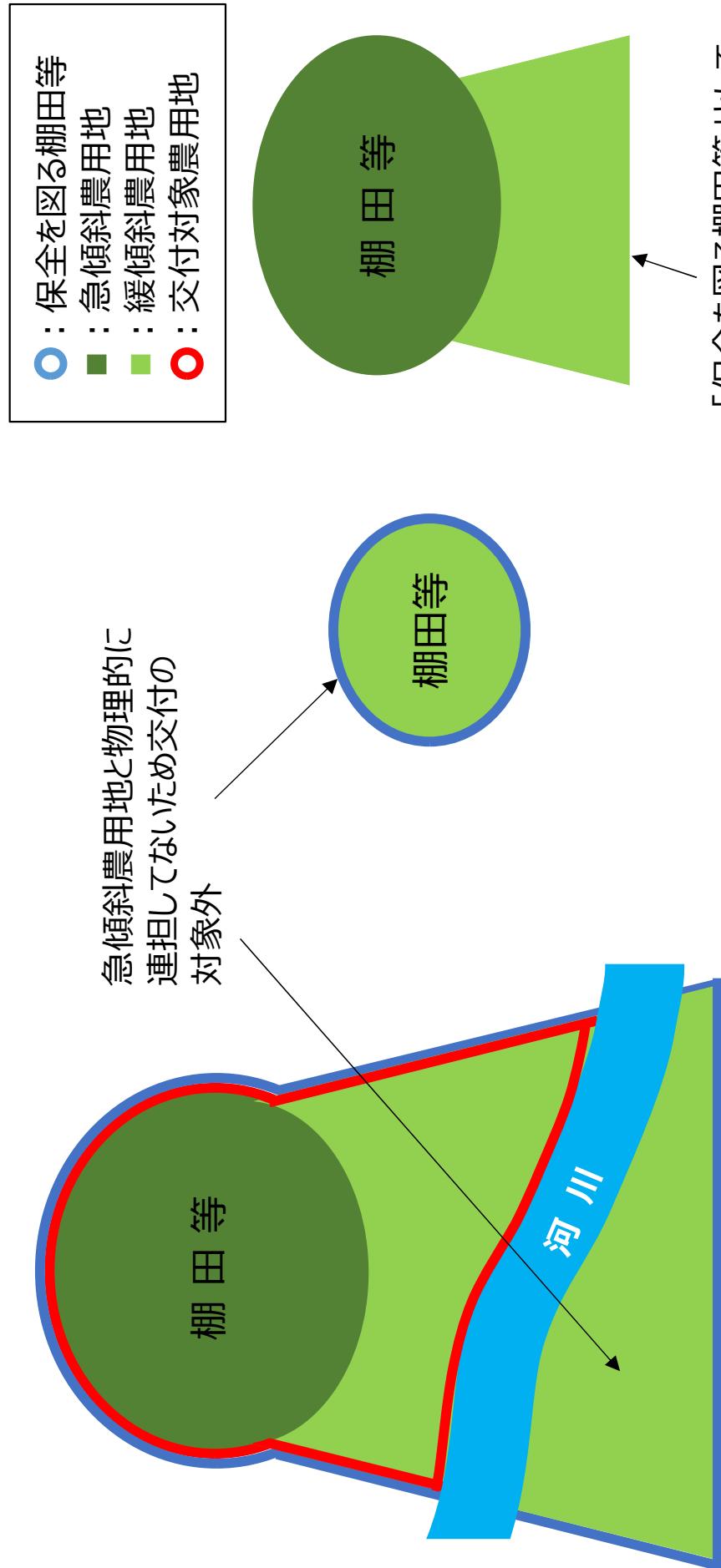
(別紙3) 8法外の指定棚田地域における対象農用地について

8法外の指定棚田地域における対象農用地は、「指定棚田地域の指定申請書」において、「保全を図る棚田等」に位置付けられた農用地のうち、以下のとおりです。

① 急傾斜農用地（勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上）

② ①と物理的に連携した緩傾斜農用地
(急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。)

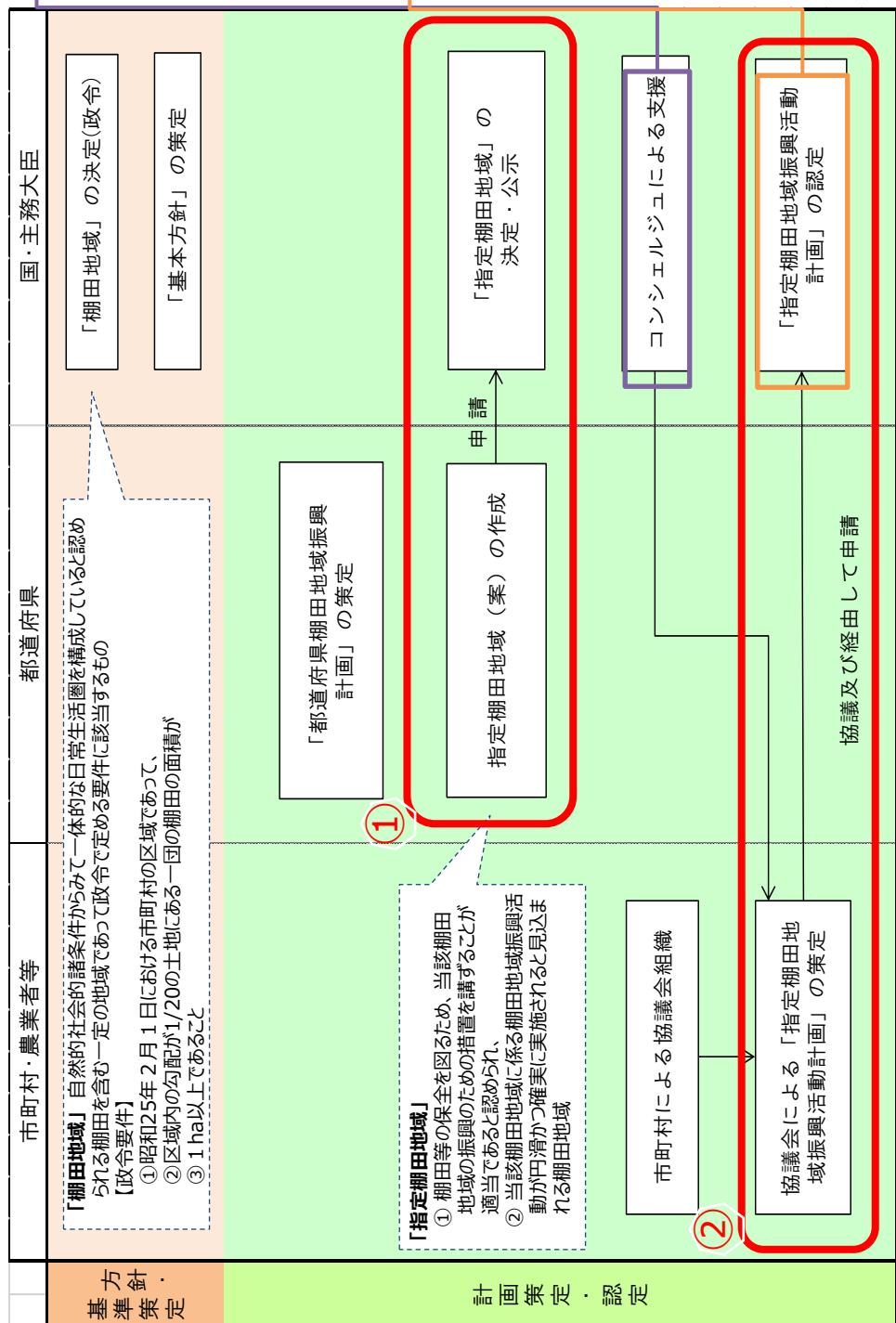
指定棚田地域（8法外）=〇〇市町村（旧市町村）



「保全を図る棚田等」として位置付けられていないため交付の対象外

棚田地域振興法のスキーム

指定棚田地域の指定及び指定棚田地域振興活動計画の認定にあたつて、内閣府がワансトップ窓口となり、地方自治体及び協議会からの申請を受ける体制を構築。また、国の職員からなる棚田地域振興コンシエルジュが協議会や自治体等に対して、情報提供や助言を行なうプラットシユ型の支援を実施。



令和7年度予算の棚田地域振興法関連事項（農水省）

1 中山間地域等直接支払の拡充（令和2年度～）

① 対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ 現行の8法に、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を支援対象地域に追加。

②「棚田地域振興活動加算」の創設

⇒ 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畝15度以上）に対し、取組目標の設定・達成を要件として10,000円/10aを加算。

⇒ 「棚田地域振興活動加算」を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畝20度以上）に対し、14,000円/10aを加算。【令和4年度～】

3 補助率の嵩上げ・要件緩和（令和2年度～）

⇒ 各事業における補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

対象事業

優遇措置	補助率嵩上げ	対象事業
	50→55%	・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・農村整備事業【令和3年度～】 ・農獸被害防止総合対策交付金 ・農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）） ・農山漁村振興交付金のうち賃貸土地利用総合対策【令和5年度～】
	4/10,1/3→1/2	・強い農業づくり総合支援交付金（產地基幹施設等支援タイプ） ※稻の育苗施設、米の乾燥調製施設・集出荷貯蔵施設等 ・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農村整備事業【令和3年度～】 ・強い農業づくり総合支援交付金（產地基幹施設等支援タイプ）

4 その他の優遇措置（令和2年度～）

①「指定棚田地域振興活動計画」の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす

⇒ 「地域別農業振興計画」の認定を受けた代わりに、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けた場合も対象とする。

②農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域活性化型（活動計画策定事業））の拡充

⇒ 各年度の助成上限額に100万円を加えることができる対象に、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

③農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））の拡充

⇒ 認定棚田地域振興活動計画に基づく活動に対応した事業メニュー（指定棚田地域保全整備）を創設。

2 中山間地農業ルネッサンス事業の拡充（令和2年度～）

① 対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ ルネッサンス事業の支援対象地域に指定棚田地域を追加し、支援事業の優先採択、優遇措置を講じる。

②「指定棚田地域振興活動計画」の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす

⇒ 「地域別農業振興計画」の認定を受けた代わりに、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けた場合も対象とする。

③棚田の保全・振興に対応した推進事業の拡充

⇒ 棚田地域における体制づくり、アドバイザー派遣、計画策定等の棚田の保全・振興を推進するモデルメニューを追加。

指定棚田地域振興活動計画と棚田地域振興活動計画との関係について

○中山間地域等直接支払の棚田地域振興活動加算を受けるためには、棚田の保全等に関する定量的な目標を設定するとともに、棚田の価値を活かした活動(地域の実情に応じたもの)、新たな人材の確保又は集落機能を強化する取組及び農業生産性の向上に関する目標を含める必要があります。

○棚田地域振興活動加算を要求している地区において、指定棚田地域振興活動計画を策定する際は、手戻りが生じないよう、棚田地域振興活動加算の要件を踏まえて目標を設定するようにしてください。

指定棚田地域振興活動計画※1の目標

2 指定棚田地域振興活動の目標

(達成できない場合
も可)

- 【記載例】
(1) 棚田等の保全
■：棚田の価値を活かした活動
■：集落機能強化（人材の確保を含む）に関する目標
■：生産性向上に関する目標
・荒廃農地の発生防止・減少
-令和〇年までに〇〇の棚田における荒廃農地率※2を〇%から〇%に減少させる。
※2 荒廃農地面積×100／（耕地面積+荒廃農地面積）

- ・**担い手の確保**
-令和〇年までに〇〇の棚田の保全に取り組む人数を〇人から〇人に増加させる。
・**生産性・付加価値の向上**
-令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入する。
-農産物の供給の促進
-令和〇年までにブランド品種に変更して棚田米の販売量／額を〇t／円から〇t／円に増加させる。
・良好な景観の形成
-令和〇年までに〇〇の棚田に〇〇（花木等）を〇本、〇〇を〇本植栽する。
-隣接地域とも連携して〇〇棚田で、〇〇踊り、〇〇太鼓などの披露の場を設け、伝統文化の継承を図る。

- （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
・農産物の供給の促進
-令和〇年までに棚田地域における棚田米の販売量／額を〇t／円から〇t／円に増加させる。

- ・良好な景観の形成
-令和〇年までに〇〇の棚田に〇〇（花木等）を〇本、〇〇を〇本植栽する。

- （3）棚田を核とした棚田地域の振興
・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
-令和〇年までに〇〇棚田オーナー等の関係人口を〇人から〇人に増加させる。

- ・棚田を観光資源とした地域振興
-令和〇年までに、棚田の周辺に直売所／農家レストランを整備し、年間〇円の売り上げを達成する。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
-令和〇年までに棚田米を原料とした〇〇（加工品）の販売量を〇tから〇tに増加させる。

中山間地域等直接支払

加算の要件

(達成できなければ原則、遡及返還（免責事項あり）)
棚田地域振興活動加算における目標設定

以下の各々について、定量的な目標を一つ以上設定。

- ア 棚田等の保全
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

- その際、**棚田の価値を活かした活動及び集落機能強化又は新たな人材の確保及び農業生産性向上**に関する目標を含めること。

- ▶ 目標が達成できない場合は原則、加算分の交付金返還となる（免責事項あり）
▶ 目標達成の期限は交付期間中に設定（遅くも令和11年度まで）
▶ 認定棚田地域振興活動計画における目標と整合を図る。ただし、数値目標は、対象範囲や目標年度が集落協定と異なる場合もあるため必ずしも一致しなくて良い。

集落協定書（イメージ）

棚田地域振興活動加算
項目

目標

令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入する。
-農産物の供給の促進
-令和〇年までにブランド品種に変更して棚田米の販売量／額を〇t／円から〇t／円に増加させる。

令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入し、共同で行う草刈り・防除の面積を〇%増加する。
の場を設け、伝統文化の継承を図る。

令和〇年までに〇〇棚田地域における棚田オーナー等の関係人口を〇人から〇人に増加させる。

※1 指定棚田地域振興活動計画の認定後、認定棚田地域振興活動計画と異なる。

棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域

R7.11.26

県民局名	市町村名	平成の合併前の市町村名	指定棚田地域名	指定年月日番号	指定棚田地域振興活動計画の認定(R7:更新年度) ※更新手続中	棚田地域振興活動加算の申請(R7:第6期対策)
備前	赤磐市	熊山町	可真村	R2.8.20 告示第6号		
	吉備中央町	新山村	江與味村	R4.2.9 告示第1号		
備中	高梁市(19地域)	高梁市	高梁町	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			津川村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			川面村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			巨瀬村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			中井村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			玉川村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			宇治村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			松原村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			高倉村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
		有漢町	落合村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			有漢村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
		成羽町	上有漢村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			中村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
		川上町	吹屋町	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			手庄村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
		備中町	大賀村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			富家村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			平川村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
			湯野村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	
美作	津山市(23地域)	津山市	津山市	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			田邑村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			一宮村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			東一宮村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			高田村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			高倉村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			神庭村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			滝尾村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			高野村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			広野村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			河辺村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			大崎村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7
			高取村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7

棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域

R7.11.26

県民局名	市町村名	平成の合併前の市町村名	指定棚田地域名	指定年月日番号	指定棚田地域振興活動計画の認定（R7:更新年度）※更新手続中			棚田地域振興活動加算の申請（R7:第6期対策）
美作	津山市 (23地域)	加茂町	上加茂村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
			加茂町	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
		阿波村	阿波村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
		勝北町	勝加茂村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
			広戸村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
			新野村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
		久米町	大井西村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
			大東村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
			久米村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
			倭文村	R2.4.9 告示第2号	R3.5.26	R7.11.7		
	真庭市	湯原町	湯原町	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	協議中		社
	美作市 (2地域)	英田町	河会村	R2.4.9 告示第2号	R2.8.31	R7.11.7		上山
		東粟倉村	東粟倉村	R4.4.21 告示第2号	R4.9.30	R7.11.7		後山（中筋道仙寺）・ 後山（入谷）
	勝央町	勝央町	高取村	R2.4.9 告示第2号				
	西粟倉村	西粟倉村	西粟倉村	R3.4.15 告示第2号	R3.6.14	R7.11.7		大茅上
	久米南町 (4地域)	久米南町	弓削町	R3.2.25 告示第1号	R3.6.14	R7.9.30		下二ヶ川東、塩之内
			稻岡南村	R3.2.25 告示第1号	R3.6.14	R7.9.30		里方北、北庄東、 北庄中央
			龍山村	R3.2.25 告示第1号	R3.6.14	R7.9.30		
			神目村	R3.2.25 告示第1号	R3.6.14	R7.9.30		山前峠
	美咲町 (12地域)	中央町	三保村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
			打穴村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
			大併和村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
			加美町	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
		旭町	倭文西村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
			西川村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
			併和村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
			江與味村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
		柵原町	飯岡村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
			南和氣村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
			北和氣村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
			吉岡村	R4.2.9 告示第1号	R4.5.31	協議中		
計		10市町村（63地域）						3市町村（8地区）

農村型地域運営組織に取り組んでみませんか！

集落の皆さんで、住みよい**地域環境**を作っていきませんか！

農村型地域運営組織は、農家と地域住民の皆さん協力して、**集落ぐるみで農業**（農地保全管理、地域資源活用など）や**生活支援**の課題解決に取り組む地域の活動組織です。

少しでも興味がありましたら、まずはお気軽にご相談ください！

活動イメージ

農村型地域運営組織（農村RMO）

地域運営組織（RMO）

集落協定

（農家のみなさん）

集落営農



連携

（地域住民のみなさん）



J A 生産部会

農業公社

農業法人

など

まちづくり

自治会

社協

婦人会

PTA

など

集落の将来あるべき姿を協議

営農支援

実践

生活支援



農地の草刈り



加工品の開発 など



通院の補助 など

県内事例

吉縁起村協議会（真庭市吉地区）～住民の83%が取組効果を実感～



「吉縁起村」

落合ICから南に車で約15分
真庭市の最南端に位置します。
会員25名で地域を盛り上げ中！

吉地区では、小学校や郵便局の廃止など生活基盤が弱体化する中、15名の有志が集まり、地域のために「**何かできないか**」をテーマに話合いました。

地域を盛り上げるため、イベント開催、農地の草刈りや学習支援などに取り組む中、令和4年度に国の事業採択を受け、**農村RMOを立上げ**活動を本格化。課題となっている「**買い物支援**」として、令和5年に農村未来型無人店舗「スマート♡縁起村」を開設し、好評を博しています！

こんな地域にオススメ

その1：地域を元気づけたいが、何から始めれば良いかわからない！

その2：地域の話し合いに参加して活動を支援して欲しい！

その3：優良事例や活用できる補助事業などを教えて欲しい！

※補助事業は各種要件がございます。



資料No. 3

令和7年度 第2回
岡山県日本型直接支払等推進委員会

中山間地域等直接支払制度に係る市町村の取組事例

令和7年11月

岡山県農林水産部

中山間地域等直接支払制度に係る市町村の取組事例

1 吉備中央町

※R6 実績

協定数	参加数	協定面積	平均面積	体制整備単価率	交付額
176 協定 (1位)	2,089人 (1位)	1,716ha (1位)	9.7ha (9位)	100% (1位)	294,493千円 (1位)

- 町の方針として、全地区で、体制整備単価、ネットワーク化加算及びスマート農業加算を取り組んでいただけるよう推進している。
- 全体説明会だけでなく、旧小学校区の9地区で地区別説明会を開催。
- 各集落協定に対して、個別の面談（1協定あたり2時間程度）を実施しており、申請書の書き方以外に各加算の活用や役委員の若返り等を提案しているので、他市町村よりも制度の周知が進んでいると思う。
- 個別の集落協定での説明会は、意見が分かれることになるので（反対派の意見に引っ張られて良いことにならない。）、実施していない。

2 奈義町

※R6 実績

協定数	参加数	協定面積	平均面積	体制整備単価率	交付額
19 協定 (13位)	720人 (11位)	614ha (9位)	32.3ha (1位)	100% (1位)	71,393千円 (11位)

- 奈義町中山間地域等直接支払連絡協議会の協議の結果に沿う形で推進をしている。（第6期対策の方針は、連絡協議会を核としたネットワーク化を進めること及び各集落協定でスマート農業加算の活用を図ること。）
- 全体説明会だけでなく、連絡協議会の場で制度を説明している。
- 連絡協議会は、平成12年に奈義町が事務局となり組織を設立。交付金の有効方法の模索するための先進値視察や勉強会、各集落協定の取組内容の情報交換など実施している。各集落協定から会費を取り活動している。
- 平成12年の連絡協議会で、制度開始時に集落毎に細かく区切ると事務が大変なので、ある程度のまとまりのある規模で作ることになり（平成12年度：3組織、29ha/組織）、その後に申請する地区も同様の規模で作ることになった。

奈義町中山間地域等直接支払連絡協議会規約

平成13年2月13日

制定

改正 令和7年6月19日

(目的)

第1条 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に基づき、町から認定を受けた集落協定の各代表者が、奈義町中山間地域等直接支払連絡協議会（以下「協議会」という。）を組織し、交付金の有効な活用方法の模索や活動内容についての情報交換等を行い、本交付金事業を円滑に進め、町農業の発展に資することを目的とする。

(範囲)

第2条 協議会の範囲は、奈義町とする。

(会員)

第3条 協議会は、中山間地域等直接支払制度における活動集落代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(活動計画)

第4条 協議会の活動は次のとおりとする。

- (1) 交付金活動を円滑に進めるための協議に関すること。
- (2) 交付金活動に関する情報提供・意見交換に関すること。
- (3) 先進地視察研修等に関すること。
- (4) 集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）に関すること
- (5) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 協議会の役員は次のとおりとし、会員の互選により決定する。

会長 1名 副会長 2名

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、5年とする。但し、再任は妨げない。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する。

(会計)

第8条 協議会の会計は、次のものをもってあてる。

(1)会費

(2) その他の収入

2 会費の額は、総会で定める。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会)

第10条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第11条 この協議会の事務局は、産業振興課が行う。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成12年2月13日から施行する。

附 則 (令和7年6月19日)

この規約は、令和7年4月1日から施行する。